

会津美里町
公共施設等総合管理計画

平成 28 年 3 月

会 津 美 里 町

目 次

はじめに

1. 目的
2. 計画の対象範囲
3. 計画期間

第1章 人口等の現況と将来の見通し	1
1. 会津美里町の概要	1
2. 人口の推移と今後の見通し	1
3. 歳入歳出の推移と財源の見込み	6
第2章 公共施設等の現状	11
1. 建築系公共施設の現状	11
2. 建築、整備年代別の状況	16
3. 地域別公共施設等の現状	27
第3章 公共施設の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等	31
1. 公共施設の維持管理・更新等に係る費用算定	31
2. インフラ資産の維持管理・更新等に係る費用算定	44
第4章 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	54
1. 会津美里町における関連計画の方向性	54
2. 各施設の必要性の検討	61
3. 施設の将来利用における基本的な方向	66
4. 公共施設の管理に関する方針	75

資料編

第1章 人口等の現況と将来の見通し

- 1.1 地域別人口分布図 資料 1
- 1.2 年齢3階層の人口の推移 資料 2

第2章 公共施設等の現状

- 2.1 地域別公共施設の分布 資料 4
- 2.2 施設利用状況の現状 資料 13
- 2.3 施設の利用環境 資料 17
- 2.4 施設のコスト状況 資料 20

はじめに

1. 目的

近年、人口減少や少子・高齢化の進行などによる社会構造や住民ニーズが大きく変化していることに加え、高度経済成長期に整備されてきた公共施設は、老朽化・耐震性不足に伴う施設の改修や更新という大きな変革時期が到来しようとしています。

また、財政面では、義務的経費の増大に伴い町財政が逼迫し、今後においても少子・高齢化により生産年齢人口の減少に伴う税収不足が懸念されています。そのため、公共施設の維持管理にあたっては、その方針を大きく転換させる必要があります。

このような状況の中、平成 26 年 4 月、総務省は全国の地方公共団体に対し、「公共施設等総合管理計画の策定」を要請しています。

本町においても、少子高齢化等の進行による町の構造変化と、段階的な地方交付税の減少を背景に、老朽化した公共施設の維持管理費用の増加及び再生と利活用が課題となっています。

これまで本町は将来の公共施設の利活用にあたって、「公有財産利活用基本方針」「公共施設整備方針」等の方針に基づき、「会津美里庁舎及び複合文化施設建設」「今後の公民館のあり方方針」「学校給食の効率的な運営の方針」「保育所の統合方針」「温泉施設利活用処分方針」など、様々な検討を行ってきました。

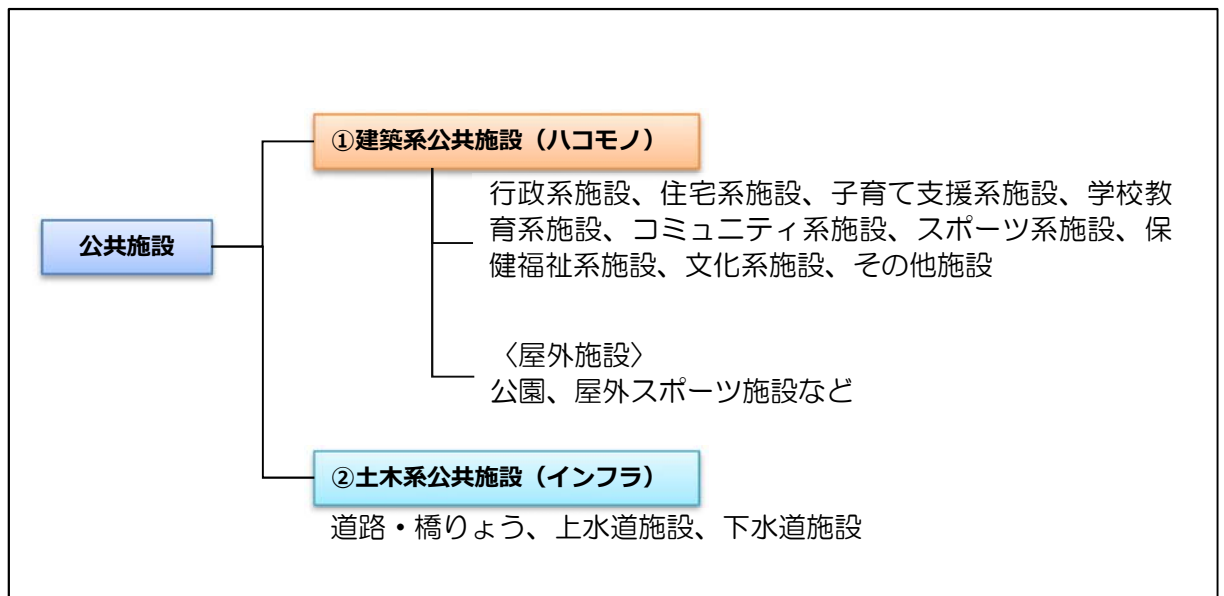
本計画は、これら町が保有、管理する公共施設の調査、分析と、中長期的なメンテナンスサイクルの構築、トータルコストの縮減と予算の平準化や、町村合併により類似施設を多数かかえている状況の中、施設の再配置や統廃合、施設の複合化及び施設の有効活用、民間活力の活用、管理経費の削減など公共施設の再生計画を検討し、公共施設の最適化を図ることを目的として実施します。

2. 計画の対象範囲

(1) 対象範囲

本計画の対象施設は、会津美里町が保有・管理する公共施設のうち、以下のような建築系の公共施設（ハコモノ）と土木系公共施設（インフラ）とします。

- ① 建築系公共施設（ハコモノ）
- ② 土木系公共施設（インフラ）



(2) 施設の単位

公共施設の分類・整理は、一つの施設で、棟別に数棟に区分される場合があります。

（例えば、〇〇小学校の校舎、体育館など）

施設の集計単位は、施設ごとの棟別として、調査及び情報内容を整理しました。

(3) 作成にあたっての情報収集方法

『会津美里町公有財産利活用処分方針における建物（平成24年4月1日）』に関する資料（種類、建築年、経過年数、延床面積、構造等）、各課へのヒアリング調査（資料に加えて利用者数、改修の履歴等）の回答結果に基づき、情報の収集整理を行いました。

(4) 対象数

- ・ 建物総数 567 棟（会津美里町公有財産利活用処分方針における建物数）
- ・ 内訳 利用財産(建物)530 棟
処分財産(建物) 37 棟
建築系公共施設建物総数 510 棟（全建築物567棟のうち新設5棟を追加、
取壊し35棟及び上下水道施設27棟を除く）

土木系公共施設

- 道路延長 364,721m
- 橋 梁 157 橋
- 上水道施設 管路延長 205,181m 建築物 24 棟
- 下水道施設 管路延長 96,176m 建築物 3 棟

3. 計画期間

本計画は、公共施設の寿命が数十年に及び、中長期的な視点が不可欠であり将来の公共施設の更新等に必要な経費の見通しは平成 27 年度（2016 年度）から平成 66 年度（2055 年度）までの 40 年間の将来推計に基づき策定しました。

また、財政状況や制度変更、社会情勢の変化などを踏まえて必要に応じ適宜見直しを行います。

第1章 人口等の現況と将来の見通し

1. 会津美里町の概要

本町は、面積 276.37k㎡で、福島県の西部に位置し、阿賀川（大川）や宮川などの河川が貫流する内陸性盆地の緑豊かな環境を有しています。

東は会津若松市に隣接し、西は柳津町、北は会津坂下町、南は下郷町と昭和村に接しています。

また、平成 17 年 10 月 1 日に会津高田町、会津本郷町、新鶴村の旧 3 町村が合併し、旧町村の各公共施設を維持継続し、現在に至っています。

表 1.1.1 地域の面積（町勢要覧 2011）

地域	旧町村	面積 (k㎡)
高田地域	会津高田町	195.67
本郷地域	会津本郷町	40.16
新鶴地域	新鶴村	40.54
	会津美里町	合計 276.37

2. 人口の推移と今後の見通し

(1) 人口の推移

本町の人口・世帯数の状況を見ると昭和 25 年の 38,522 人をピークに減少傾向にあり、平成 22 年の人口（国勢調査）は 22,737 人、世帯数 6,806 世帯で、1 世帯あたり人員は 3.34 人と福島県の平均世帯人員(2.76 人)を上回っています。

また、平成 22 年の本町の地域ごとの人口では、最も人口が多いのは高田地域の 13,142 人（57.8%）であり、以下、本郷地域 5,970 人（26.3%）、新鶴地域 3,621 人（15.9%）の順となっています。各地域とも年々減少傾向にあります。

本町の人口・世帯数について、表 1.2.1 及び図 1.2.1 に人口・世帯数の推移（構成比）、図 1.2.2～1.2.3 に地域別人口分布を示しています。

人口の調査項目	資料
人口・世帯数（町）	○平成 22 年国勢調査 ○平成 27 年 9 月 1 日（会津美里町現住人口）
人口・世帯数（地域別）	○平成 22 年国勢調査 （平成 17～22 年 国土数値情報）
階層別人口（5 歳階級）	○平成 22 年国勢調査
一人当たり延床面積	○平成 27 年 10 月 1 日現在（会津美里町人口）

表 1.2.1 人口・世帯数の推移

年度	人口(人)				世帯数 (世帯)	1世帯 あたり 人員(人)
	総人口	高田	本郷	新鶴		
昭和 25 (1950) 年	38,522	23,664	8,058	6,800	6,320	6.10
昭和 30 (1955) 年	37,321	23,025	7,647	6,649	6,221	6.00
昭和 35 (1960) 年	36,073	21,756	8,137	6,180	6,556	5.50
昭和 40 (1965) 年	33,308	19,681	7,637	5,990	6,542	5.09
昭和 45 (1970) 年	30,036	17,979	7,067	4,990	6,569	4.57
昭和 50 (1975) 年	27,973	16,808	6,635	4,530	6,596	4.24
昭和 55 (1980) 年	27,945	16,845	6,464	4,636	6,650	4.20
昭和 60 (1985) 年	27,705	16,798	6,282	4,625	6,652	4.16
平成 2 (1990) 年	27,211	16,558	6,130	4,523	6,591	4.13
7 (1995) 年	27,039	16,332	6,376	4,331	6,840	3.95
12 (2000) 年	26,172	15,564	6,506	4,102	7,092	3.69
17 (2005) 年	24,741	14,540	6,393	3,808	6,969	3.55
22 (2010) 年	22,737	13,145	5,971	3,621	6,806	3.34
参考平成 27.9.1 現在 (2015) 年	20,688	—	—	—	6,630	3.12

- ・国勢調査（昭和 25 年度～平成 22 年度）を参照
- ・国土数値情報の合計値（平成 17 年度～平成 22 年度の国勢調査地域データ）を参照
- ・参考 平成 27.9.1 現在については現住人口を参照

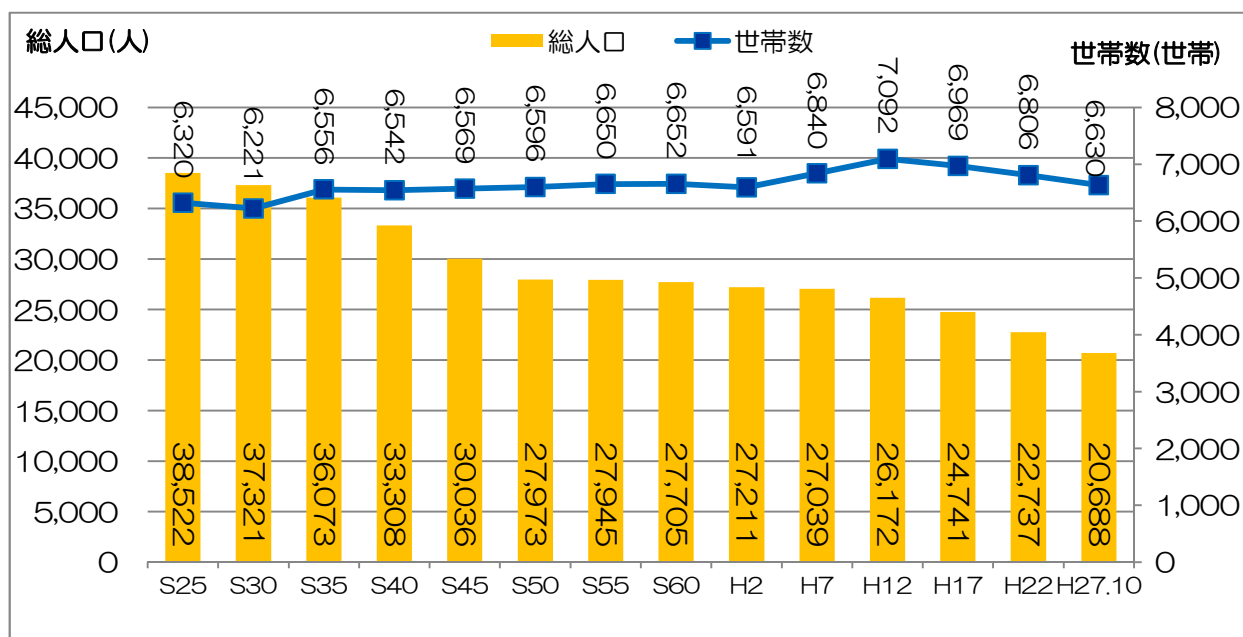


図 1.2.1 人口・世帯数の推移

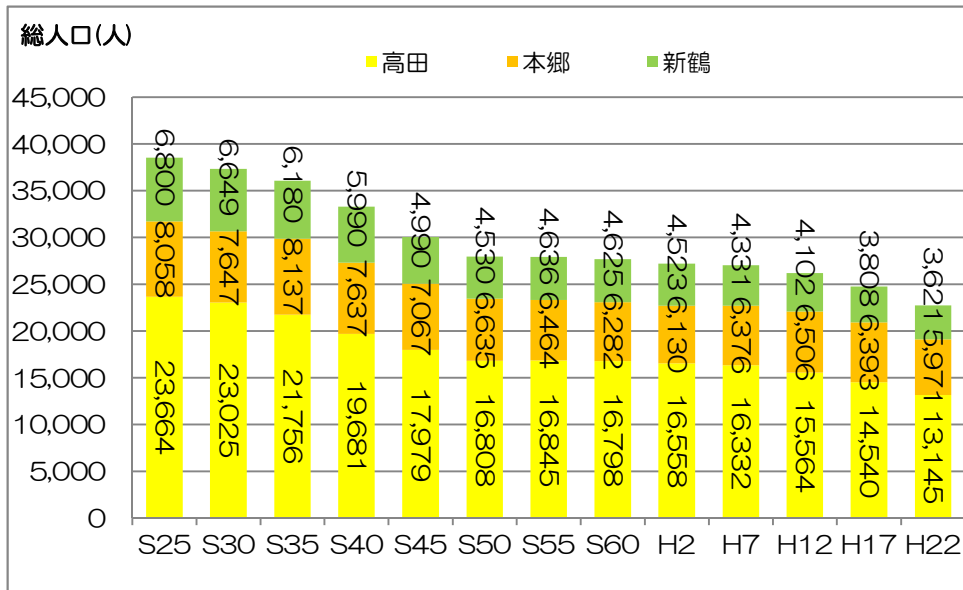


図 1.2.2 地域別人口の推移

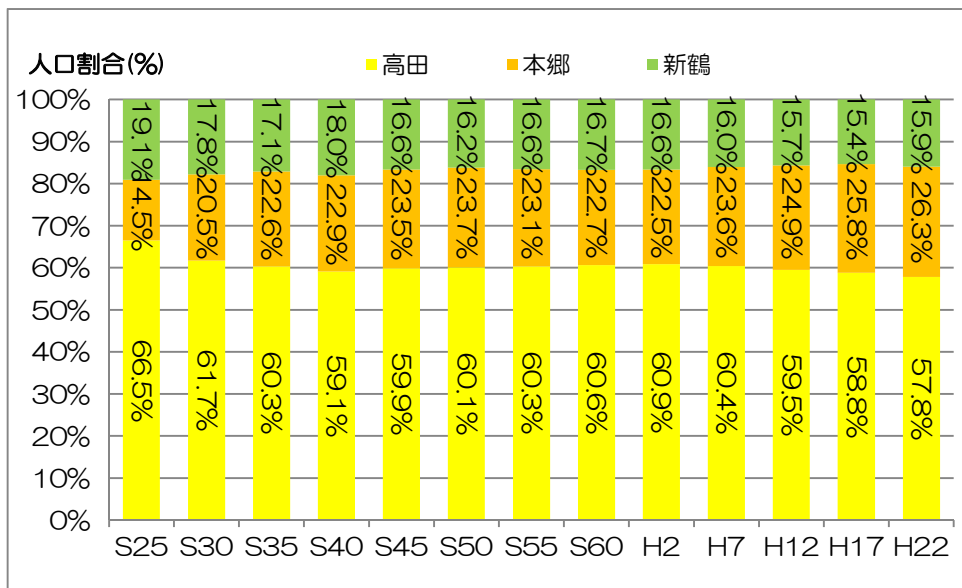


図 1.2.3 地域別人口の推移構成比

(2) 将来人口の推計

本町の将来人口については、「会津美里町第3次総合計画」の人口推計値（5歳階級別人口）を参照しています。

これによると、平成52年における人口は12,739人（平成22年比：44%減）と推計され、また、年少人口は1,493人、生産年齢人口は5,908人、高齢人口は5,339人と推計されています。本町の将来人口推計について、表1.2.2及び図1.2.4に、図1.2.5～1.2.6に年齢3階層の人口推計（構成比）を示しています。

表 1.2.2 将来人口推計

年齢区分	実績値		推計値				
	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
0～4歳	729	704	642	575	505	453	491
5～9歳	878	739	715	655	589	516	479
10～14歳	1,078	864	726	706	649	583	523
15～19歳	1,051	858	687	583	565	568	524
20～24歳	803	600	497	404	345	382	398
25～29歳	971	794	607	516	422	418	449
30～34歳	1,039	893	746	574	493	478	463
35～39歳	935	1,000	862	732	558	523	517
40～44歳	1,064	921	988	857	732	557	537
45～49歳	1,347	1,024	888	959	838	713	557
50～54歳	1,785	1,326	1,011	879	950	834	724
55～59歳	2,002	1,732	1,286	983	855	926	814
60～64歳	1,791	1,997	1,734	1,284	988	856	926
65～69歳	1,342	1,729	1,930	1,677	1,242	959	827
70～74歳	1,502	1,279	1,649	1,843	1,602	1,188	917
75～79歳	1,681	1,330	1,122	1,450	1,623	1,414	1,051
80～84歳	1,440	1,371	1,085	904	1,163	1,307	1,143
85～89歳	831	1,018	971	768	621	794	899
90～94歳	364	416	516	492	390	308	393
95～99歳	85	99	115	143	137	109	84
100歳以上	19	19	22	24	32	30	24
計	22,737	20,711	18,799	17,010	15,295	13,913	12,739
年少人口	2,685 (11.8%)	2,307 (11.1%)	2,084 (11.1%)	1,937 (11.4%)	1,743 (11.4%)	1,552 (11.2%)	1,493 (11.7%)
生産人口	12,788 (56.2%)	11,142 (53.8%)	9,307 (49.5%)	7,770 (45.7%)	6,744 (44.1%)	6,253 (44.9%)	5,908 (46.4%)
高齢人口	7,264 (31.9%)	7,262 (35.1%)	7,408 (39.4%)	7,302 (42.9%)	6,809 (44.5%)	6,108 (43.9%)	5,339 (41.9%)

※各年齢階層ごとに1人に満たない端数があるため合計値と合致しない場合があります。

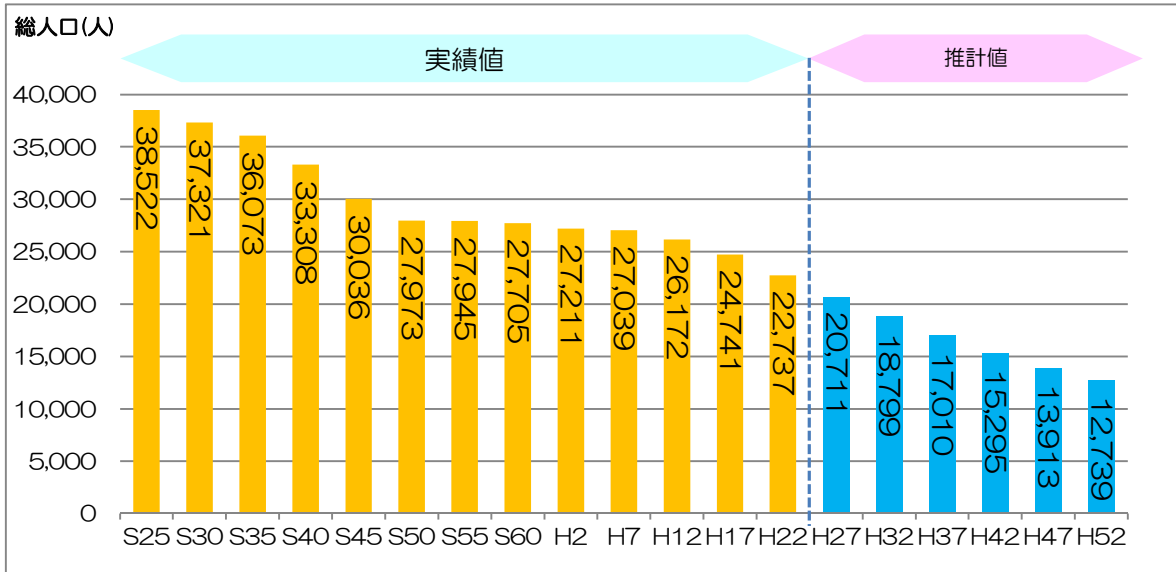


図 1.2.4 将来人口推計

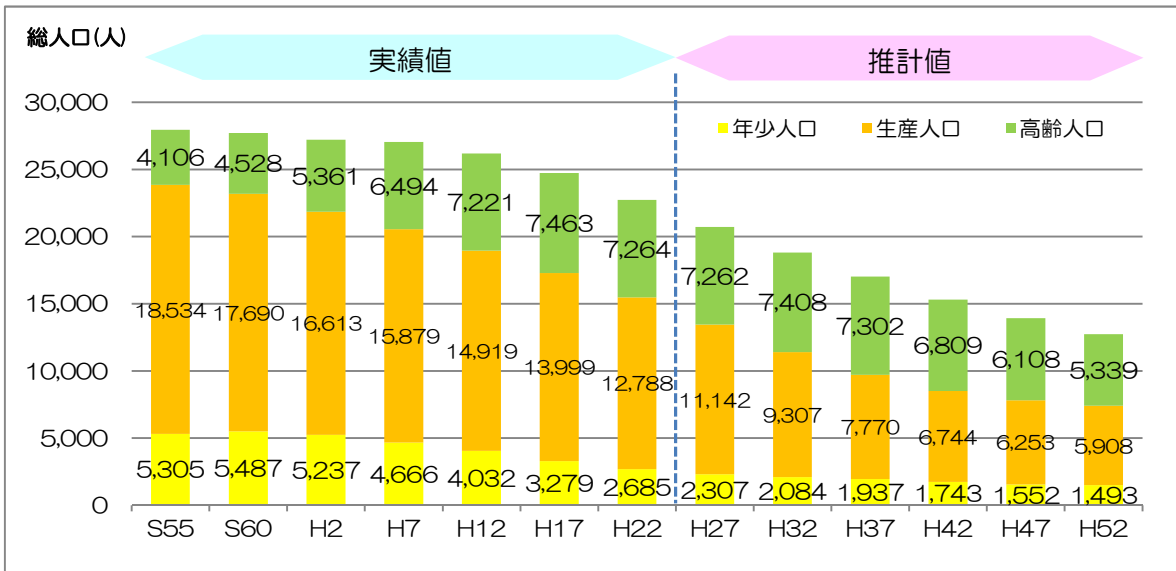


図 1.2.5 年齢3階層の人口推計

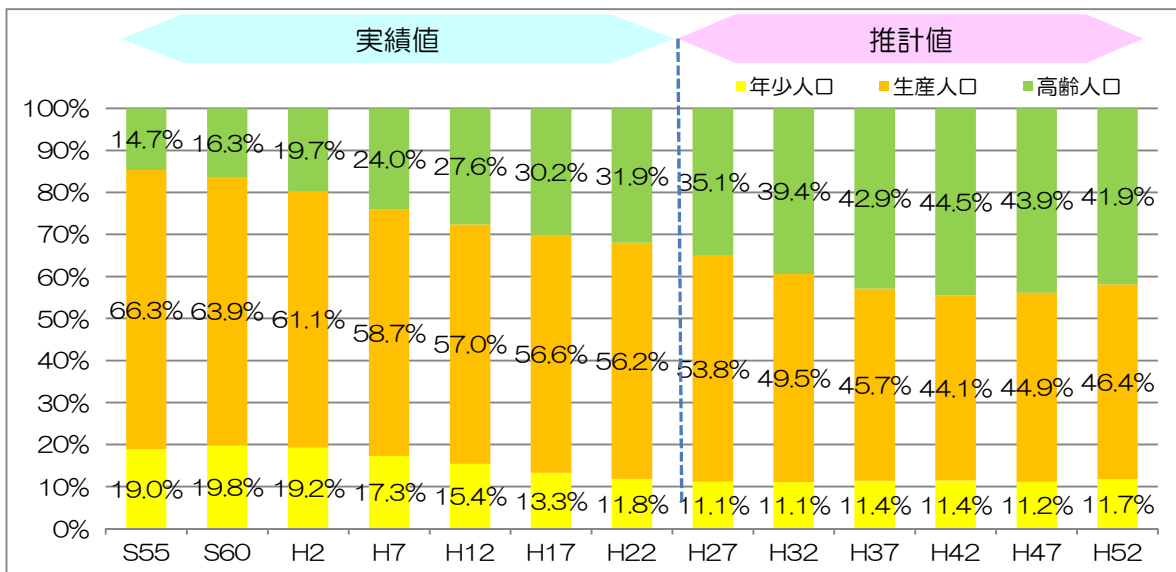


図 1.2.6 年齢3階層の人口推計構成比

3. 歳入歳出の推移と財源の見込み

(1) 歳入の状況

平成 26 年度の歳入は 112 億円であり、そのうち地方税は 16 億円で全体の約 1 割を占めています。国・県補助費等を含めた歳入は、本郷地域統合小学校整備事業、東日本大震災関連復旧復興事業などの実施により平成 24 年度に最も増加したものの、近年、事業の終了に伴い減少傾向にあります。また、地方税は平成 21 年度からほぼ横ばいですが、地方税の主たる納税者となる生産年齢人口の減少が予測されていることから、今後、地方税の減少が懸念されます。

平成 21～26 年度会津美里町決算統計による本町の財政の状況について、表 1.3.1 及び図 1.3.1 に歳入の推移を示しています。

表 1.3.1 歳入の推移 (百万円)

歳入	年度	平成 21 (2009) 年	平成 22 (2010) 年	平成 23 (2011) 年	平成 24 (2012) 年	平成 25 (2013) 年	平成 26 (2014) 年
地方税		1,610	1,545	1,531	1,569	1,622	1,633
交付税		5,503	6,102	6,090	5,919	5,862	5,769
一般財源その他		1,742	1,791	1,406	1,214	1,143	1,375
国補助		600	667	860	1,023	671	612
県補助		572	787	974	2,399	1,036	1,008
地方債		174	341	543	500	177	212
その他		1,411	551	769	870	601	570
合計		11,611	11,786	12,173	13,493	11,112	11,179

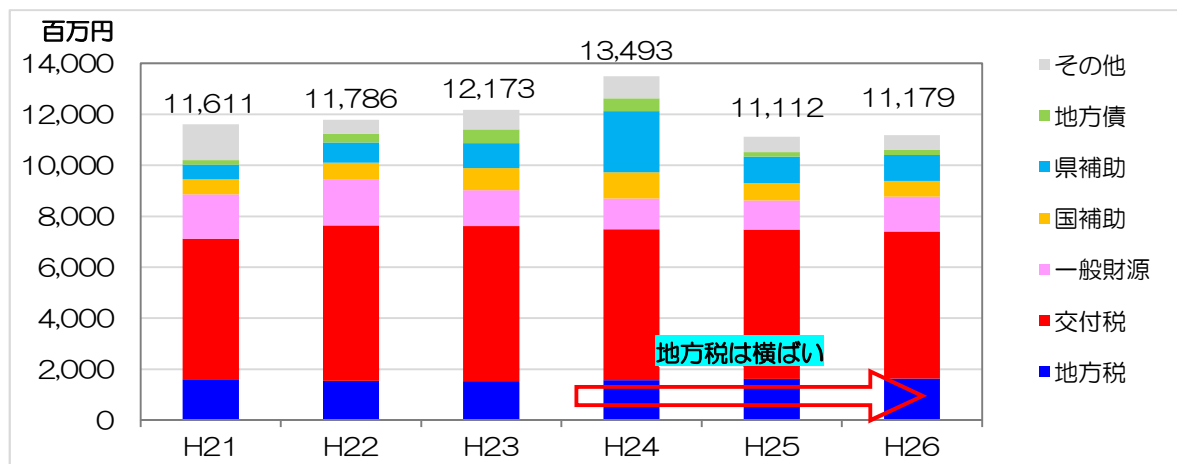


図 1.3.1 歳入の推移

(2) 歳出の状況

平成 26 年度の歳出は 108 億円であり、そのうち扶助費は 9.5 億円で全体の 1 割弱を占め、平成 22 年度より例年ほぼ横ばい（平成 24 年度は東日本大震災の特例を除く）に推移していますが、今後、高齢化社会の進行に伴い、扶助費の増加が懸念されています。

また、公共施設等の整備の財源となる普通建設費の投資的経費（公共土木を含む）は 8.6 億円、維持補修費は 2.1 億円で歳出全体の約 1 割を占めていますが、今後、扶助費の増加に伴い、投資的経費に充当される財源の確保は、益々厳しくなるものと見込まれています。

平成 21～26 年度会津美里町決算統計による本町の財政の状況について、表 1.3.2 及び図 1.3.2 に歳出の推移を示しています。

表 1.3.2 歳出の推移 (百万円)

年度 歳出	平成 21 (2009) 年	平成 22 (2010) 年	平成 23 (2011) 年	平成 24 (2012) 年	平成 25 (2013) 年	平成 26 (2014) 年
人件費	1,997	1,906	1,868	1,833	1,796	1,770
物件費	1,413	1,585	1,676	1,745	1,726	1,736
維補費	99	122	165	172	168	209
扶助費	609	842	862	2,429	856	949
補助等	1,915	1,374	1,435	1,319	1,302	1,379
普建費	2,001	1,652	1,621	1,665	952	863
公債費	1,566	1,650	1,833	1,646	1,568	1,442
繰出金	1,216	1,385	1,420	1,411	1,356	1,370
その他	478	727	1,008	1,048	1,149	1,085
合計	11,301	11,244	11,889	13,268	10,874	10,803

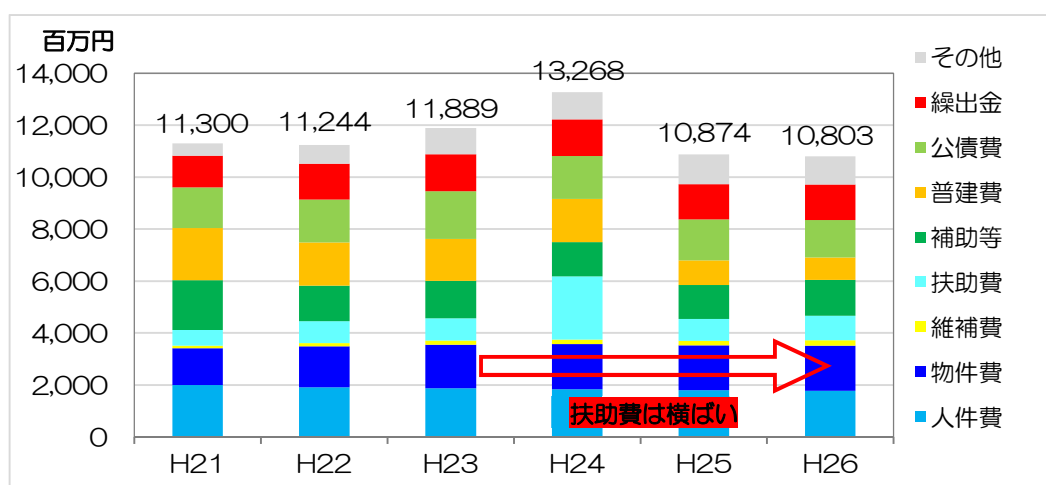


図 1.3.2 歳出の推移

(3) 財政指標の状況

平成 20～25 年度 市町村別決算状況調（総務省）によります。本町の財政指標について、表 1.3.3 及び図 1.3.3～1.3.6 に財政力指数の推移を示しています。

表 1.3.3 財政力指数の推移

	市町村	平成 20 (2008)年	平成 21 (2009)年	平成 22 (2010)年	平成 23 (2011)年	平成 24 (2012)年	平成 25 (2013)年
財政力指数	会津美里町	0.29	0.28	0.27	0.25	0.25	0.25
	福島県平均	0.51	0.50	0.47	0.45	0.43	0.43
経常収支比率	会津美里町	85.50	81.30	77.90	82.10	82.20	81.60
	福島県平均	88.40	87.70	82.90	87.60	85.00	85.40
実質公債費比率	会津美里町	15.40	14.70	13.90	12.80	11.60	10.00
	福島県平均	14.30	13.60	12.40	11.50	10.50	9.70
将来負担比率	会津美里町	139.20	115.10	92.00	61.90	48.60	19.10
	福島県平均	—	—	76.40	55.20	40.30	23.00

1) 財政力指数 ※1

財政力指数は、平成 20 年度から平成 25 年度にかけてやや減少しています。県内市町村平均と比較すると、福島県全体と同様にほぼ横ばいに推移し、指数は 0.2 程度低めです。

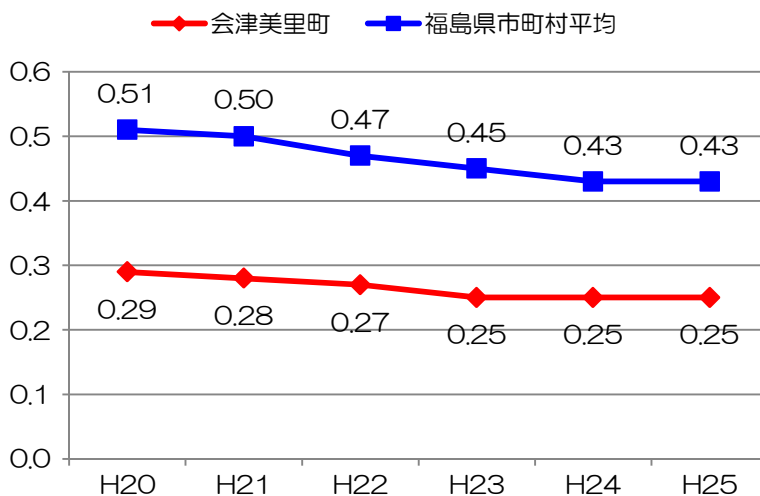


図 1.3.3 財政力指数の推移

※1 地方公共団体が自力に必要な財源をどのくらい調達できるか示しており、この数値が高いほど普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。「1」を超えると地方交付税が交付されない団体（不交付団体）となります。

毎年度の地方交付税（普通交付税）の算定に用いる「基準財政収入額（標準的に収入されるであろうと算定された地方税等の額）」を「基準財政需要額（標準的な行政運営を行うために必要であると算定された経費の額）」で除して得た数値の過去3カ年の平均値です。

2) 経常収支比率 ※2

平成 22 年度までに急激に減少し、平成 23 年度に上昇しています。これは東日本大震災および福島第一原発事故に伴う地方税の減免措置等による影響と判断されます。

平成 24~25 年度には、県内市町村平均と比べるとやや低く、安定した水準に戻っています。

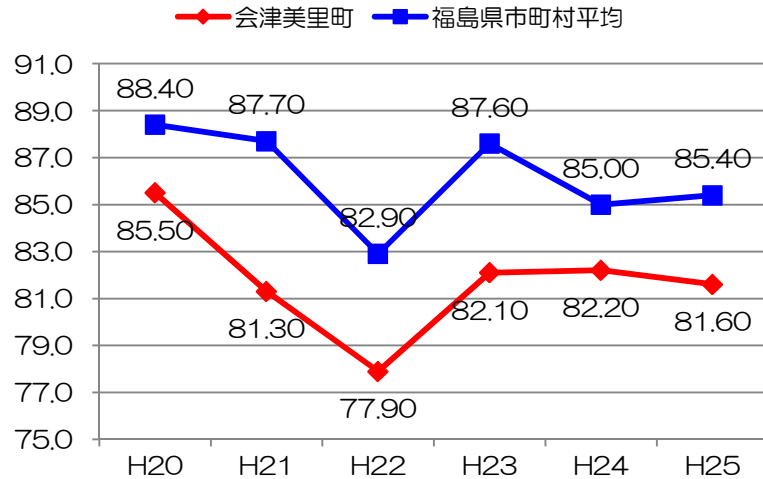


図 1.3.4 経常収支比率の推移

※2 人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に対して、地方税や普通交付税など毎年度経常的に収入される一般財源がどの程度使われているかを示す割合です。財政構造の弾力性を示す指標で、この比率が高いほど、普通建設事業費等の臨時的な経費に使うことができる財源に余裕がなく、財政構造の硬直化が進んでいることとなります。

3) 実質公債費比率 ※3

早期健全化基準の 25%を下回り健全な状況ですが、県内市町村平均より高い水準であって、平成 25 年度はその差が縮小しています。

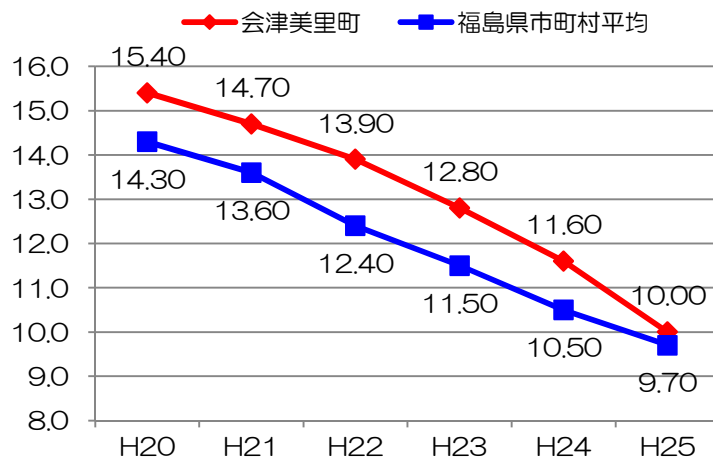


図 1.3.5 実質公債費比率の推移

※3 一般会計等が負担する借入金の返済額及びこれに準ずる額（特別会計や企業会計、一部事務組合への繰出金・負担金のうち借入金の返済に使われた額など）の大きさを指標化したものです。元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、資金繰りの危険度を示します。この比率が 18%以上になると町債の発行に県の許可が必要になり、また 25%以上になると町債の発行の一部が制限されることとなります。

4) 将来負担比率 ※4

早期健全化基準を下回っており、健全な状況です。合併後の大型事業の終了や地方債残高の減少等により、毎年減少傾向にあります。県内市町村平均と比較すると、平成 24 年度までは上回っていたのですが、平成 25 年度には県内市町村平均を下回っています。

今後も、起債の抑制に努め、適正規模の財政調整基金を確保し、将来に備える必要があります。

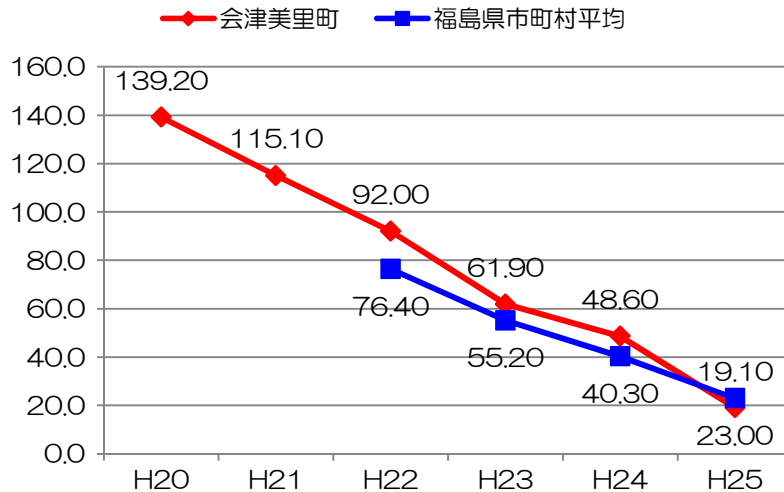


図 1.3.6 将来負担比率の推移

※4 一般会計等が負担する借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化したもの。将来的に支出しなければならない実質的な財政負担の標準財政規模に対する比率で、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示しています。

第2章 公共施設等の現状

1. 建築系公共施設の現状

(1) 公共施設等の保有状況

1) 施設所管課へのヒアリング調査

データ収集にあたり、各施設所管課に対してヒアリングシートを用いて、公共施設の現況及び施設の利用・収支状況等の調査を行い、資料収集とデータの整理を行いました。

調査結果の施設一覧及び施設の利用・コスト状況等については、巻末資料に示しています。

2) 対象施設の用途区分

本町の対象施設の用途区分を表 2.1.1 に示しています。

表 2.1.1 用途区分

施設の用途	対象施設
1.公営住宅施設	町営住宅、後継者育成居住施設
2.行政関連施設	庁舎施設、その他の行政関連施設、消防屯所
3.子育て支援施設	幼稚園、保育所、支援センター、児童館
4.学校教育系施設	小学校、中学校、学校給食センター
5.社会教育系施設	社会教育施設、図書館、学習館、歴史資料室
6.スポーツ・レクリエーション施設	屋内運動場、球技場、グラウンド・運動場、スポーツ施設（スキー場、プール）、公園管理施設、観光施設、温泉、物産館、ログハウス、東屋・管理棟
7.保健・福祉施設	福祉施設、高齢者養護・介護施設、保健・福祉センター、ふれあいセンター
8.文化系施設	公民館、集会所
9.その他	公衆トイレ、携帯基地局、貸付施設、倉庫、機械・ポンプ室
10.インフラ施設	道路・橋梁
	上水道施設、浄水場・配水池、ポンプ場
	下水道処理施設、集落排水施設、浄化センター、ポンプ場

3) 用途別公共施設の保有状況

本町の普通会計における公共施設の総棟数は510棟であり、床面積の合計は約13.1万㎡となっています。

延床面積の内訳は、学校施設が28.1%、次いで公営住宅が21.2%、スポーツ・レクリエーション施設の13.5%、行政系施設の10.9%の順となっています。

本町の公共施設の保有状況について、表2.1.2及び図2.1.1～2.1.3に用途別公共施設の延床面積等を示しています。

表 2.1.2 用途別公共施設の保有状況

施設の用途	棟数	床面積 (㎡)	%
1 公営住宅	173	27,808.0	21.2%
2 行政関連施設	116	14,283.4	10.9%
3 子育て支援施設	10	6,354.6	4.8%
4 学校教育系施設	42	36,954.0	28.1%
5 社会教育系施設	5	1,176.9	0.9%
6 スポーツ・レクリエーション施設	77	17,697.6	13.5%
7 保健・福祉施設	6	5,155.3	3.9%
8 文化系施設	26	7,939.4	6.0%
9 その他	55	13,961.0	10.6%
総計	510	131,330.3	100%

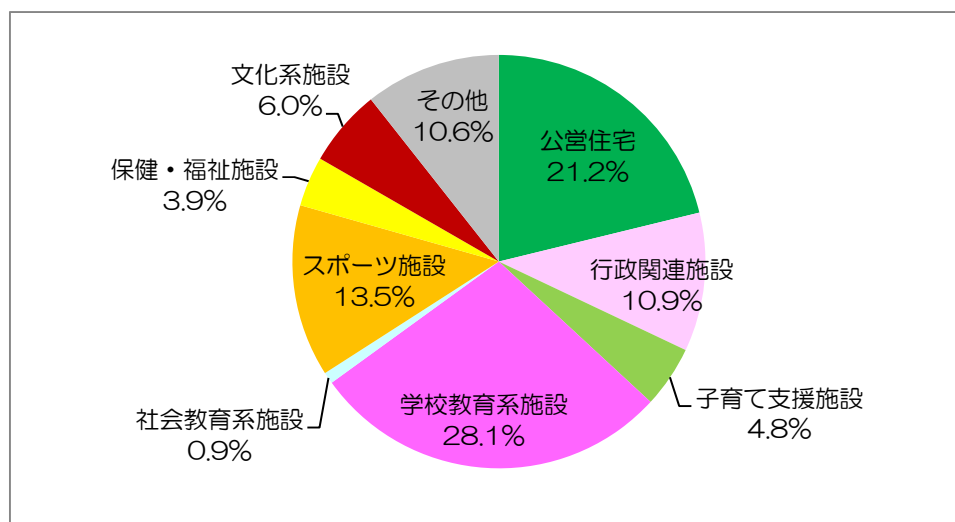


図 2.1.1 用途別公共施設の延床面積割合

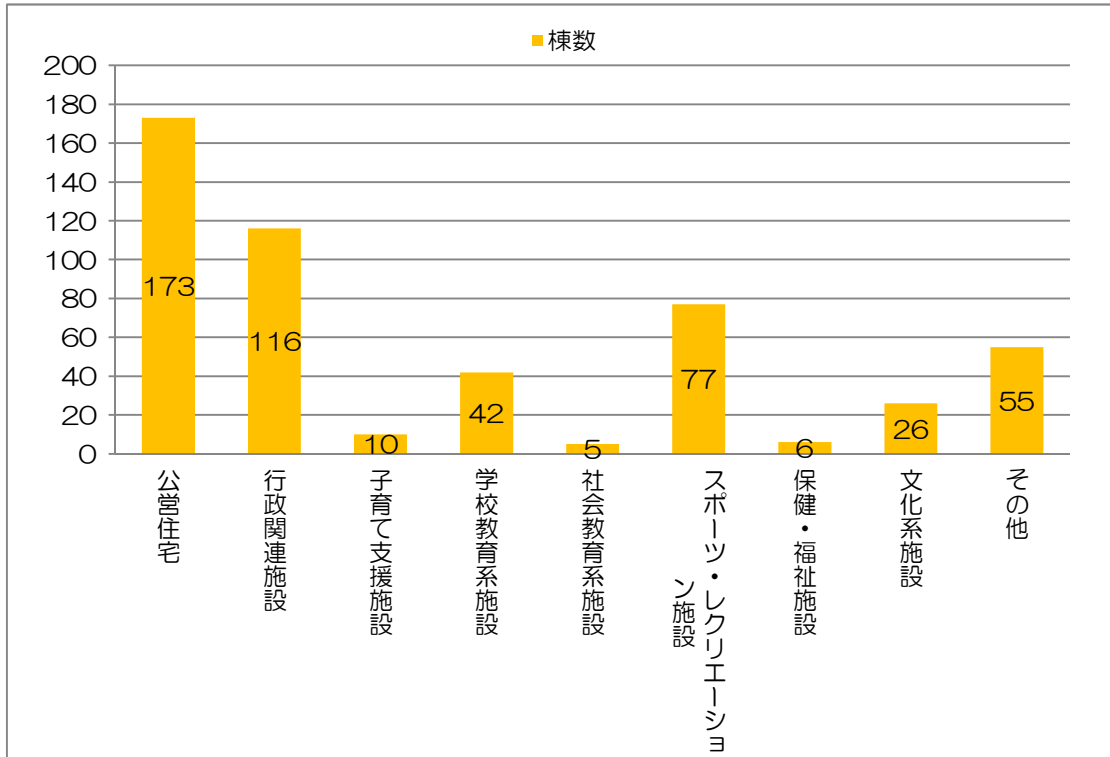


図 2.1.2 用途別公共施設の棟数

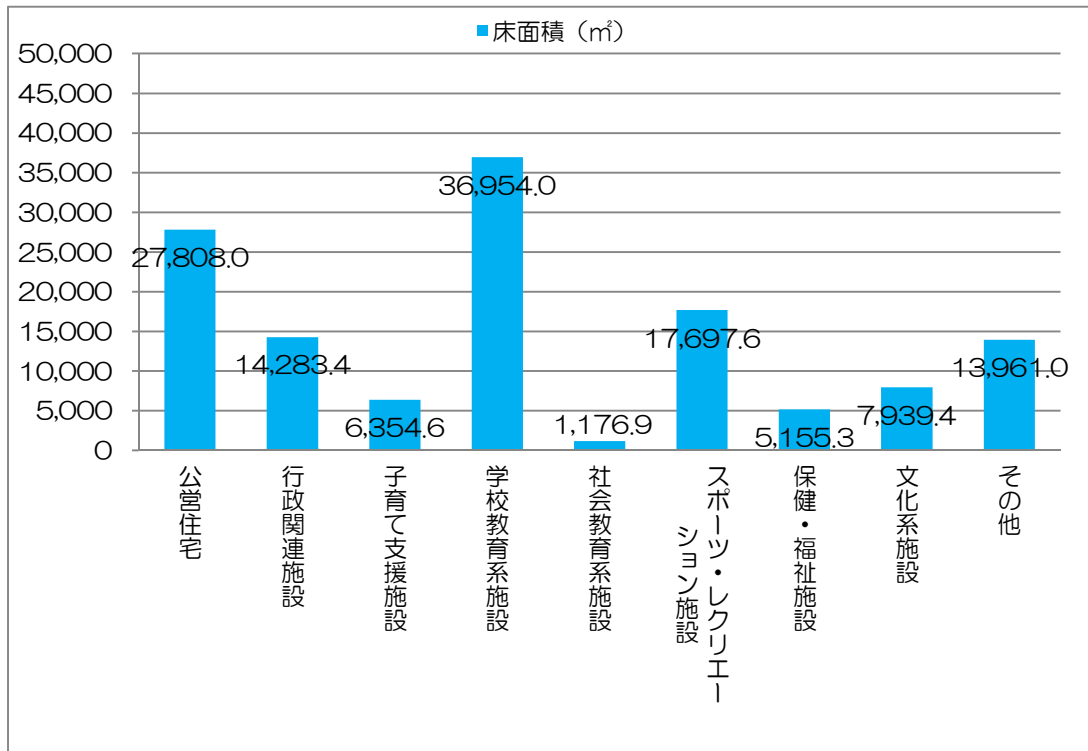


図 2.1.3 用途別公共施設の延床面積

(2) 一人当たりの公共施設の延床面積

本町の住民基本台帳人口（平成 27 年 10 月 21,536 人）一人当たりの公共施設の延床面積は、6.10 m²/人となっています。

平成 22 年の「全国自治体公共施設延床面積データ」から 2～2.25 万人規模の都市と比較すると平均（5.86 m²/人）をやや上回り、また、全国の市町村の平均（3.42 m²/人）と比較すると、本町が 2.68 m²/人上回っています。

本町の一人当たり公共施設の保有状況について、表 2.1.3 用途別の一人当たりの延床面積、図 2.1.4 に福島県町村及び類似団体の公共施設の面積比較を示しています。

・東洋大学調査資料「全国自治体公共施設延床面積データ」参照

表 2.1.3 用途別の一人当たりの延床面積

施設の用途	床面積 (m ²)	床面積 (m ² /人)
1 公営住宅	27,808.0	1.29
2 行政関連施設	14,283.4	0.66
3 子育て支援施設	6,354.6	0.30
4 学校教育系施設	36,954.0	1.72
5 社会教育系施設	1,176.9	0.05
6 スポーツ施設	17,697.6	0.82
7 保健・福祉施設	5,155.3	0.24
8 文化系施設	7,939.4	0.37
9 その他	13,961.0	0.65
総計	131,330.3	6.10

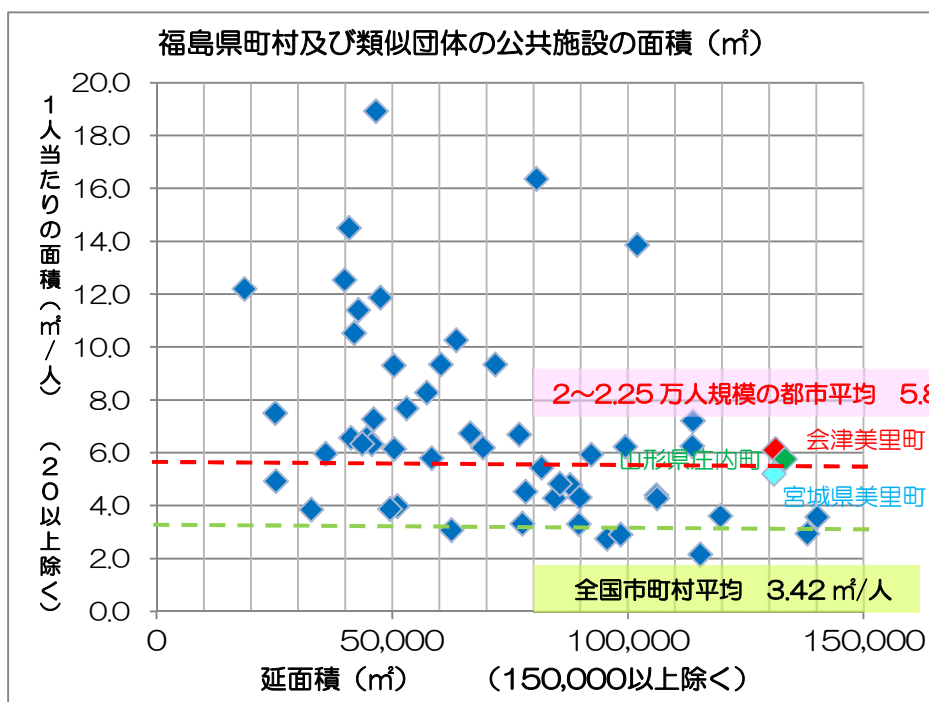


図 2.1.4 福島県町村及び類似団体の公共施設の面積比較(150,000 m²・20 m²/人以上を除く)

また、表 2.1.4 類似団体一覧、図 2.1.5 に類似団体の公共施設の面積比較を示しています。

表 2.1.4 類似団体一覧

自治体名	類型区分	人口(人)	世帯数(世帯)	産業構造(%) (全就業人口に対する割合)			備考	
				1次	2次	3次		
青森県								
24121	おいらせ町	V-2	24,211	8,330	10.4	29.5	60.1	合併自治体
岩手県								
33057	滝沢村	V-2	53,857	19,400	5.3	21.8	73	H26.1.1市制施行
33219	紫波町	V-2	33,288	10,513	15.5	20.1	64.3	
33227	矢巾町	V-2	27,205	8,856	9.2	17.6	73.2	
宮城県								
43214	大河原町	V-2	23,530	8,641	2.6	32.9	64.5	
43231	柴田町	V-2	39,341	14,490	2.6	32.5	64.9	
43613	亘理町	V-2	34,845	10,903	9.4	30.1	60.5	
44041	七ヶ浜町	V-2	20,416	6,415	3.3	26	70.7	
44067	利府町	V-2	33,994	10,818	2.1	21.9	76	
44211	大和町	V-2	24,894	8,056	5.6	28	66.3	
44237	富谷町	V-2	47,042	15,399	1.1	21.5	77.4	
45055	美里町	V-2	25,190	8,010	12.4	25.4	62.2	合併自治体
山形県								
64289	庄内町	V-2	23,158	6,648	13.3	30.9	55.8	合併自治体
福島県								
74471	会津美里町	V-2	22,737	6,806	18.0	26.1	55.8	
75477	浪江町	V-2	20,905	7,176	9.1	32.9	57.9	

※人口、世帯数、産業構造はH22年国勢調査結果に基づく。
 ※秋田県には該当自治体なし

・「都道府県別類似団体区分一覧表 総務省」より抜粋

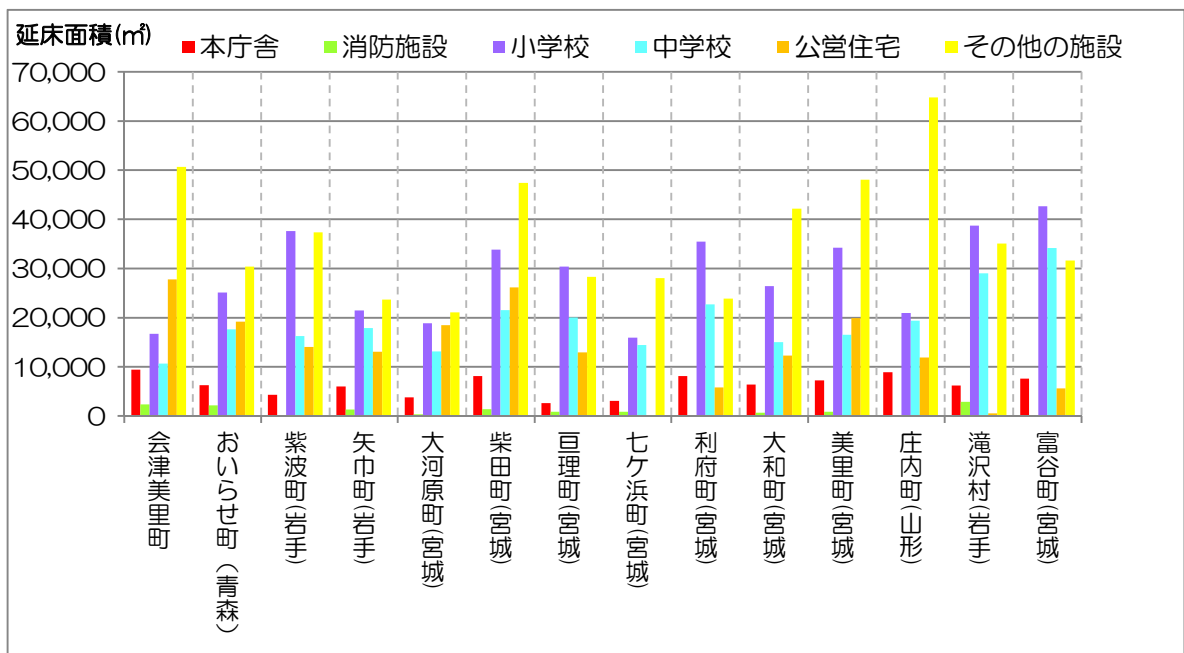


図 2.1.5 類似団体の公共施設の面積比較

2. 建築、整備年代別の状況

(1) 建築系公共施設（ハコモノ）の状況

建築年度をみると、施設の多くは昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけて整備されており、昭和 56 年（1981 年）以前に建設された旧耐震基準の施設は、全体の延床面積の 45.9%を占めています。

年代の古い施設は、公営住宅が多く、昭和 30 年代から整備され各年代に広く分散しています。また、昭和 40 年代から昭和 50 年代には小中学校の学校教育施設、庁舎などの行政関連施設の割合が高く、今後、大規模改修や建替えの必要性が同じ時期に集中してくるおそれがあります。

本町の建築年別公共施設の現状について、図 2.2.1 に建築年別公共施設の延床面積を示しています。

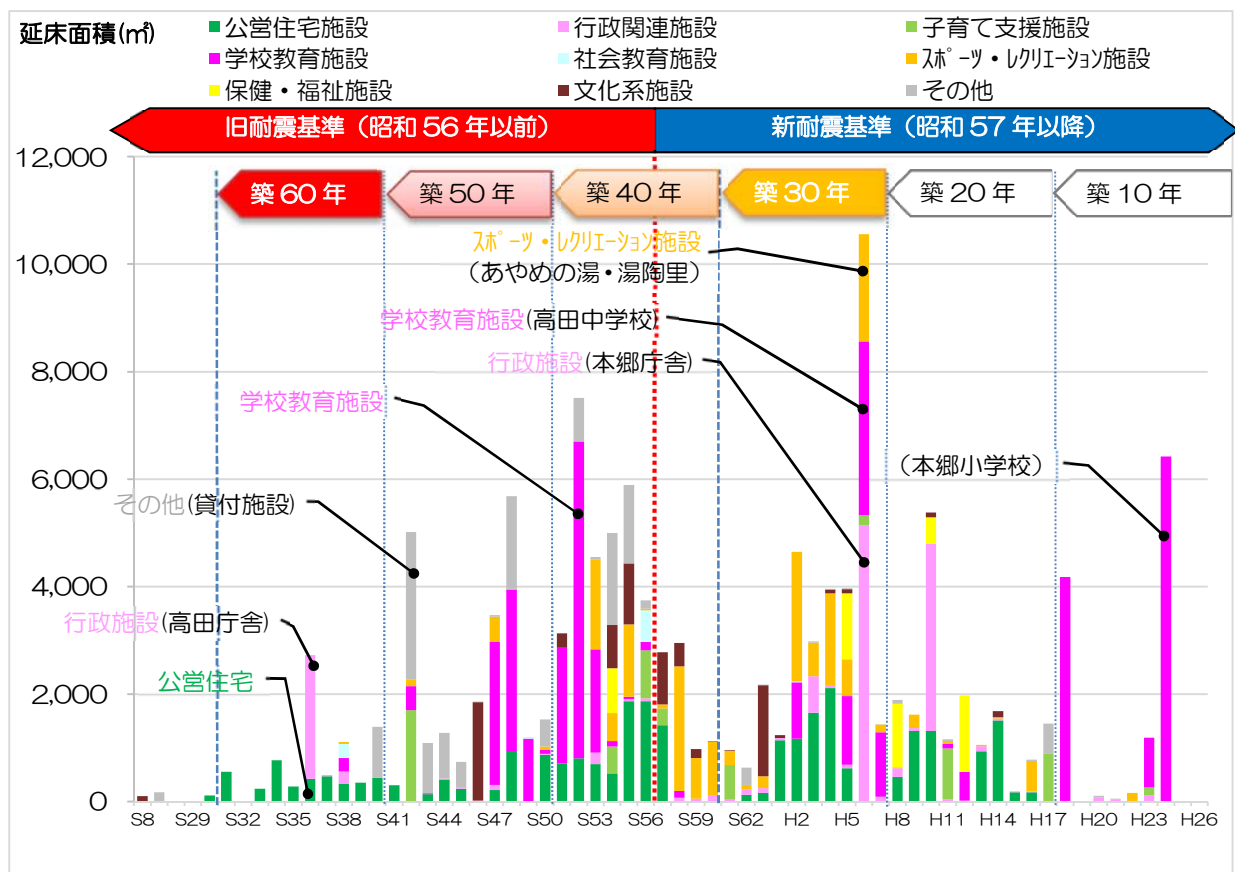


図 2.2.1 建築年別公共施設の延床面積

(2) 経過年数の状況

1) 用途別施設の経過年数の状況（棟数）

一般に、鉄筋コンクリート造の建築物の場合は、築30年程度が経過すると大規模改修が必要となり、築60年程度が経過すると建替えが必要になるといわれています。

本町においては、築30年以上経過する施設は全体数の292棟（62.3%）、特に昭和40年代に建築された公営住宅が多く、築50年程度が経過する公共施設は全体の約20%を占めています。

本町の公共施設の経過年数について、表2.2.1～2.2.2に用途別施設の経過年数の状況（棟数）を示しています。

表 2.2.1 用途別施設の経過年数の状況（棟数）

	施設の用途	棟数	築30年以上経過	率	築30年未満
1	公営住宅	173	127	73.4%	46
2	行政関連施設	87	35	40.2%	52
3	子育て支援施設	9	5	55.6%	4
4	学校教育系施設	42	30	71.4%	12
5	社会教育系施設	4	3	75.0%	1
6	スポーツ・レクリエーション施設	74	45	60.8%	29
7	保健・福祉施設	6	1	16.7%	5
8	文化系施設	24	16	66.7%	8
9	その他	50	30	60.0%	20
	総計	510	292	62.3%	177
	(建築年不明)	(41)			

表 2.2.2 公共施設の経過年数別棟数

経過年数	築60年以上	築50年～59年	築40年～49年	築30年以上	築30年未満	計
公営住宅施設	18	89	12	127	46	173
行政関連施設	1	9	7	35	52	87
子育て支援施設			1	5	4	9
学校教育施設		1	16	30	12	42
社会教育施設		1	1	3	1	4
スポーツ・レクリエーション施設		1	6	45	29	74
保健・福祉施設				1	5	6
文化系施設	1		2	16	8	24
その他	1	2	12	30	20	50
(建築年不明)						(41)
合計	21 (4.1)	103 (20.2%)	57 (11.2%)	292 (57.3%)	177 (34.7%)	510 (100%)
累積	21 (4.1)	124 (24.3%)	160 (31.4%)			

2) 用途別施設の経過年数の状況（延床面積）

本町においては、築30年以上経過する施設の床面積は約69,000㎡（53.1%）を占めています。表2.2.3～2.2.4及び図2.2.2～2.2.3に公共施設の経過年数の状況（床面積）を示しています。

表 2.2.3 用途別施設の経過年数の状況（延床面積）

	施設の用途	延床面積 (㎡)	築30年 以上経過	率	築30年 未満
1	公営住宅	27,808	14,943	53.7%	12,865
2	行政関連施設	13,718	3,315	24.2%	10,403
3	子育て支援施設	6,207	4,036	65.0%	2,170
4	学校教育系施設	36,954	18,062	48.9%	18,892
5	社会教育系施設	887	867	97.7%	20
6	スポーツ・レクリエーション施設	17,642	8,680	49.2%	8,962
7	保健・福祉施設	5,155	832	16.1%	4,323
8	文化系施設	7,836	5,736	73.2%	2,100
9	その他	13,754	12,599	91.6%	1,155
	総計	131,330	69,070	53.1%	60,891
	(建築年不明)	(1,369)			

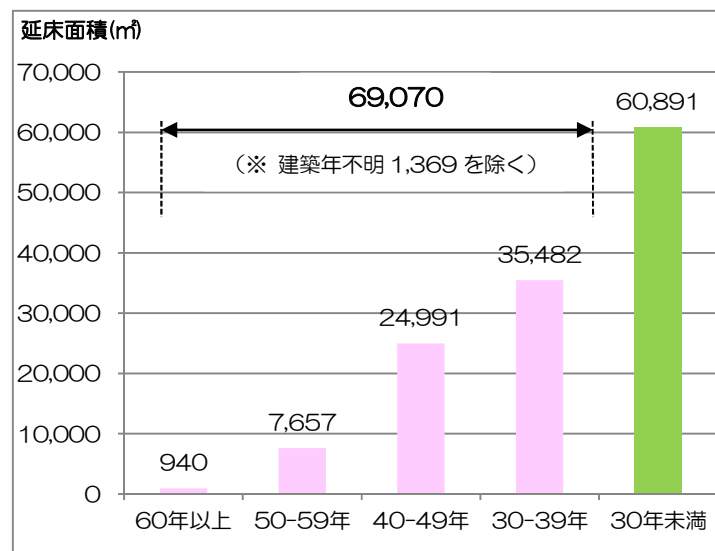


図 2.2.2 公共施設の経過年数別床面積

表 2.2.4 公共施設の経過年数別延床面積

経過年数	築60年 以上	築50年 ～59年	築40年 ～49年	築30年 以上	築30年 未満	延床面積 計 (㎡)
公営住宅施設	663	3,599	3,494	14,943	12,865	27,808
行政関連施設	8	2,561	175	3,315	10,403	13,718
子育て支援施設			1,700	4,036	2,170	6,207
学校教育施設		250	9,565	18,062	18,892	36,954
社会教育施設		262	15	867	20	887
スポーツ・レクリエーション施設		33	652	8,680	8,962	17,642
保健・福祉施設				832	4,323	5,155
文化系施設	99		2,096	5,736	2,100	7,836
その他 (建築年不明)	170	952	7,295	12,599	1,155	13,754 (1,369)
合計 (建築年不明除く)	940 (0.7%)	7,657 (5.9%)	24,992 (19.2%)	69,070 (53.1%)	60,891 (46.9%)	129,961 (100%)
累積	940 (0.7%)	8,597 (6.6%)	33,589 (25.8%)			

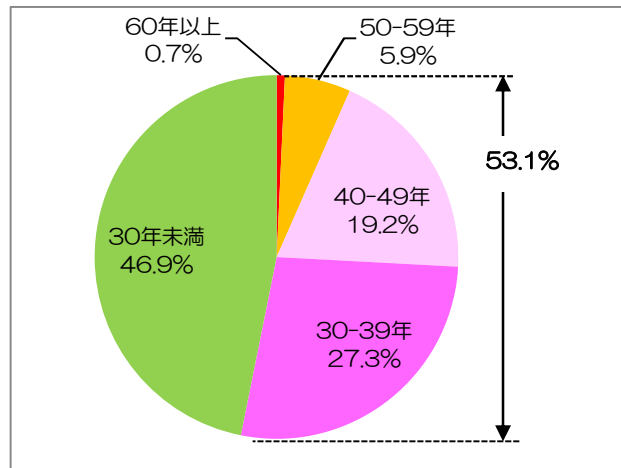


図 2.2.3 公共施設の経過年数別床面積 (構成比)

(3) 土木系公共施設（インフラ）の状況

インフラ資産の施設（道路、橋梁、上水道、下水道等）においても、今後、古い施設から老朽化の状況に応じて、順次修繕などの費用が必要となります。

本町のインフラ資産の保有状況について、表 2.2.5～2.2.8 及び図 2.2.4～2.2.12 に年代別インフラ資産の整備状況、経過年数別面積（構成比）を示しています。

表 2.2.5 インフラ資産の状況

インフラ資産	施設数	延長 (m)	面積 (㎡)	備考
1 道路	-	364,721	2,941,576	改良率 76.7% ※1
2 橋梁	157 橋	1,994.4	11,694.6	※2
3 上水道（管路）		205,181		普及率 92.8% ※3
4 下水道・集落排水（管路）		96,176		下水道普及率 40.8%※4 集落排水普及率 10.8%

※1 道路延長、改良率（2015 福島県市町村要覧）※2 橋梁（橋調書 道路台帳）

※3 上水道普及率＝給水人口／行政区域内人口（平成 26 年度水道統計）

※4 下水道普及率＝下水道処理人口／行政区域内人口（平成 26 年度下水道統計）

表 2.2.6 インフラ施設（建物）の経過年数の状況

インフラ施設	床面積 (㎡)	築 30 年以上 (㎡)	率	築 30 年未満 (㎡)
上水道施設（建物）	620	207	33.4%	413
下水道施設（建物）	3,455	0	0%	3,455

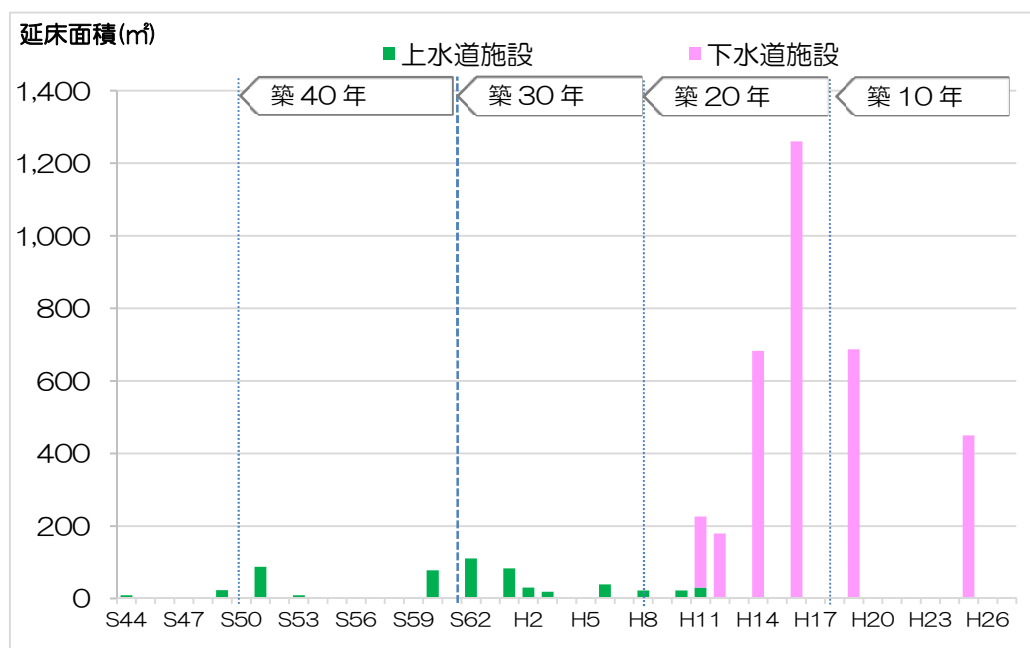


図 2.2.4 建築年別インフラ資産（建物）の延床面積

1) 橋梁の整備状況

本町の橋梁施設は、157 橋であり、面積の合計は約 11,695 m²（総延長は約 1,994 m）が整備されています。

全体では 20～30 年前の年代に整備されたものが多く、年代の古いものは昭和 30 年代に整備され、50 年以上が経過（約 9%）しています。また、整備後 30 年以上経過する施設の割合は、全体の約 45.2%を占めています。

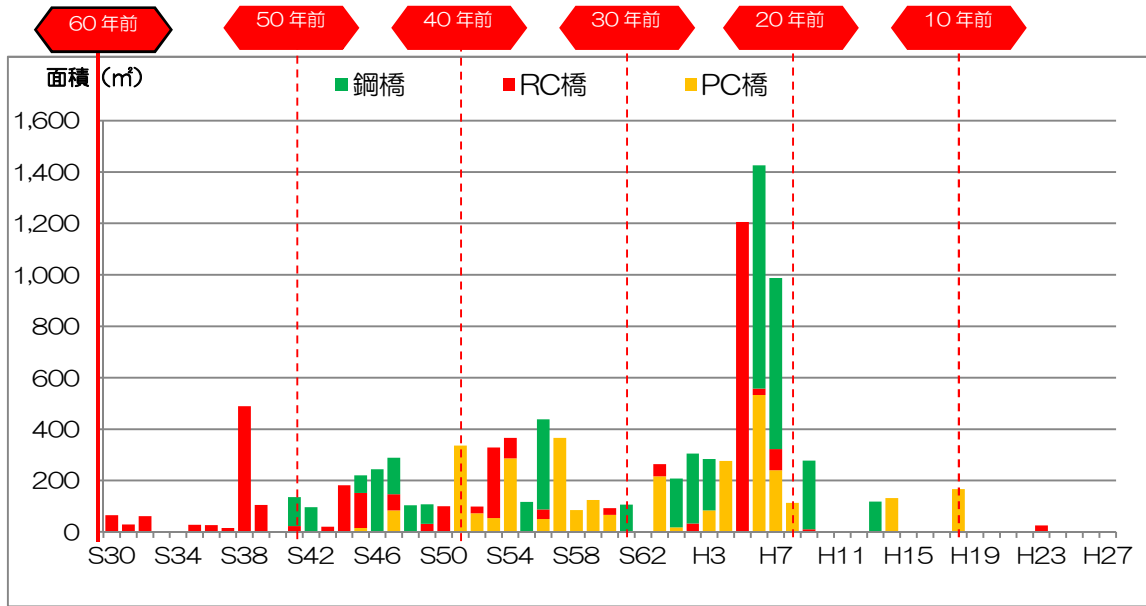


図 2.2.5 年代別橋梁の整備状況

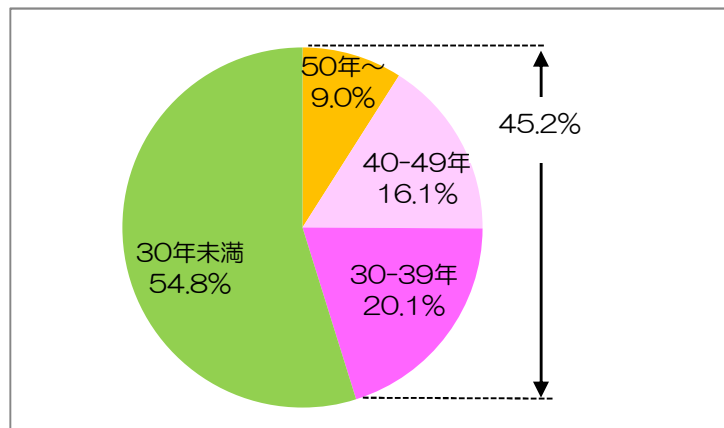


図 2.2.6 橋梁の経過年数別面積（構成比 年代不明を除く）

2) 上水道の整備状況

本町の上水道施設は、管路延長の合計は約 205,000mが整備され、上水道普及率 92.8%になります。

このうち、配水管の管路が多くを占め、年代の古いものは昭和 56 年に整備されています。

整備後 20～30 年が経過した管路が約 67.9%と多くを占め、新規整備は年々減少しています。

なお、平成 9 年度より耐震化が進められ、約 4.9%の整備進捗となります。

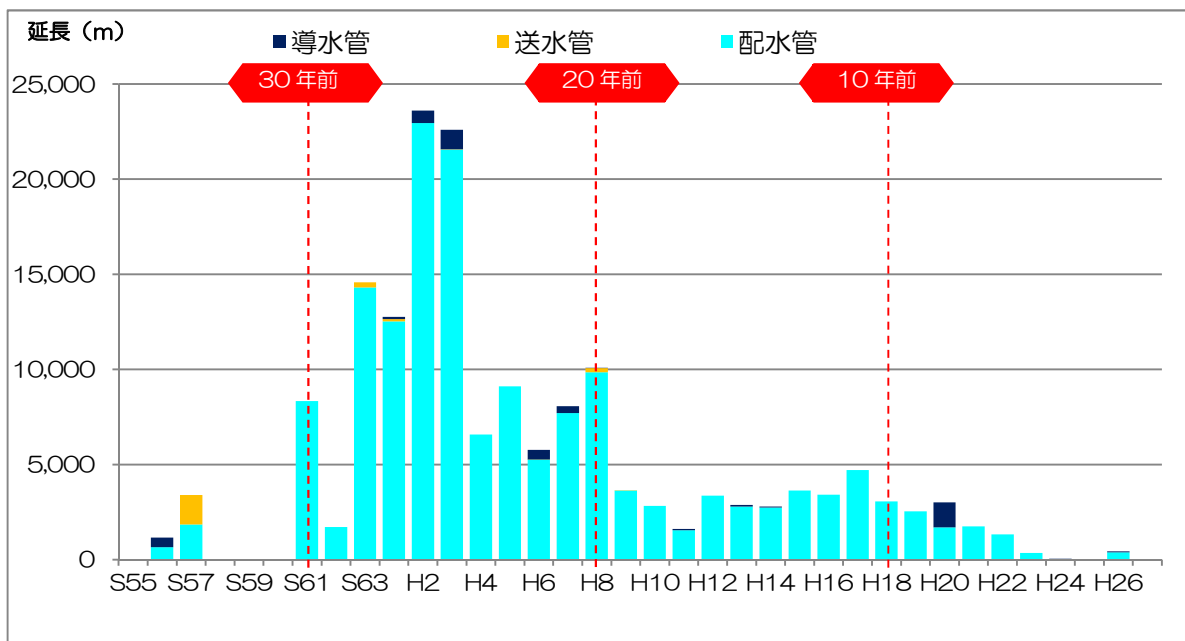


図 2.2.7 年代別上水道の整備状況 (管種別)

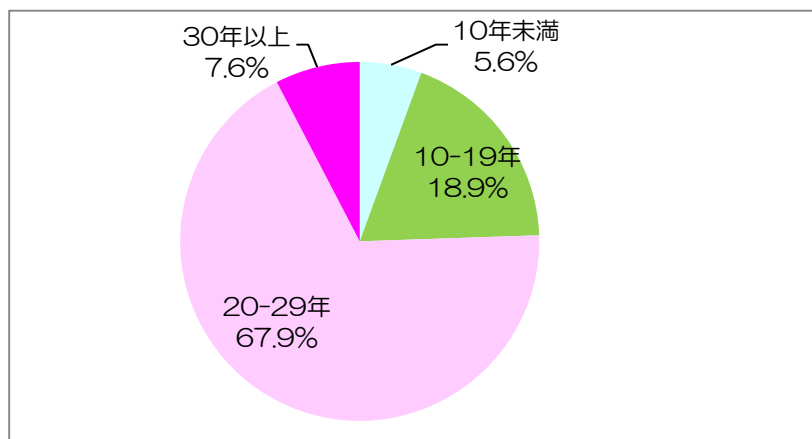


図 2.2.8 上水道の経過年数別延長 (構成比)

上水道施設の管径別には、配水管の 75～100mm 未満が最も多く、次いで 50～75mm 未満と 125～150mm 未満の管径が多く整備されています。これらの管径は全年代に広く分散しています。

また、やや大口径の送水管や配水管の 150～200mm 未満、300mm 以上の管径の多くは、整備後 20～30 年以上が経過しています。

表 2.2.7 上水道施設延長（管径別）の割合

管種	管径	延長 (m)	%
導水管	300mm 未満	5,154	2.5%
送水管	300mm 未満	2,191	1.1%
配水管	50mm 未満	5,264	2.6%
	50～75mm 未満	44,037	21.5%
	75～100mm 未満	73,339	35.7%
	100～125mm 未満	12,897	6.3%
	125～150mm 未満	44,381	21.6%
	150～200mm 未満	13,472	6.6%
	200～250mm 未満	1,386	0.7%
	250～300mm 未満	0	0.0%
	300～350mm 未満	1,488	0.7%
	350～400mm 未満	1,572	0.8%
計		205,181	100.0

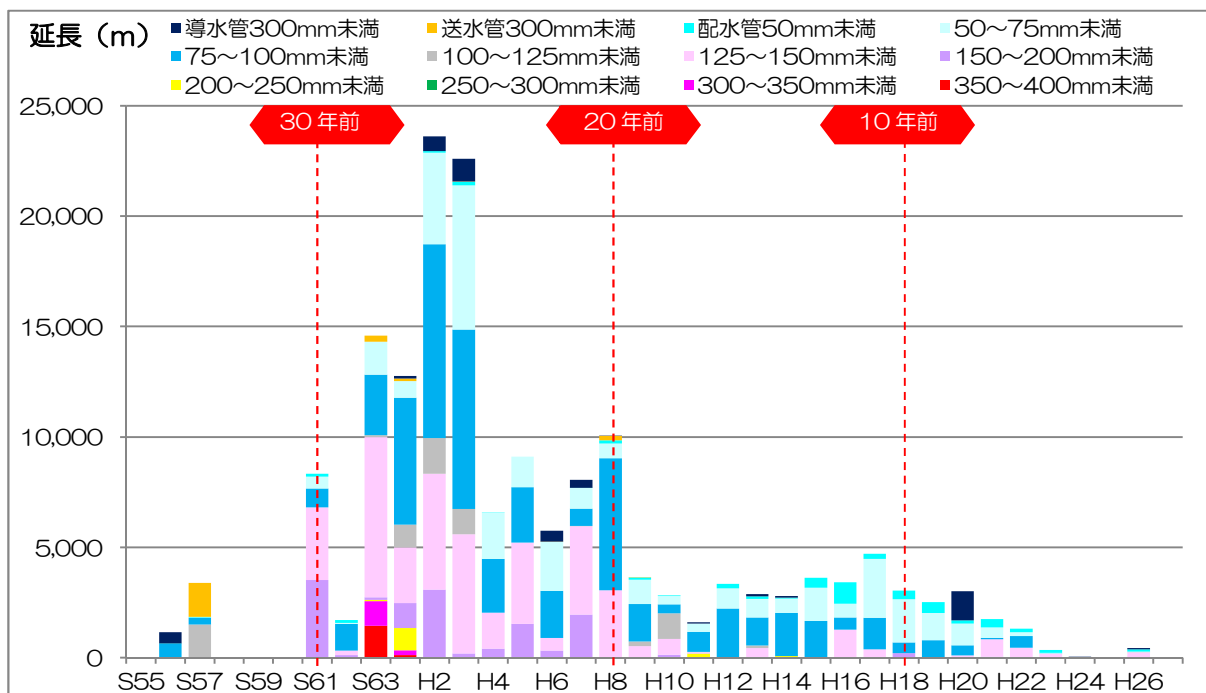


図 2.2.9 年代別上水道の整備状況（管径別）

3) 下水道の整備状況

本町の下水道施設は、管路延長の合計は約 96,000mが整備され、下水道普及率は40.8%、農業集落排水を含めると51.6%です。

このうち、塩ビ管の管種割合が多くを占め、全て平成8年以降に整備されています。整備後 10～20 年未満の割合が全体の約 73.3%、整備後 20 年以上は約 1.9%です。上水道と同様に新規整備は年々減少しています。

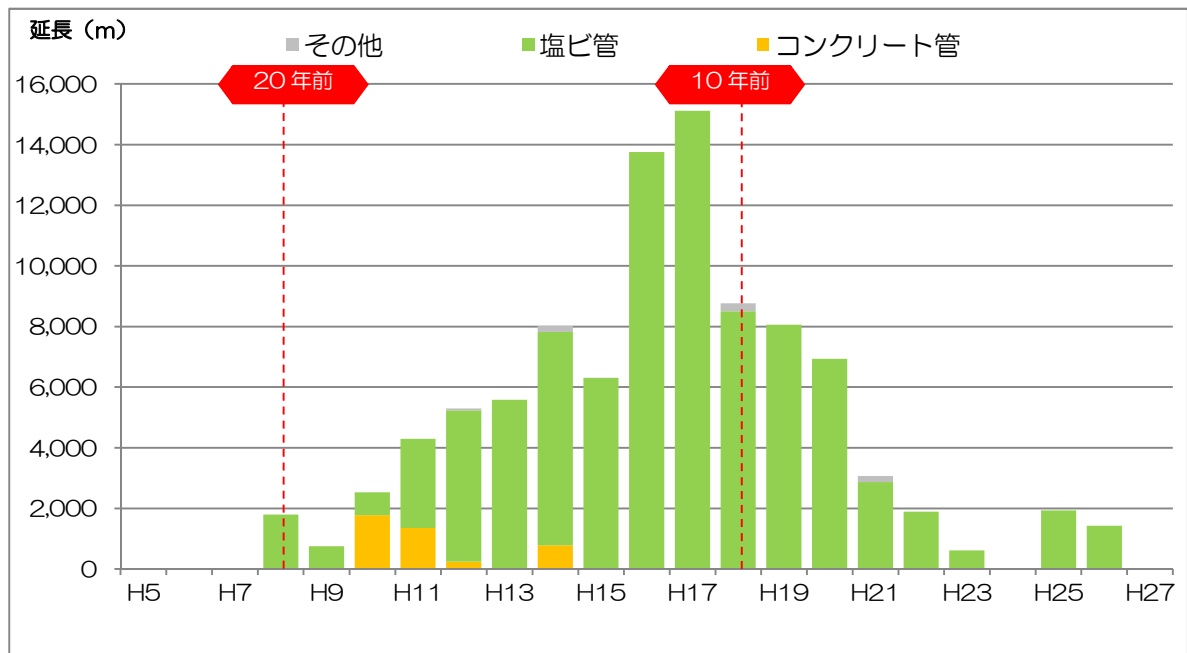


図 2.2.10 年代別下水道の整備状況 (管種別)

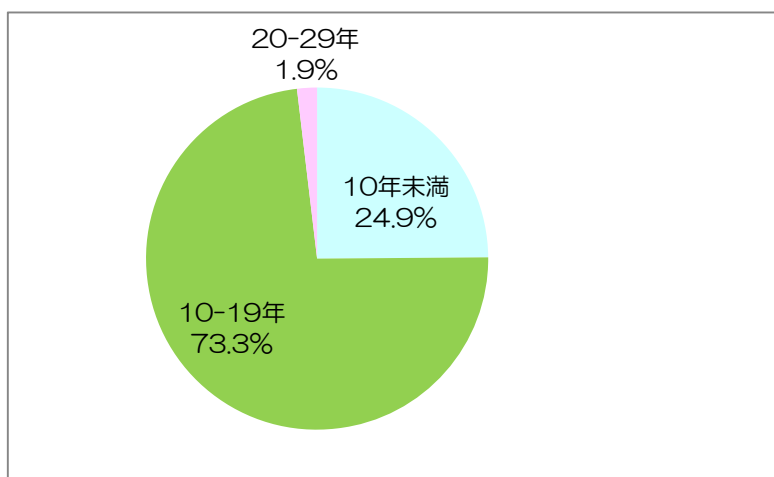


図 2.2.11 下水道の経過年数別延長 (構成比)

下水道施設の管径別には、250mm以下の管径が最も多く整備され、全体の約95%を占めています。

このうち、大口径の管径500mm以上は整備後10～20年経過したものが多くを占め、新規整備は年々減少しています。

表 2.2.8 下水道施設延長（管径別）の割合

管径	延長 (m)	%
～250mm 以下	91,305	94.9%
251～500mm 以下	1,907	2.0%
501～1000mm 以下	2,964	3.1%
計	96,176	100.0%

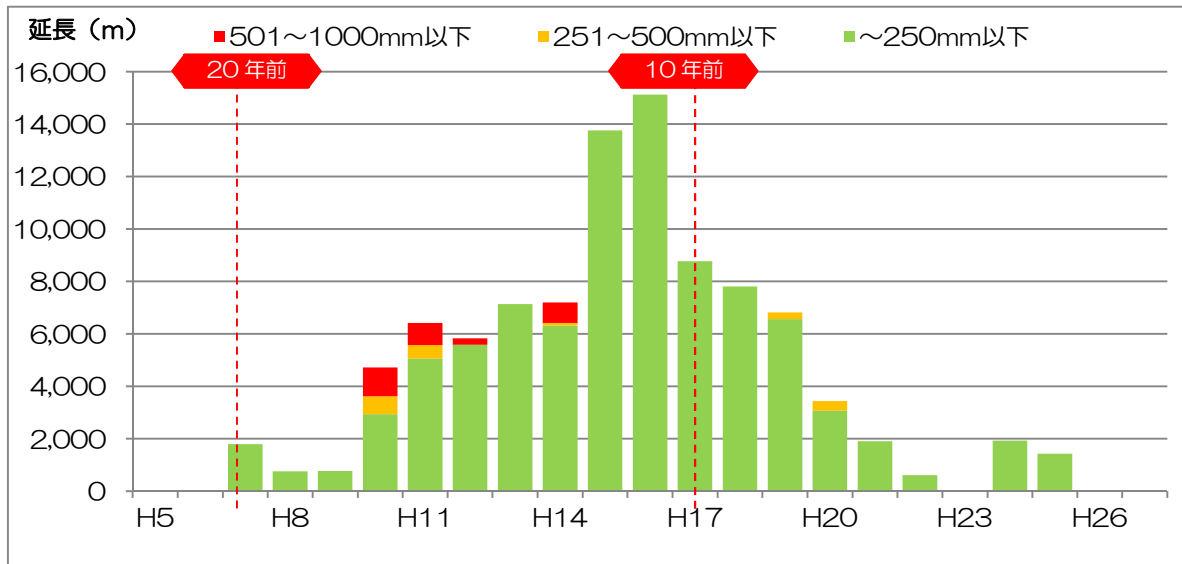


図 2.2.12 年代別下水道の整備状況（管径別）

(4) 耐震改修の現況

本町の公共施設の耐震改修の状況は、耐震不要な施設を合わせて耐震診断実施済み施設は約 52%で、耐震改修実施済み施設は約 50%であり、公共施設の約 4 割が耐震診断及び改修が未実施です。

本町の耐震改修について、表 2.2.9 及び図 2.2.13 に耐震診断・改修の状況を示しています。

表 2.2.9 耐震診断・改修の状況

	耐震診断棟数	%	耐震改修棟数	%
実施済み	24	4.2	14	2.4
未実施	237	41.4	246	42.9
廃止・取壊	40	7.0	40	7.0
総数 ※	573	100	573	100
うち耐震化不要	272	47.5	273	47.6

※ 耐震化が不要な建物、インフラ資産の建物を含む総数

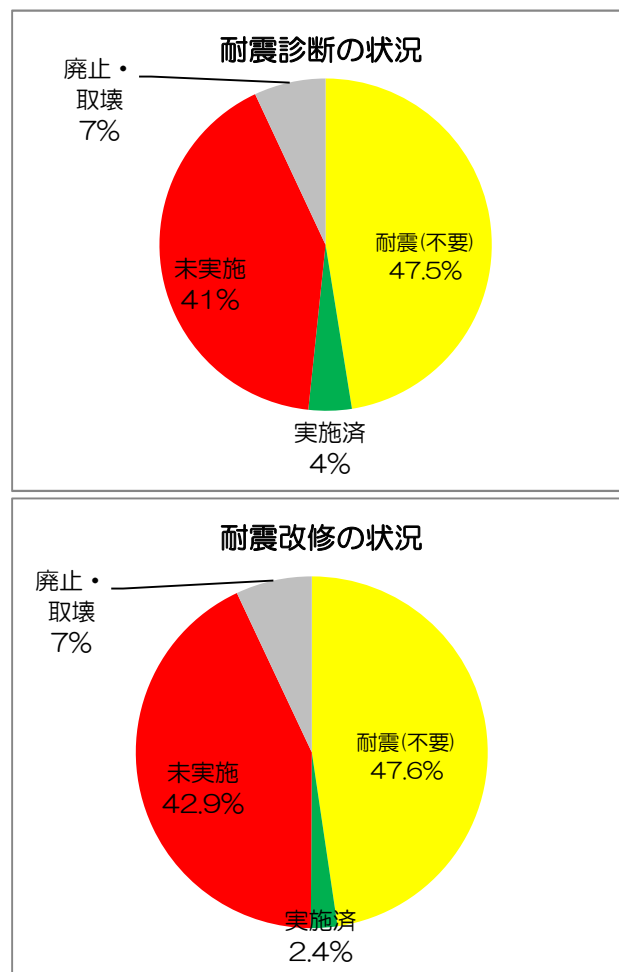


図 2.2.13 耐震診断・改修の状況（構成比）

3. 地域別公共施設等の現状

(1) 地域別延床面積の現状

各地域の公共施設の延床面積の保有状況をみると、高田地域が約 63,400 ㎡(48.3%)で最も多く、本郷地域約 42,300 ㎡ (32.2%)、新鶴地域約 25,600 ㎡ (19.5%)の順となっています。高田地域では、学校施設 27.5%、次いで公営住宅 25.8%と多く、本郷地域では、学校施設 26.5%、次いで公営住宅 23.3%、新鶴地域では、学校施設 32.4%、次いでスポーツ施設 20.7%の順で多くなっています。

本町の地域別公共施設について、表 2.3.1 及び図 2.3.1～2.3.2 に地域別公共施設の延床面積（構成比）を示しています。

表 2.3.1 地域別公共施設の延床面積

施設の用途	延床面積 (㎡)					
	高田	%	本郷	%	新鶴	%
1 公営住宅	16,351	25.8%	9,871	23.3%	1,586	6.2%
2 行政関連施設	5,599	8.8%	4,803	11.4%	3,881	15.2%
3 子育て支援施設	1,935	3.1%	1,834	4.3%	2,586	10.1%
4 学校教育系施設	17,459	27.5%	11,196	26.5%	8,299	32.4%
5 社会教育系施設	900	1.4%	277	0.7%	0	0.0%
6 スポーツ施設	7,926	12.5%	4,475	10.6%	5,297	20.7%
7 保健・福祉施設	1,716	2.7%	1,621	3.8%	1,819	7.1%
8 文化系施設	5,066	8.0%	1,067	2.5%	1,807	7.1%
9 その他	6,477	10.2%	7,142	16.9%	343	1.3%
計	63,429	48.3%	42,284	32.2%	25,617	19.5%

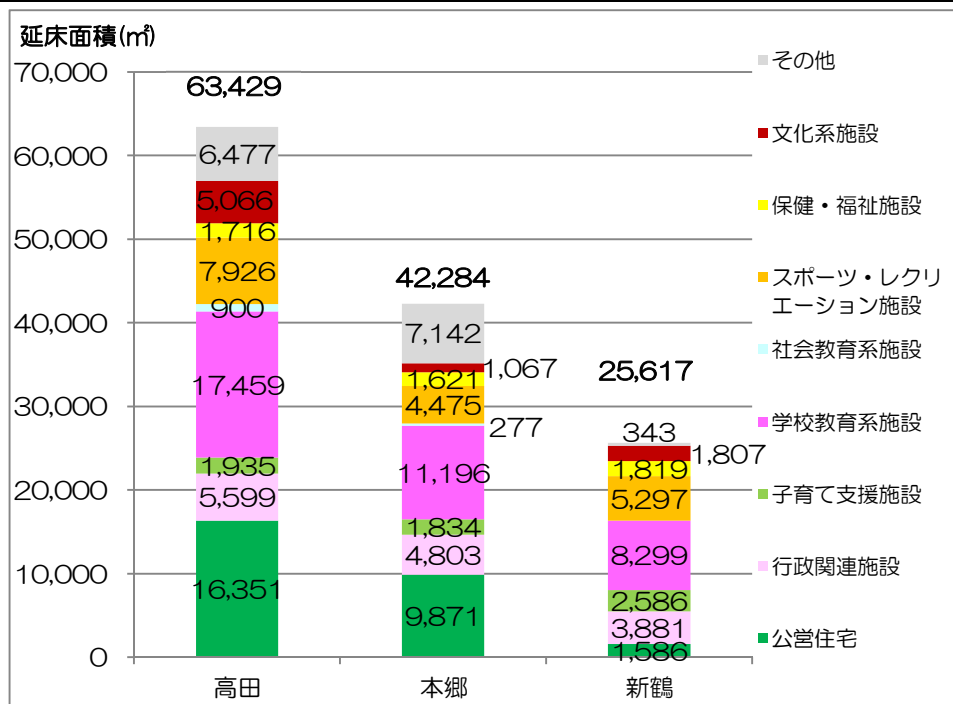


図 2.3.1 地域別公共施設の延床面積

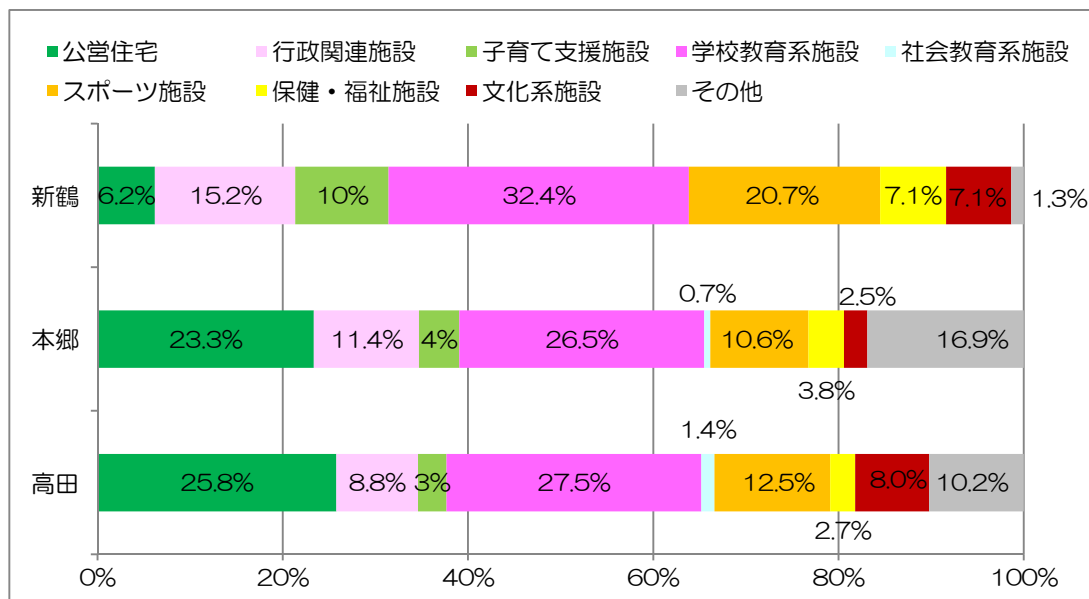


図 2.3.2 地域別公共施設の延床面積構成比

施設の用途別延床面積の保有状況をみると、公営住宅は高田地域に（58.8%）、学校教育施設は高田地域に（47.2%）とやや多く、社会教育施設・文化系施設は、高田地域にほぼ7割が集積し、多くを占めています。また、子育て支援施設は新鶴地域にやや多く、このほか行政関連施設・スポーツ施設・保健福祉施設は、各地域ほぼ同様に分散しています。

本町の用途別公共施設の保有状況について、表 2.3.2 及び図 2.3.3 に用途別の延床面積の地域別割合を示しています。

表 2.3.2 用途別の延床面積の地域別割合

施設の用途	延床面積の割合 (%)			
	高田	本郷	新鶴	計
1 公営住宅	58.8%	35.5%	5.7%	100%
2 行政関連施設	39.2%	33.6%	27.2%	100%
3 子育て支援施設	30.5%	28.9%	40.7%	100%
4 学校教育系施設	47.2%	30.3%	22.5%	100%
5 社会教育系施設	76.5%	23.5%	0.0%	100%
6 スポーツ施設	44.8%	25.3%	29.9%	100%
7 保健・福祉施設	33.3%	31.4%	35.3%	100%
8 文化系施設	63.8%	13.4%	22.8%	100%
9 その他	46.3%	51.2%	2.5%	100%

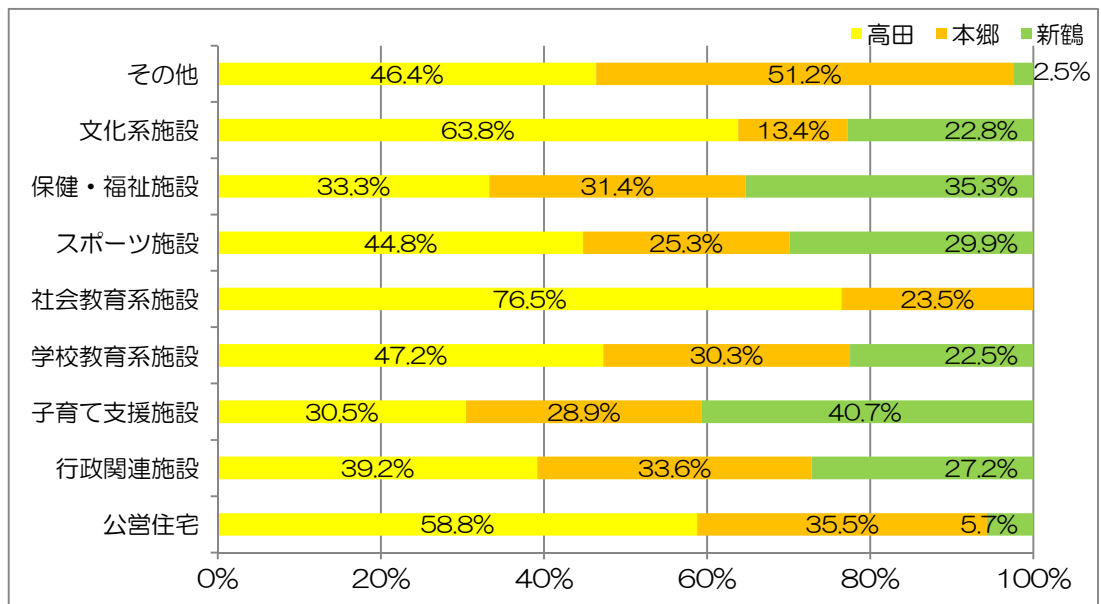


図 2.3.3 用途別公共施設の保有状況構成比

(2) 地域別の一人当たりの延床面積

1) 地域別の一人当たりの延床面積

各地域の公共施設の一人当たりの延床面積の保有状況は、本郷地域の 7.39 m²/人、新鶴地域の 7.30 m²/人、高田地域が 5.15 m²/人の順となっています。

本町の一人当たりの延床面積の地域別状況について、表 2.3.3 に示しています。

表 2.3.3 地域別の一人当たりの延床面積

施設の用途	一人当たりの延床面積 (m ² /人)			
	町全体	高田	本郷	新鶴
1 公営住宅	1.29	↑ 1.33	↑ 1.73	0.45
2 行政関連施設	0.66	0.46	↑ 0.84	↑ 1.11
3 子育て支援施設	0.30	0.16	↑ 0.32	↑ 0.74
4 学校教育系施設	1.72	1.42	↑ 1.96	↑ 2.36
5 社会教育系施設	0.05	↑ 0.07	0.05	0.00
6 スポーツ施設	0.82	0.64	0.78	↑ 1.51
7 保健・福祉施設	0.24	0.14	↑ 0.28	↑ 0.52
8 文化系施設	0.37	↑ 0.41	0.19	↑ 0.51
9 その他	0.65	0.49	↑ 1.19	0.09
総計	6.10	5.15	↑ 7.39	↑ 7.30
地域別延床面積 (m ²)	131,330	63,429	42,284	25,617
平成 27 年 10 月 住民基本台帳人口	21,536	12,306	5,719	3,511

(↑印は、町全体の一人当たりの延床面積に比べ、高い値)

第3章 公共施設の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等

1. 公共施設の維持管理・更新等に係る費用算定

本書での試算に当たって、総務省が公表している「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成 23 年 3 月）」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成 26 年 3 月）」における試算を参照して設定しています。

- 耐用年数の設定
- 単価の設定（大規模改修・建替え）
- 期間の設定（大規模改修・建替え）
- 積み残しの処理（経過期間：大規模改修・建替え）

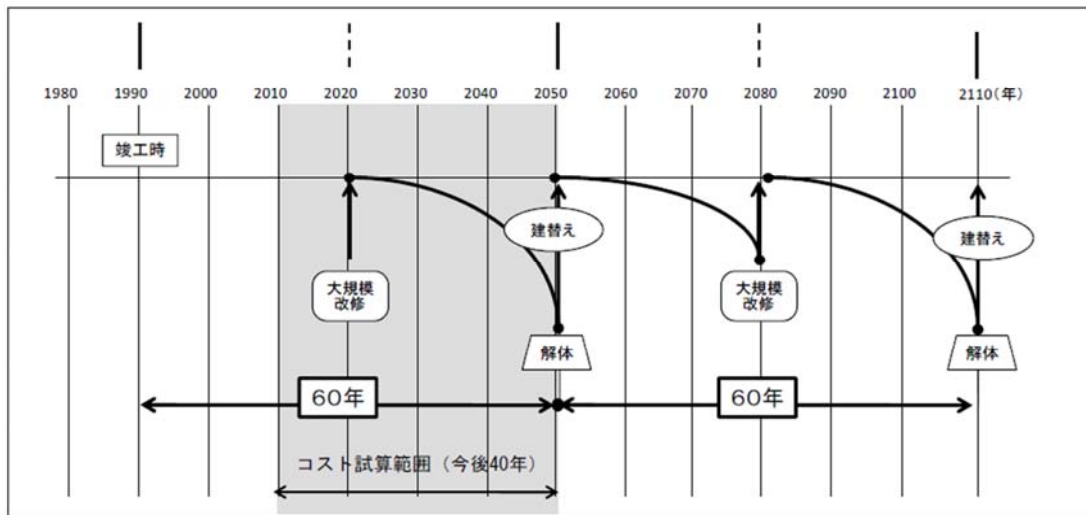


図 3.1.1 大規模改修及び建替えのライフサイクル

資料：地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書

(1) 大規模改修コストの考え方

1) 大規模改修の実施年度

実施年度は、施設の種類、建物構造によらず、建設してから一律 30 年目に実施します。ただし、そのうち今後 10 年以内に建替えを迎える建物については、大規模改修を実施しません。

- 大規模改修実施年度は、建設年から 30 年目とします。

2) 大規模改修単価の設定

大規模改修単価は、建替え単価と同様に、総務省「資料：総務省「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成 23 年 3 月）」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成 26 年 3 月）」における単価を参照して設定します。

大規模改修及び建替え費の施設別単価について、表 3.1.1 及び表 3.1.2 施設分類別の建替え単価に示されています。

表 3.1.1 施設分類別の大規模改修単価

分類	対象施設	大規模改修単価
1.公営住宅	町営住宅、後継者育成居住施設	17万円/㎡
2.行政系施設	庁舎、消防屯所、行政関連施設	25万円/㎡
	処理場、浄化センター	20万円/㎡
3.子育て支援施設	幼稚園、保育所、児童館	17万円/㎡
4.学校教育系施設	小学校、中学校	17万円/㎡
5.社会教育系施設	社会教育施設、歴史資料室	25万円/㎡
6.スポーツ・レクリエーション系施設	体育館、グラウンド、プール、温泉、物産館	20万円/㎡
7.保健・福祉施設	保健・福祉センター	20万円/㎡
8.文化系施設	公民館、集会所	25万円/㎡
9.その他	公衆トイレ、貸付施設、倉庫、ポンプ室等	17万円/㎡

3) 修繕期間

大規模改修では修繕期間を2年とし、費用を均等配分しています。

4) 修繕コストの計算例

<通常の修繕の場合>

例えば平成2年度の建築の場合、平成32年度が建築から30年目にあたることから、29年目にあたる平成31年度から工事を開始し、30年目にあたる平成32年度に工事完了となります。

耐用年数	建築年	29年目	30年目
年度	昭和35年度	← 修繕開始 平成31年度	→ 完了 平成32年度

年間費用は、修繕費用を2等分した値になります。行政関連施設を大規模改修する場合は、単価25万円、延床面積2,000㎡と仮定すると、以下のように年間2億5,000万円のコストになります。

$$\text{年間費用} = \text{単価} (25 \text{万円/㎡}) \times \text{延床面積} (2,000 \text{㎡}) / 2 \text{カ年} = 2 \text{億} 5,000 \text{万円/年}$$

5) 修繕積み残し

既に30年以上経過し、大規模改修時期が到来している建物については、今後10年間で実施します。なお、建設時からの経過年数が、30年以上50年未満のものについては、今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、建設時より50年以上経過しているものについては、建替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建替えると仮定しています。

(2) 建替えコストの考え方

1) 建替え実施年度

今回の試算は、公共施設の標準的な耐用年数とされる 60 年を設定します。

建替え実施年度については、建設年から 60 年目とします。

2) 建替え単価の設定

建替え単価は、建替え単価と同様に、総務省「資料：総務省「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成 23 年 3 月）」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成 26 年 3 月）」における単価を参照して設定します。

表 3.1.2 施設分類別の建替え単価

分類	対象施設	建替え単価
1.公営住宅	町営住宅、後継者育成居住施設	28 万円/㎡
2.行政系施設	庁舎、消防屯所、行政関連施設	40 万円/㎡
	処理場、浄化センター	36 万円/㎡
3.子育て支援施設	幼稚園、保育所、児童館	33 万円/㎡
4.学校教育系施設	小学校、中学校	33 万円/㎡
5.社会教育系施設	社会教育施設、歴史資料室	40 万円/㎡
6.スポーツ・レクリエーション系施設	体育館、グラウンド、プール、温泉、物産館	36 万円/㎡
7.保健・福祉施設	保健・福祉センター	36 万円/㎡
8.文化系施設	公民館、集会所	40 万円/㎡
9.その他	公衆トイレ、貸付施設、倉庫、ポンプ室等	33 万円/㎡

3) 建替え期間

建替えは、設計、施工と複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、単年度に負担が集中しないように期間を3年間とします。

費用は各年度で均等配分とし、59 年目、60 年目、61 年目に割り当てて計算します。

4) 建替えコストの計算例

<通常の建替えの場合>

例えば昭和 35 年度の建築の場合、平成 32 年度が建築から 60 年目にあたることから、59 年目の平成 31 年度から工事を開始し、61 年目の平成 33 年度に工事完了となります。

耐用年数	建築年	59年目	60年目	61年目
		建替え開始		完了
年度	昭和35年度	←平成31年度	平成32年度	→平成33年度

年間費用は、建替え費用を3等分した値とし、行政関連施設を建替える場合は、単価40万円、延床面積を3,000㎡と仮定すると、以下のように年間4億円のコストとなります。

$$\text{年間費用} = \text{単価} (40 \text{ 万円/㎡}) \times \text{延床面積} (3,000 \text{ ㎡}) / 3 \text{ 年} = 4 \text{ 億円/年}$$

5) 建替え積み残し

試算時点で更新年数を既に経過し、建替えられずに残されている場合

積み残しを処理する年数を10年とします。

(3) 大規模改修にかかる将来費用の総額

1) 大規模改修にかかる将来費用の総額

将来の費用試算によると、40年間の大規模改修にかかる費用の総額は約247億円で、特に公営住宅や学校教育系施設の用途に費用の負担が集積するものと想定されています。

なお、既に更新時期を迎えている築31年以上50年未満の大規模改修費は、今後10年間で予防保全の対策を検討する必要があり、平成27～36年にかけて費用の負担が見込まれています。

本町の公共施設の将来費用の状況について、表3.1.3～表3.1.10及び図3.1.2～図3.1.3に大規模改修及び建替えにかかる将来費用の試算結果を示しています。

表 3.1.3 今後40年間における大規模改修にかかる将来費用の総額

	施設名	大規模改修費（千円）				
		計	平成 27 ～36 年	平成 37 ～46 年	平成 47 ～56 年	平成 57 ～66 年
1.	公営住宅	4,622,469	3,054,373	984,958	14,790	568,348
2.	行政関連施設	3,429,580	1,082,116	1,645,158	60,111	642,195
3.	子育て支援施設	1,055,122	702,819	177,424	174,879	0
4.	学校教育系施設	6,282,182	3,697,233	583,369	1,959,080	42,500
5.	社会教育系施設	221,760	156,218	0	0	65,543
6.	スポーツ施設	3,387,802	2,938,208	354,142	88,842	6,610
7.	保健・福祉施設	1,031,066	411,084	619,982	0	0
8.	文化系施設	2,099,585	2,025,058	49,778	0	24,750
9.	その他	2,560,410	2,372,990	27,526	125,894	34,000
計		24,689,976	16,440,098	4,442,335	2,423,596	1,383,946

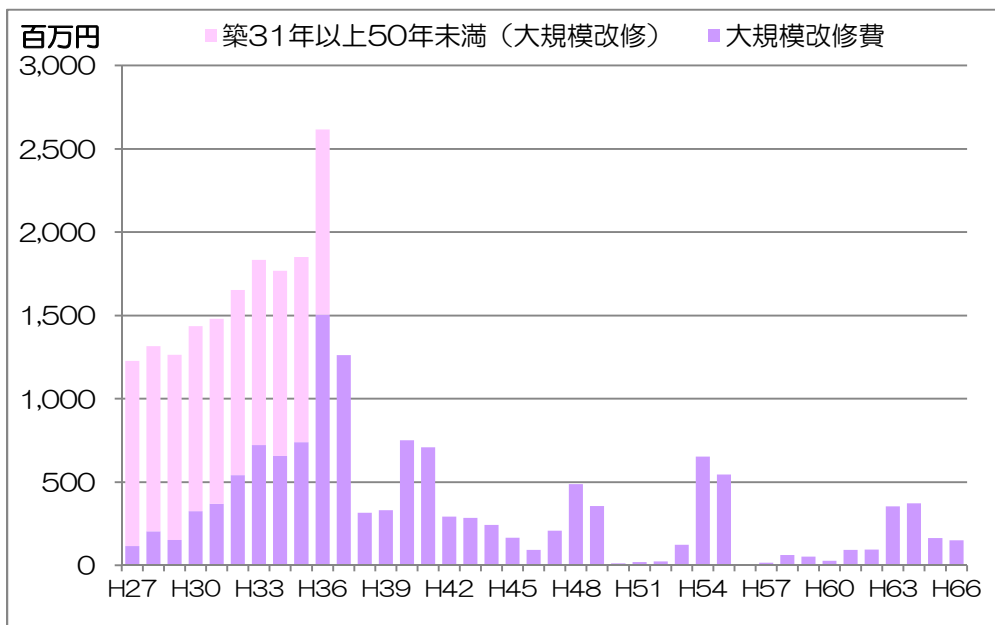


図 3.1.2 大規模改修にかかる将来費用

2) 大規模改修にかかる将来費用の内訳

大規模改修費用の内訳には、30年目の「大規模改修」と、建築後30年以上経過し、大規模改修時期を超過している建物「31年以上50年未満の大規模改修」に分けて試算しています。

なお、31年以上50年未満の大規模改修は、今後10年間で均等に大規模改修を行い、50年以上経過しているものは、60年を経た年度に建替えると仮定しています。(第3章 1.参照)

表 3.1.4 今後40年間における大規模改修にかかる将来費用内訳

	施設名	大規模改修費(千円)				
		計	平成27 ~36年	平成37 ~46年	平成47 ~56年	平成57 ~66年
1.	公営住宅	2,755,386	1,187,290	984,958	14,790	568,348
2.	行政関連施設	3,278,295	930,831	1,645,158	60,111	642,195
3.	子育て支援施設	477,953	125,650	177,424	174,879	0
4.	学校教育系施設	3,254,149	669,200	583,369	1,959,080	42,500
5.	社会教育系施設	70,543	5,000	0	0	65,543
6.	スポーツ施設	2,052,886	1,603,292	354,142	88,842	6,610
7.	保健・福祉施設	864,604	244,622	619,982	0	0
8.	文化系施設	557,038	482,510	49,778	0	24,750
9.	その他	265,846	78,426	27,526	125,894	34,000
計		13,576,699	5,326,822	4,442,335	2,423,596	1,383,946

表 3.1.5 今後40年間における大規模改修にかかる将来費用内訳(築31年以上50年未満)

	施設名	大規模改修費(千円)				
		計	平成27 ~36年	平成37 ~46年	平成47 ~56年	平成57 ~66年
1.	公営住宅	1,867,083	1,867,083	0	0	0
2.	行政関連施設	151,285	151,285	0	0	0
3.	子育て支援施設	577,169	577,169	0	0	0
4.	学校教育系施設	3,028,033	3,028,033	0	0	0
5.	社会教育系施設	151,218	151,218	0	0	0
6.	スポーツ施設	1,334,916	1,334,916	0	0	0
7.	保健・福祉施設	166,462	166,462	0	0	0
8.	文化系施設	1,542,548	1,542,548	0	0	0
9.	その他	2,294,564	2,294,564	0	0	0
計		11,113,277	11,113,277	0	0	0

(4) 建替えにかかる将来費用の総額

1) 建替えにかかる将来費用の総額

今後 40 年間の建替えにかかる費用の総額は約 308 億円で、このうち平成 47～56 年にかけて費用の負担が高く、特に公営住宅や学校教育系施設に加え、その他の施設用途に集積するものと想定されます。

表 3.1.6 今後 40 年間における建替えにかかる将来費用の総額

	施設名	建替え費 (千円)				
		計	平成 27 ～36 年	平成 37 ～46 年	平成 47 ～56 年	平成 57 ～66 年
1.	公営住宅	6,082,124	889,105	755,831	2,539,152	1,898,036
2.	行政関連施設	2,407,088	996,587	93,113	156,884	1,160,504
3.	子育て支援施設	1,353,525	0	561,000	559,386	233,138
4.	学校教育系施設	6,941,472	55,000	1,855,593	4,035,774	995,105
5.	社会教育系施設	354,816	69,912	36,939	239,965	8,000
6.	スポーツ施設	5,351,506	7,932	216,088	1,983,965	3,143,521
7.	保健・福祉施設	593,178	0	0	299,632	293,546
8.	文化系施設	3,044,133	39,600	731,560	1,407,799	865,175
9.	その他	4,672,997	61,200	2,578,904	1,894,031	138,862
計		30,800,838	2,119,335	6,829,028	13,116,587	8,735,887

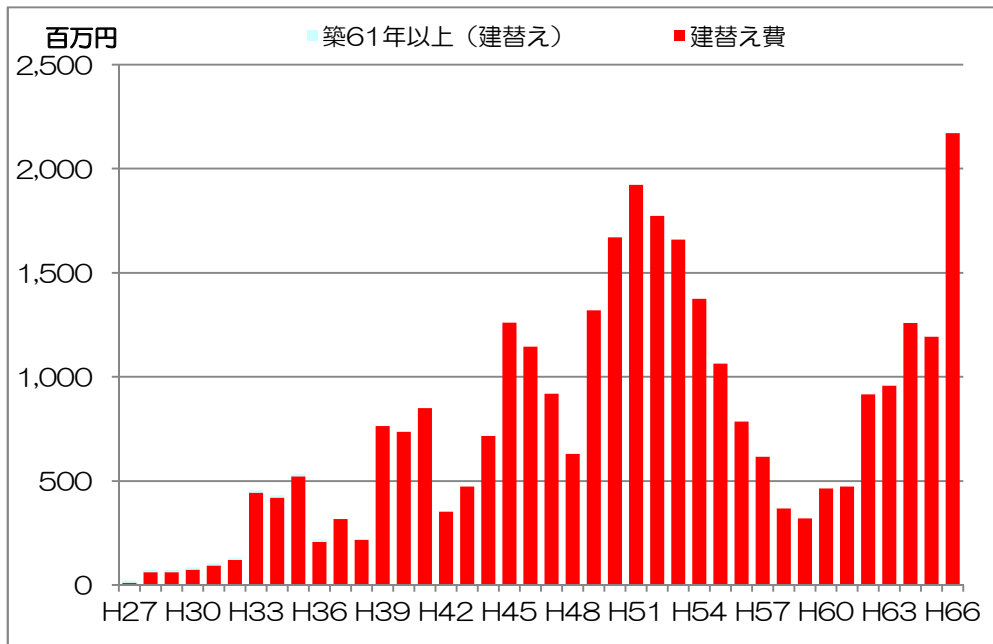


図 3.1.3 建替えにかかる将来費用

2) 建替えにかかる将来費用の内訳

建替え費用の内訳には、60年目の「建替え」と、建築後60年以上経過し、建替え時期を超過している建物「61年以上の建替え」に分けて試算します。

表 3.1.7 今後 40 年間における建替えにかかる将来費用内訳

	施設名	建替え費（千円）				
		計	平成 27 ～36 年	平成 37 ～46 年	平成 47 ～56 年	平成 57 ～66 年
1.	公営住宅	6,082,124	889,105	755,831	2,539,152	1,898,036
2.	行政関連施設	2,403,784	993,283	93,113	156,884	1,160,504
3.	子育て支援施設	1,353,525	0	561,000	559,386	233,138
4.	学校教育系施設	6,941,472	55,000	1,855,593	4,035,774	995,105
5.	社会教育系施設	354,816	69,912	36,939	239,965	8,000
6.	スポーツ施設	5,351,506	7,932	216,088	1,983,965	3,143,521
7.	保健・福祉施設	593,178	0	0	299,632	293,546
8.	文化系施設	3,004,533	0	731,560	1,407,799	865,175
9.	その他	4,611,797	0	2,578,904	1,894,031	138,862
計		30,696,734	2,015,231	6,829,028	13,116,587	8,735,887

表 3.1.8 今後 40 年間における建替えにかかる将来費用内訳（築 61 年以上）

	施設名	建替え費（千円）				
		計	平成 27 ～36 年	平成 37 ～46 年	平成 47 ～56 年	平成 57 ～66 年
1.	公営住宅	0	0	0	0	0
2.	行政関連施設	3,304	3,304	0	0	0
3.	子育て支援施設	0	0	0	0	0
4.	学校教育系施設	0	0	0	0	0
5.	社会教育系施設	0	0	0	0	0
6.	スポーツ施設	0	0	0	0	0
7.	保健・福祉施設	0	0	0	0	0
8.	文化系施設	39,600	39,600	0	0	0
9.	その他	61,200	61,200	0	0	0
計		104,104	104,104	0	0	0

(5) 大規模改修及び建替えにかかる将来費用の総額

1) 大規模改修及び建替えにかかる将来費用の総額

今後 40 年間の大規模改修及び建替えにかかる費用の総額は約 555 億円で、このうち平成 27～36 年の大規模改修費や平成 47～56 年の建替え費にかかる費用の負担が高く、特に公営住宅や学校教育系施設の築 31 年以上 50 年未満の施設の大規模改修費に負担が集積するものと想定されます。

表 3.1.9 今後 40 年間における大規模改修及び建替えにかかる将来費用の総額

	施設名	建替え・大規模改修費（千円）				
		計	平成 27 ～36 年	平成 37 ～46 年	平成 47 ～56 年	平成 57 ～66 年
1.	公営住宅	10,704,593	3,943,478	1,740,789	2,553,942	2,466,384
2.	行政関連施設	5,836,668	2,078,703	1,738,271	216,995	1,802,699
3.	子育て支援施設	2,408,647	702,819	738,424	734,265	233,138
4.	学校教育系施設	13,223,654	3,752,233	2,438,962	5,994,854	1,037,605
5.	社会教育系施設	576,576	226,130	36,939	239,965	73,543
6.	スポーツ施設	8,739,308	2,946,140	570,230	2,072,807	3,150,131
7.	保健・福祉施設	1,624,244	411,084	619,982	299,632	293,546
8.	文化系施設	5,143,718	2,064,658	781,337	1,407,799	889,925
9.	その他	7,233,407	2,434,190	2,606,430	2,019,925	172,862
計		55,490,814	18,559,434	11,271,364	15,540,183	10,119,833

表 3.1.10 今後 40 年間における大規模改修及び建替えにかかる将来費用の内訳（千円）

項目名	計（千円）	平成 27 ～36 年	平成 37 ～46 年	平成 47 ～56 年	平成 57 ～66 年
大規模改修	13,576,699	5,326,822	4,442,335	2,423,596	1,383,946
築31年以上50年未満	11,113,277	11,113,277	0	0	0
大規模改修 計	24,689,976	16,440,098	4,442,335	2,423,596	1,383,946
建替え	30,696,734	2,015,231	6,829,028	13,116,587	8,735,887
築61年以上建替え	104,104	104,104	0	0	0
建替え 計	30,800,838	2,119,335	6,829,028	13,116,587	8,735,887
合計	55,490,814	18,559,434	11,271,364	15,540,183	10,119,833

(6) 公共施設の投資的経費・維持補修費の見通し

1) 公共施設の投資的経費・維持補修費の状況

平成 26 年度の町決算統計から全体の投資的経費は 8.6 億円、道路・橋梁への投資が増えています。そのうち公共施設（建物のみ）の投資的経費は、9.4 千万円で、ほぼ維持補修費（既存更新分）に充当されています。

また、過去 5 年間の投資的経費の平均は、約 13.5 億円、公共施設（建物のみ）は、平均約 5.37 億円で推移しています。

今後、40～50 年間で建物の更新時期を迎えることから、今後、投資的経費への負担が増えることとなります。

本町の財政の状況について、表 3.1.11 及び図 3.1.4 に公共施設の投資的経費の推移を示めています。

表 3.1.11 投資的経費の推移 (千円)

年度 投資的経費	平成 22 (2010)年	平成 23 (2011)年	平成 24 (2012)年	平成 25 (2013)年	平成 26 (2014)年	5 年間の 平均
①建物	481,024	1,008,540	1,072,788	26,965	94,496	536,763
既存更新分	388,029	357,181	14,929	26,965	71,990	171,819
新規整備分	92,556	651,359	1,057,859	0	22,217	364,798
用地取得分	439	0	0	0	289	146
②インフラ資産 (道路・橋梁)	130,091	144,648	37,897	115,779	177,441	121,171
③その他	1,041,332	467,404	553,996	809,600	591,119	692,690
①+②+③の合計	1,652,447	1,620,592	1,664,681	925,344	863,056	1,350,624

資料 平成 22～26 年度会津美里町決算統計（一般会計）

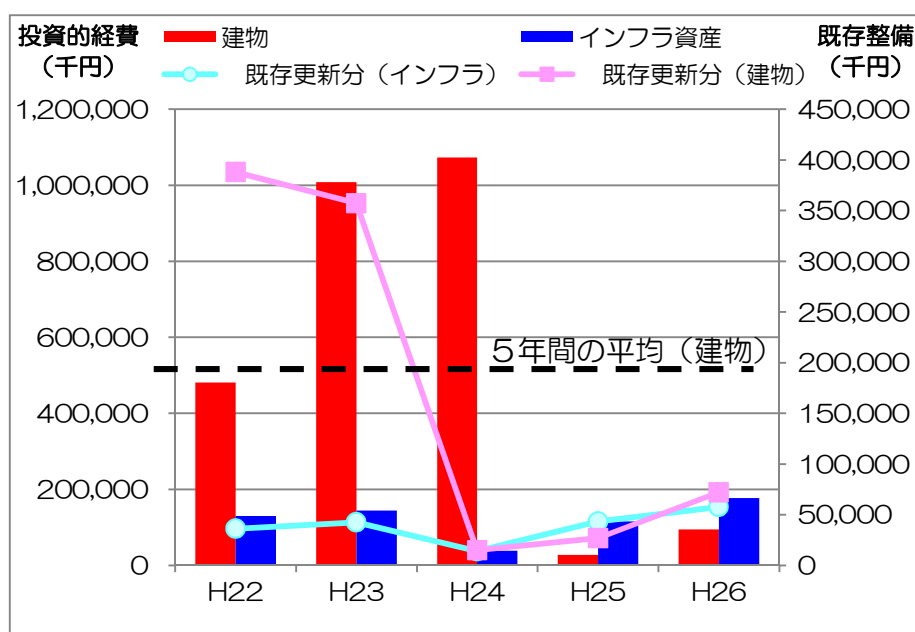


図 3.1.4 公共施設（建物・インフラ）の投資的経費の推移

2) 投資的経費・維持補修費の見通し

本町では、昭和 40 年代の高度経済成長期とその後の約 10 年間に施設の需要に応じて、町営住宅、学校などの教育施設、公民館などの公共施設が整備され、また平成の景気拡大に伴い庁舎や温泉施設等が整備されてきました。

しかし、現状では少子化、労働人口の減少、高齢化の進展等により、社会の構造や住民の要望が大きく変わってきています。

また、これまでに整備してきた公共施設が一斉に大規模改修・建替え時期を迎えており、多額の更新費用が必要になると見込まれています。

ここでは、公共施設の維持管理・更新等に係る経費の見込みについて、現状の公共施設をそのまま利用し続けた場合に、どの程度の見込みとなるか試算しました。

【試算基準年 平成 27 年度】

(計算の条件)

- 今後、新たな建設は行わない。
- 建設後 60 年目で建替え (更新) します。建替え時は費用を 3 年間に分割します。
- 建設後 30 年で大規模改修 を実施します。改修時の費用は 2 年間に分割します。
- 積み残しを処理する年数を 10 年とします。
- 物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮していません。

【試算結果】

○直近 5 年間の投資的経費：年平均 5.37 億円 (H26 年度までの 5 年間の平均)

○年更新費用：13.9 億円 (40 年間総額 554.9 億円 / 40 年間)

○ 年平均=5.37 億円 -13.9 億円=-8.53 億円

これまで実際に支出してきた投資的経費を今後も維持できると仮定した場合、今後、公共施設の維持更新に年間あたり、約 8.53 億円が不足することとなり約 2.6 倍の費用が必要となります。

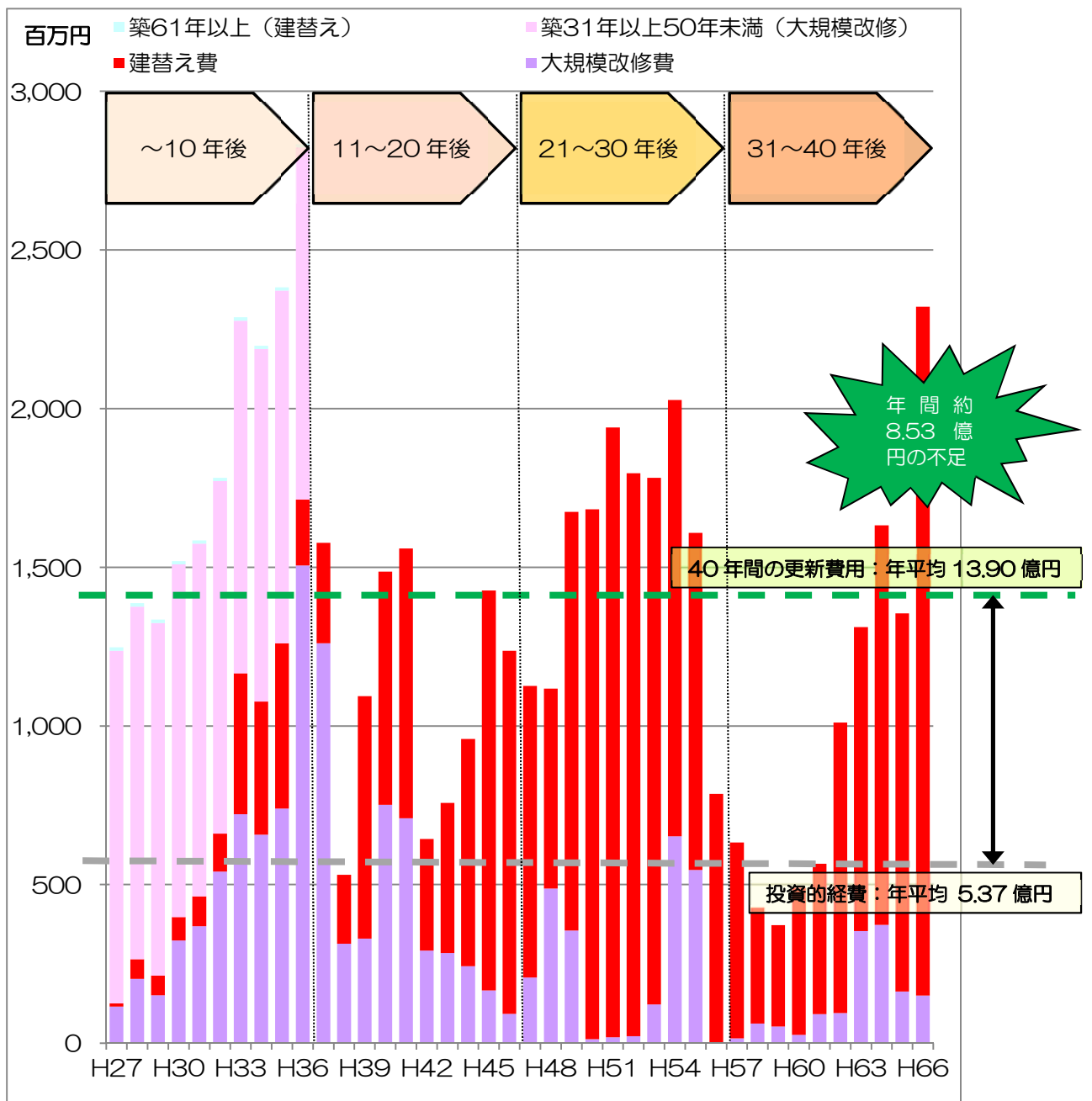


図 3.1.5 大規模改修及び建替えにかかる将来費用

3) 直近の将来費用の見通し

本町の将来費用の見通しは、建替えや大規模改修を迎える施設が増えることが予想され、計画期間40年間の公共施設維持管理・更新費用の総額は、現状のままで推移すると今後も増加傾向にあります。(本年度に限った試算結果ではないことが予想されます。)

①例えば昭和31年度の建築の場合、建築後60年目にあたる「公営住宅」が建替えの更新時期を迎えます。以降も、毎年更新時期を迎える施設が増えていく状況です。

また、既に建築後60年目を超え、建替えなどの更新時期を超えている施設も残存し、(今後10年間に) これら施設の維持更新に係る経費の負担が見込まれます。

②同様に昭和61年度の建築の場合、建築後30年目にあたる大規模改修の更新時期を迎え、既にその時期を超過した(建築後31~50年目を迎える)施設を含めた施設についても今後、予防保全などの対策を含めた維持更新の対応検討が必要となります。

③計画期間40年間の総額は、建築後40年目にあたる昭和51年度以降の建築物の更新額が今後、加味されることとなります。昭和51年度以降の年代に建築された公共施設の総量は、昭和52年度に更新時期の第一期のピークを迎えており、計画期間内での更新額の増加が今後も予測されます。

直近の将来費用の見通しについて、図3.1.6に示しています。

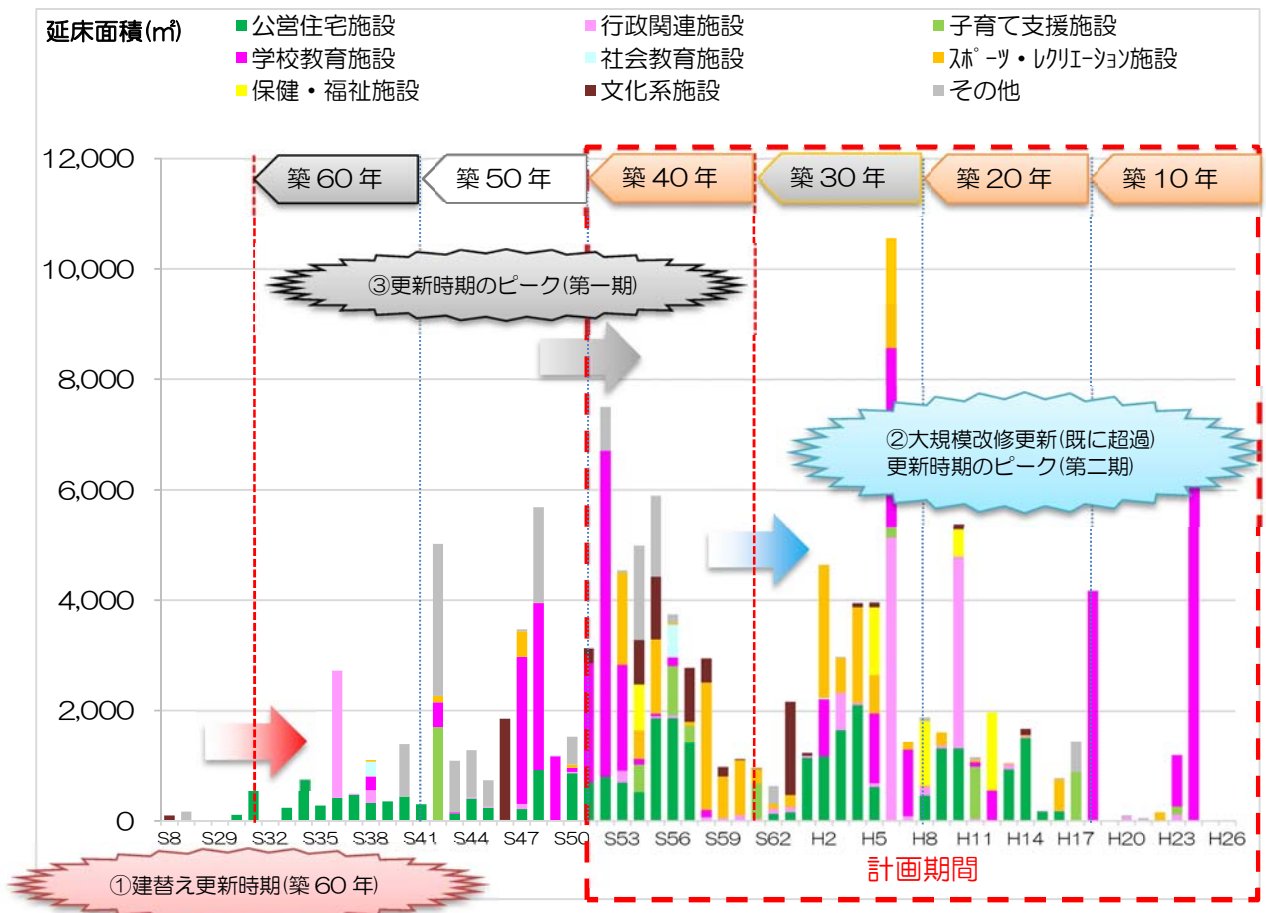


図 3.1.6 直近の将来費用の見通し

2. インフラ資産の維持管理・更新等に係る費用算定

(1) インフラ資産の更新の考え方

インフラ資産の更新単価及び耐用年数等は、建物と同様に、総務省「資料：総務省「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成 23 年 3 月）」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成 26 年 3 月）」における単価を参照して設定します。

1) 道路

道路の更新費用は、路線ごとに整備するものではなく、区間ごとに整備されるため、年度別に把握するのは困難なため、現在の総面積に対し試算しました。

① 道路の耐用年数

舗装の耐用年数の 10 年と舗装の一般的な供用寿命の 12～20 年のそれぞれの年数を踏まえ、全整備面積をこの 15 年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定しています。

道路舗装部の耐用年数は 15 年とします。

② 道路の更新単価の設定

道路の更新単価は、「道路統計年報 2009」（全国道路利用者会議）で示される平成 19 年度の舗装補修事業費（決算額）を舗装補修事業量で割って算定されたものから設定しています。

表 3.2.1 道路の更新単価

分類	対象施設	単価
道路	一般道路の舗装	4,700 円/m ²

2) 橋梁

① 橋梁の更新

橋梁については、更新年数経過後に現在と同じ面積で更新すると仮定し、以下の構造別年度別面積に対し、それぞれの更新費用を乗じて更新費用を試算します。

橋梁の更新年数は法定耐用年数の 60 年を経た年度に更新します。

② 橋梁の更新単価の設定

橋梁の更新単価は、道路橋の工事实績（道路橋年報）より、以下の構造別の面積に対して更新単価を乗じて算定します。

表 3.2.2 橋梁の更新単価

分類	対象施設	単価
橋梁	PC（プレストレスト・コンクリート）	425,000 円/㎡
	RC橋	425,000 円/㎡
	鋼橋	500,000 円/㎡
	その他	425,000 円/㎡

③ 積み残し処理を割り当てる年数

試算時点で更新年数を既に経過し、更新されずに残されている場合

積み残しを処理する年数を5年とします。

3) 上水道

① 上水道の更新

上水道は、整備した年度から法定耐用年数の40年を経た年度に更新すると仮定しています。

上水処理施設の建物部分及びプラント部分については公共施設の更新年数と同じ年数にて更新すると仮定しています。

上水道の耐用年数は40年とします。

② 上水道の更新単価の設定

上水道の更新単価は、導水管及び送水管、配水管に分類して、管径別に単価を設定する。

表 3.2.3 上水道の更新単価

分類	対象施設	単価
上水道 導水管及び送水管	300 mm未満	100,000 円/m
	300~500 mm	114,000 円/m
上水道 配水管	50 mm未満	97,000 円/m
	50~75 mm未満	97,000 円/m
	75~100 mm未満	97,000 円/m
	100~125 mm未満	97,000 円/m
	125~150 mm未満	97,000 円/m
	150~200 mm未満	100,000 円/m
	200~250 mm未満	103,000 円/m
	250~300 mm未満	106,000 円/m
	300~350 mm未満	111,000 円/m
	350~400 mm未満	121,000 円/m

4) 下水道

① 下水道の更新

下水道は、延長距離の総量のみが把握できる場合は、全整備面積を法定耐用年数の50年で割った面積を1年間で更新していくと仮定します。

下水処理施設の建物部分及びプラント部分については公共施設の更新年数と同じ年数にて更新すると仮定しています。

下水道の耐用年数は50年とします。

② 下水道の更新単価の設定

下水道の更新単価は、総延長に対する更新単価、管種別更新単価、管径別更新単価により設定します。

表 3.2.4 下水道の管種別更新単価

分類	対象施設	単価
下水道 管種別	コンクリート管・塩ビ管等（更生工法を前提）	124,000 円/m
	更生管（敷設替えを前提）	134,000 円/m

表 3.2.5 下水道の管径別更新単価

分類	対象施設	単価
下水道 管径別	250 mm以下	61,000 円/m
	251～500 mm以下	116,000 円/m
	500～1000 mm以下	295,000 円/m

(2) インフラ資産の投資的経費・維持補修費の見通し

1) インフラ施設の投資的経費・維持補修費の状況

平成 26 年度の本町の上下水道を含めたインフラ資産の投資的経費の合計は、約 4.5 億円、過去5年間の費用は平均約 5.0 億円前後で推移しています。インフラ資産の投資的経費の状況について、表 3.2.6 及び図 3.2.1 にインフラ資産の投資的経費の推移を示しています。

表 3.2.6 インフラ資産の投資的経費の推移 (千円)

年度 投資的経費	平成 22 (2010)年	平成 23 (2011)年	平成 24 (2012)年	平成 25 (2013)年	平成 26 (2014)年	5年間の 平均
①道路関係	130,091	144,648	37,897	115,779	177,441	121,171
既存更新分	96,358	113,460	37,047	115,389	153,587	103,168
新規整備分	23,596	30,210	0	0	23,596	15,480
用地取得分	10,137	978	850	390	258	2,523
②橋梁関係	0	0	0	0	0	0
既存更新分	0	0	0	0	0	0
新規整備分	0	0	0	0	0	0
用地取得分	0	0	0	0	0	0
③上水道関係	45,390	122,984	71,879	21,327	100,890	72,494
既存更新分	18,456	48,493	71,879	21,327	100,890	52,209
新規整備分	26,934	74,491	0	0	0	20,285
用地取得分	0	0	0	0	0	0
④下水道関係	201,984	313,673	316,495	537,600	170,571	308,065
既存更新分	0	71,102	3,695	0	0	14,959
新規整備分	201,984	242,571	312,800	537,600	170,571	293,105
用地取得分	0	0	0	0	0	0
合計	377,465	581,305	426,271	674,706	448,902	501,730

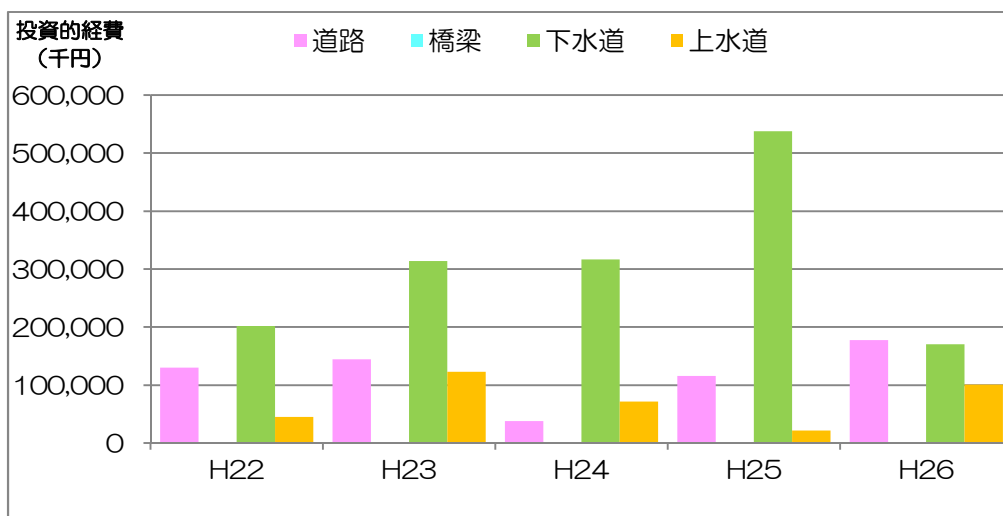


図 3.2.1 インフラ資産の投資的経費の推移

2) 道路

(計算の条件)

- 道路舗装部の更新は、耐用年数(15年)を基に、舗装補修単価で試算します。
- 物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮していません。
- 年更新費用の試算 全整備面積 2,941,576 m²/15年×単価

【試算結果】

○直近5年間の投資的経費：年平均 1.21 億円 (H26年度までの5年間の平均)

○年更新費用：9.2 億円 (40年間総額 368.7 億円/40年間)

○ 年平均 = 1.2 億円 - 9.2 億円 = -8.0 億円

これまで実際に支出してきた維持更新費を今後も維持できると仮定した場合、今後、公共施設の維持更新に年間あたり、約 8.0 億円が不足します。

本町の道路の将来費用について、図 3.2.2 に今後 40 年間に要する維持更新費用の見込みを示しています。

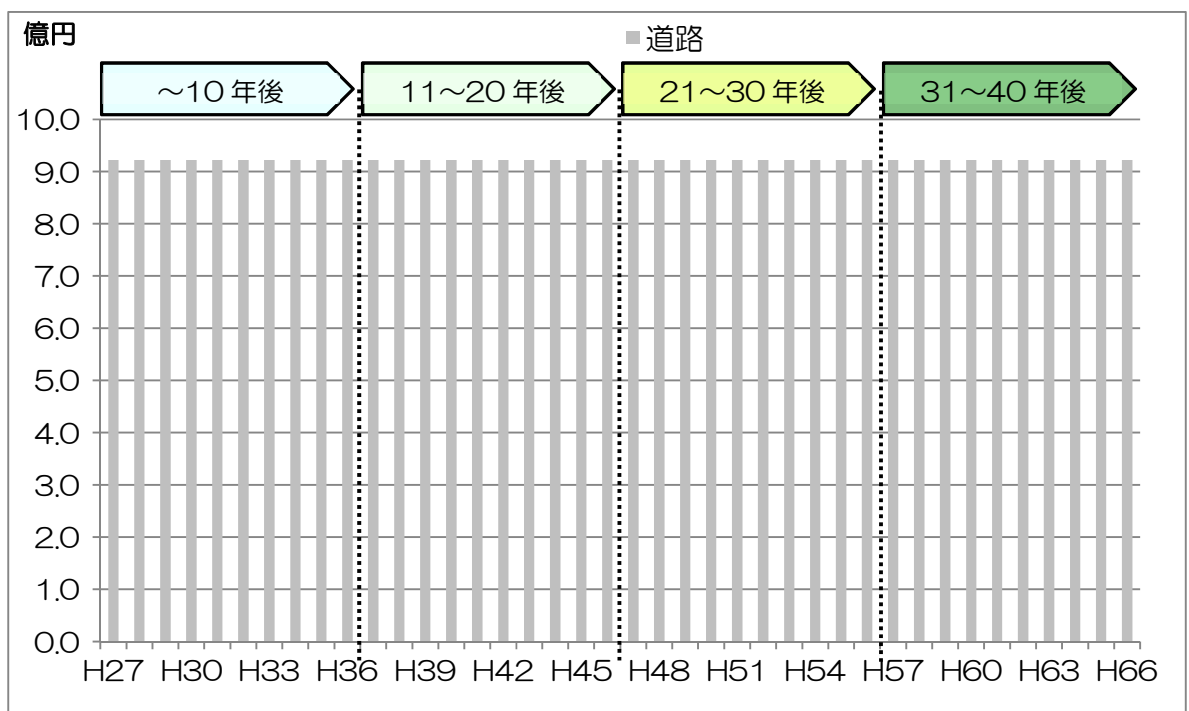


図 3.2.2 今後 40 年間に要する維持更新費用の見込み (道路)

3) 橋梁

(計算の条件)

- 橋梁の更新は、法定耐用年数（60年）を基に、道路橋の更新単価で試算します。
- 物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮していません。

【試算結果】

○直近5年間の投資的経費：年平均 0円（H26年度までの5年間の平均）

○年更新費用： 1.1億円（40年間総額 42.4億円／40年間）

○ 年平均 = 0円 - 1.1億円 = -1.1億円

これまで実際に支出してきた維持更新費を今後も維持できると仮定した場合、今後、公共施設の維持更新に年間あたり、約1.1億円が不足します。

本町の橋梁の将来費用について、図3.2.3に今後40年間に要する維持更新費用の見込みを示しています。

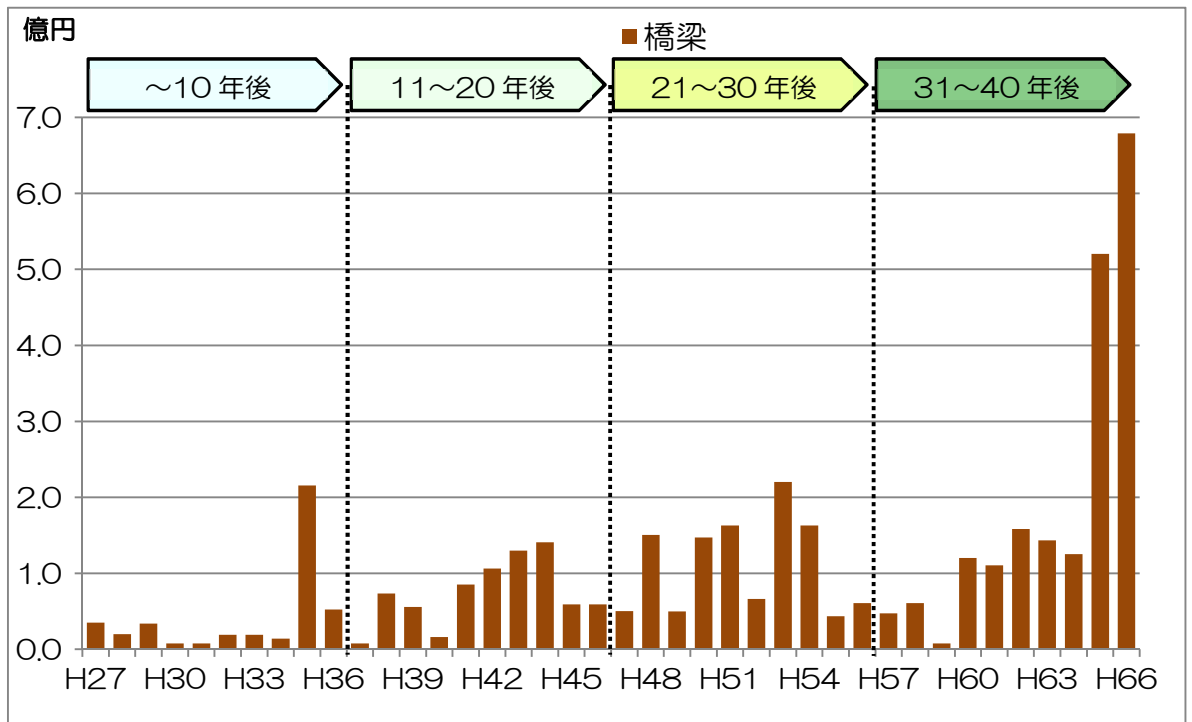


図 3.2.3 今後 40 年間に要する維持更新費用の見込み (橋梁)

4) 上水道（管径別）

（計算の条件）

- 敷設替えは、法定耐用年数（40年）を基に、管径別更新単価で試算します。
- 上水道（建物）は、大規模改修（30年）、建替え（60年）更新試算します。
- 物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮していません。

【試算結果】

○直近5年間の投資的経費：年平均 0.72 億円（H26年度までの5年間の平均）

○年更新費用：4.7 億円（40年間総額 189.7 億円／40年間）

○ 年平均＝0.72 億円 - 4.7 億円＝ -3.98 億円

これまで実際に支出してきた維持更新費を今後も維持できると仮定した場合、今後、公共施設の維持更新に年間あたり、約 4.0 億円が不足します。

本町の上水道の将来費用について、図 3.2.4 に今後 40 年間に要する維持更新費用の見込みを示しています。

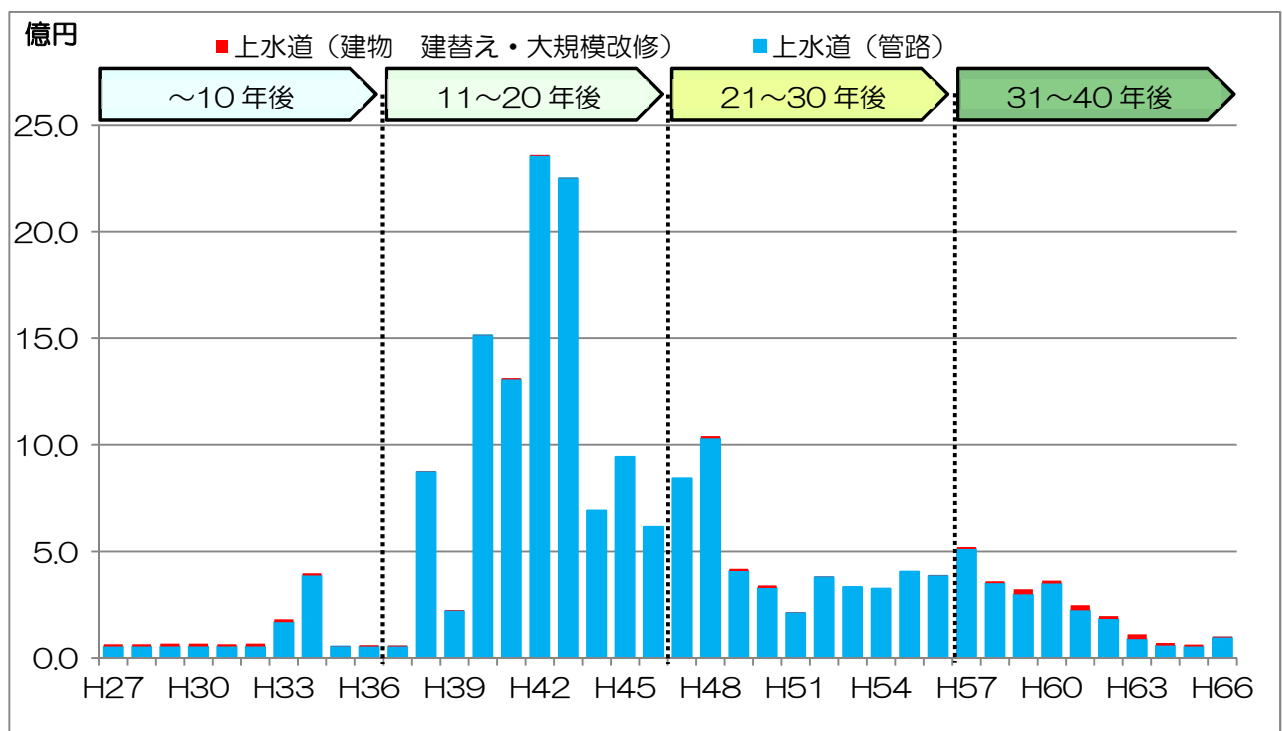


図 3.2.4 今後 40 年間に要する維持更新費用の見込み（上水道）

5) 下水道（管径別）

（計算の条件）

- 敷設替えは、法定耐用年数（50年）を基に、管径別更新単価で試算します。
- 下水道（建物）は、大規模改修（30年）、建替え（60年）更新試算します。
- 物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮していません。

【試算結果】

○直近5年間の投資的経費：年平均 3.08 億円（H26年度までの5年間の平均）

○年更新費用： 1.1 億円（40年間総額 43.2 億円／40年間）

○ 年平均 = 3.08 億円 - 1.1 億円 = 1.98 億円

これまで実際に支出してきた維持更新費を今後も維持できると仮定した場合、今後、公共施設の維持更新に年間あたり、約 2.0 億円が余剰となります。

本町の下水道の将来費用について、図 3.2.5 に今後 40 年間に要する維持更新費用の見込みを示しています。

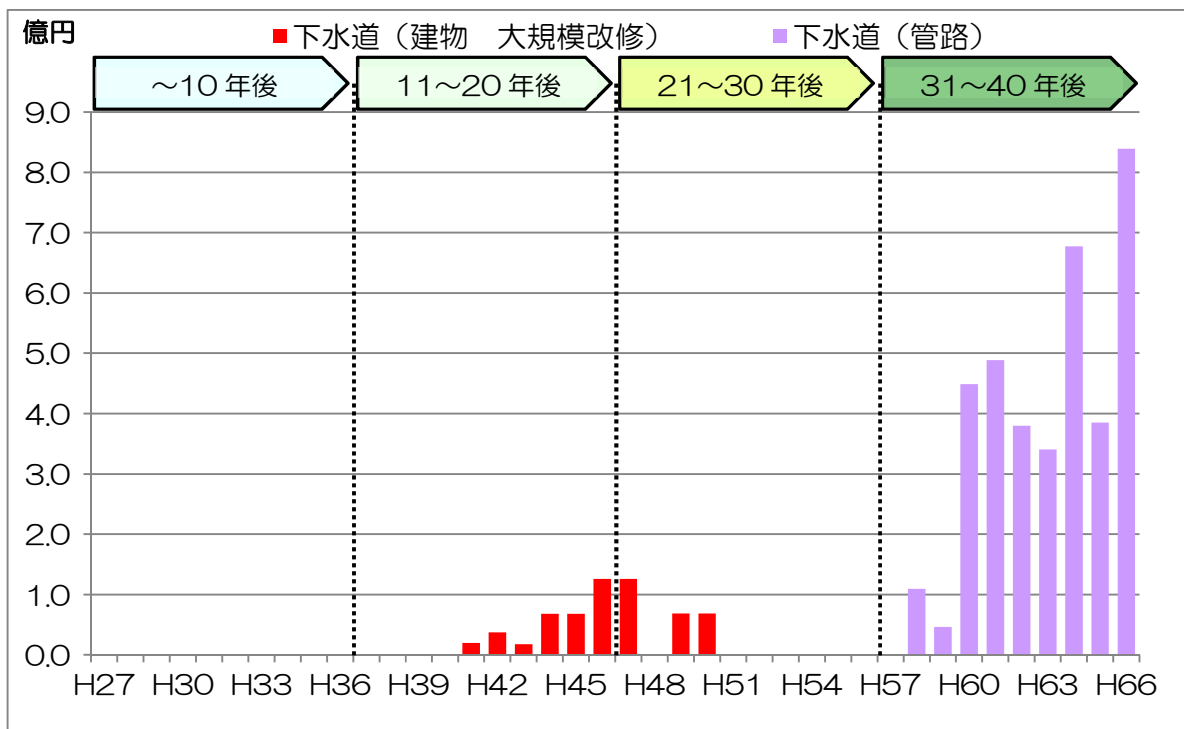


図 3.2.5 今後 40 年間に要する維持更新費用の見込み（下水道）

(3) インフラ資産の改修・更新にかかる将来費用の内訳

今後 40 年間に、インフラ資産の改修・更新にかかる費用は、約 644.0 億円と推計され、年間（年平均）にかかる費用は約 16.1 億円と想定されます。

インフラ資産も建築物系施設と同様に、更新費用を縮減、平準化することが必要です。

本町のインフラ資産の将来費用の状況について、表 3.2.7 及び図 3.2.6 に改修・更新等にかかる将来費用の試算結果を示しています。

表 3.2.7 今後 40 年間ににおける改修・更新等にかかる将来費用（億円）

項目名	計	平成 27 ～36 年	平成 37 ～46 年	平成 47 ～56 年	平成 57 ～66 年
道路	368.68	92.17	92.17	92.17	92.17
橋梁	42.44	4.25	7.33	11.14	19.71
上水道（管径別）	189.74	10.88	108.44	46.87	23.54
下水道（管径別）	43.16	0	3.38	2.63	37.15
合計	644.01	107.30	211.32	152.82	172.58

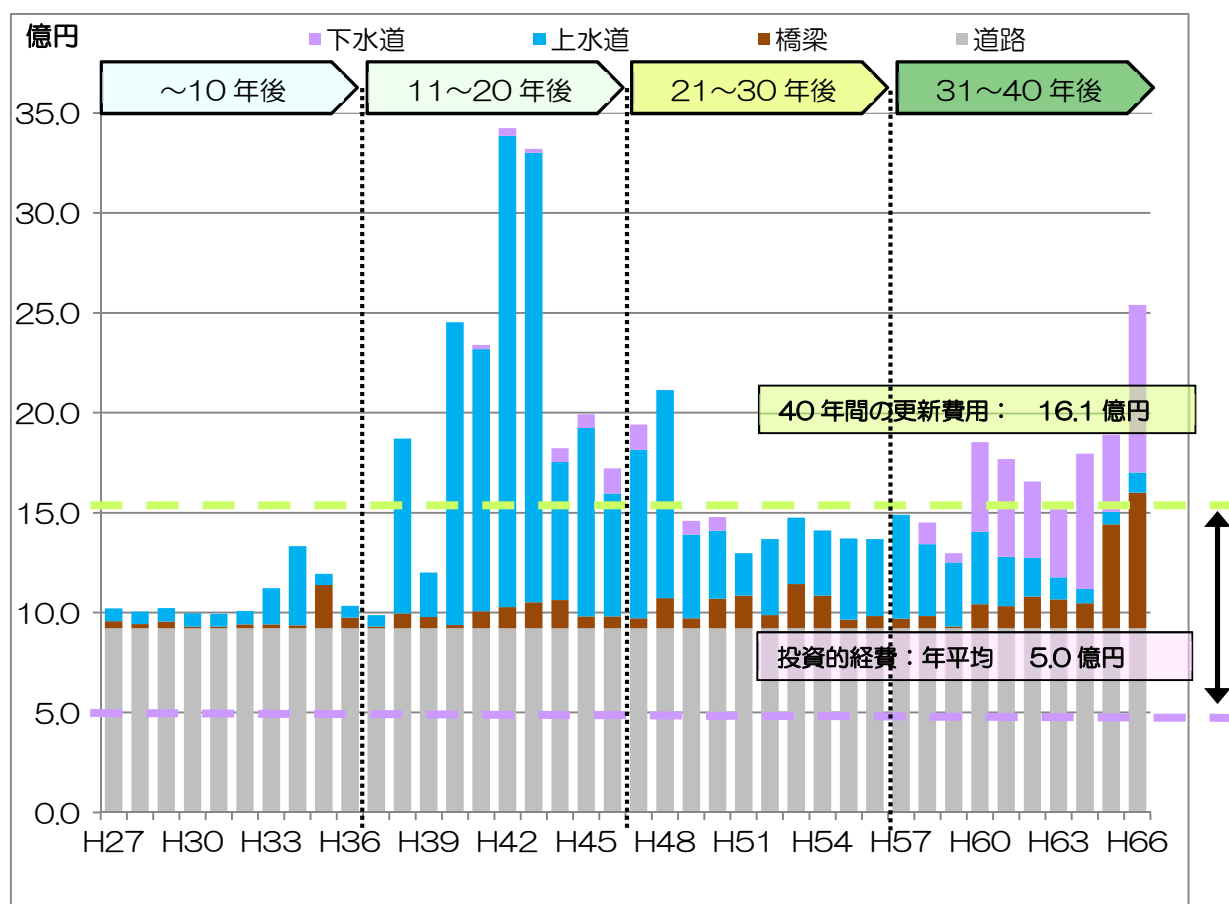


図 3.2.6 改修・更新等にかかる将来費用（インフラ資産）

(4) 公共施設及びインフラ資産の改修・更新にかかる将来費用の総額

今後 40 年間に、公共施設及びインフラ資産の改修・更新にかかる費用の総額は、約 1,198.9 億円と推計され、年間（年平均）にかかる費用は約 30.0 億円と想定されています。

前述の試算結果から公共施設の改修・更新にかかる費用は、約 555 億円、年間（年平均）費用は約 13.9 億円であり、インフラ資産の改修・更新にかかる費用は、約 644.0 億円、年間（年平均）費用は約 16.1 億円と想定されています。

過去 5 年間の投資的経費の平均 10.4 億円の約 2.9 倍の費用が必要となります。

本町のインフラ資産の将来費用の状況について、表 3.2.8 及び図 3.2.7 に改修・更新等にかかる将来費用の総額を示しています。

表 3.2.8 今後 40 年間における改修・更新等にかかる将来費用の総額（億円）

項目名	計	平成 27 ～36 年	平成 37 ～46 年	平成 47 ～56 年	平成 57 ～66 年
公共施設	554.91	185.59	112.71	155.40	101.20
道路	368.68	92.17	92.17	92.17	92.17
橋梁	42.44	4.25	7.33	11.14	19.71
上水道（管径別）	189.74	10.88	108.44	46.87	23.54
下水道（管径別）	43.16	0	3.38	2.63	37.15
合計	1,198.92	292.89	324.03	308.22	273.78

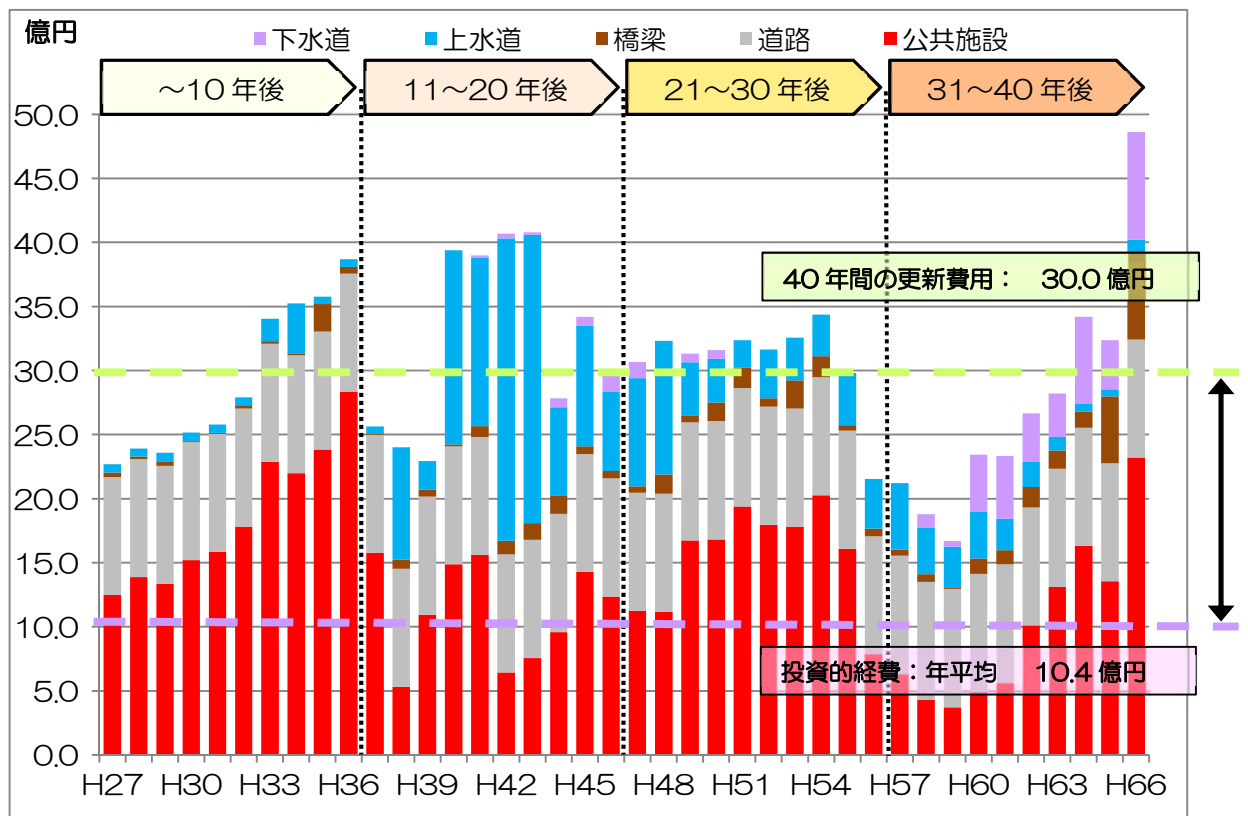


図 3.2.7 改修・更新等にかかる将来費用の総額（公共施設及びインフラ資産）

第4章 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1. 会津美里町における関連計画の方向性

公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本な方向性を検討するうえで、現在、進められているまちづくりの各種関連計画との整合を図るため、以下の表 4.1.1 に関連計画を整理しました。

表 4.1.1 会津美里町における関連計画

区分	個別計画	会津美里町における関連計画	作成年月日	備考	
建物関連	町基本計画	1) 会津美里町第二次総合計画	平成 23 年 3 月		
		2) 第二次国土利用計画	平成 23 年 12 月		
		3) 会津美里町財政計画	平成 25 年 3 月		
		4) 会津美里町行財政改革推進計画	平成 26 年 1 月		
		5) 会津美里町財政健全化計画	平成 23 年度		
		6) まちづくり計画	平成 26 年 3 月		
	公共施設	1) 会津美里町公有財産利活用基本方針	平成 24 年 2 月	(1)	
		2) 会津美里町公有財産利活用処分方針	平成 25 年 9 月	(2)	
		3) 公共施設整備方針	平成 25 年 3 月	(3)	
		4) 会津美里庁舎及び複合文化施設建設基本構想	平成 26 年 5 月	(4)	
		5) 本郷庁舎・新鶴庁舎の利活用に関する検討	平成 27 年度	策定中	
	防災	1) 会津美里町地域防災計画	平成 24 年度		
		2) 水防計画	平成 年 月		
		3) 国民保護計画	平成 年 月		
	住宅	1) 会津美里町耐震改修促進計画	平成 20 年 3 月		
		2) 都市再生整備計画	平成 20 年 3 月		
		3) 会津美里町公営住宅等長寿命化計画	平成 27 年度	策定中	
	生涯学習・教育	1) 今後の公民館のあり方方針	平成 26 年 3 月	(5)	
		2) 公民館事業等の「統合整理方針」(案)	平成 27 年 2 月		
		3) 学校給食の効率的な運営の方針	平成 26 年 4 月	(6)	
		4) 会津美里町教育振興基本計画	平成 23 年 3 月		
		5) 会津美里町子ども・子育て支援事業計画	平成 27 年 3 月		
		6) さくら保育所・ひまわり保育所の統合方針(案)	平成 26 年 5 月	(7)	
	福祉	1) 健康増進計画	平成 26 年度		
	その他	1) 会津美里町温泉施設利活用処分方針	平成 26 年 3 月	(8)	
	情報施設		1) 地域情報化基本計画	平成 21 年 2 月	
	インフラ 関連	道路	1) 道路ストック総点検路面性状調査	平成 26 年度	
橋梁		1) 橋梁長寿命化修繕計画(概要版)	平成 26 年度		

区分	個別計画	会津美里町における関連計画	作成年月日	備考
	下水道	1) 会津高田浄化センター長寿命化計画(管路除く)	平成 27 年度	策定中
		2) 会津本郷浄化センター長寿命化計画(管路除く)	平成 28 年度	予定

備考欄に該当する計画の方針を以下に抜粋します。

(1) 会津美里町公有財産利活用基本方針

以下に「会津美里町公有財産利活用基本方針」から抜粋しました。

利活用基本方針の目的

町民サービスの向上と行財政改革推進の観点から、本町が所有する財産について、財産の有効活用、民間活力の活用、管理経費の削減を図るため、真に必要な財産のみを所有する。

また、本方針の目的は次のとおりとし、その手段としての手続きや基準を示します。

- ① 行政財産を含むすべての財産を有効に活用し、町民ニーズに応えます。
- ② 類似施設については、利用頻度、利用実態に基づき、統廃合を視野に含めて施設の存在意義を整理します。
- ③ 不要財産や遊休財産を整理し、売却や貸付け等による財源確保を図るとともに、管理運営の見直しにより維持管理経費の削減を図ります。
- ④ 財産を適切に管理するため、財産台帳を整備します。

(2) 会津美里町公有財産利活用処分方針

以下に「会津美里町公有財産利活用処分方針」から抜粋しました。

公有財産利活用処分の考え方と具体的取り組み

利活用基本方針に掲げる4つの目的達成に向けた公有財産利活用処分の具体的な考え方や取り組みを示し、町民の方々の理解を求めて参ります。

(1) 目的①、②に対する具体的取り組み

ア 保有財産の縮減と施設の集約化

今後の人口推計、ニーズの地域バランス、維持管理コストの抑制、利用率の向上などを考え、既存施設の見直しと、統廃合や新規施設の複合化などにより、保有財産の縮減と適切な施設配置を行います。

イ 保有財産の利活用

既存の行政財産については、事務スペースの見直しや施設規模の適正化を進め、余剰部分の活用として、他施設との複合化や民間への貸付・処分を行います。

庁舎における空きスペースについては、民間などへの積極的な貸付を推進します。

ウ 維持管理コストの削減と環境対策

施設の維持管理コストの前年度対比や施設規模毎の比較などによりコストの削減に取り組みます。

委託業務の業種別一括発注を可能な限り拡大することにより、効率的な委託業務を推

進めます。

新規施設や今後も活用する施設においては、維持管理コストの最適化や環境に配慮した施設を目指し、積極的な環境対策に取り組みます。

エ 利用財産の長寿命化

長期に活用する施設については、コストシミュレーションにより、修繕計画を策定するなど財政計画との整合性を図りながら、計画的な施設改修を実施し、安全で快適な施設やサービスの提供を目指します。

(2) 目的③に対する具体的取り組み

ア 遊休財産の整理

遊休財産については、長期的視点に立ち、町民ニーズや今後の利用方法等を検討したうえで「活用可能財産」と「不要財産」へ振り分けを行います。

イ 不要財産の貸付・処分

原則、建物については解体、土地については売却します。

解体対象の建物については、解体費用を試算したうえで、財政状況を踏まえて、計画的に解体を進めます。

(3) 目的④に対する具体的取り組み

ア 公有財産データの整備と共有化

公有財産データの整備を行うとともに、データの共有化を図り、適正な管理に努めます。

(3) 公共施設整備方針

以下に「公共施設整備方針」から抜粋しました。

将来的な公共施設整備（庁舎・複合文化施設）検討に際し、現状を踏まえ、公共用地の有効活用や住民の利便性、財政面での将来負担などを総合的に勘案した結果、以下の4案をモデルケースとして選定した。なお、この4案は、今後の議論を進めるための素案として提示するものであり、最終的な評価や建設の是非については、町民の意見等を踏まえ、今後の議論に委ねるものとする。

- ① 総合庁舎と複合文化施設を建設し、本郷・新鶴庁舎をこれまで同様維持するケース
- ② 総合庁舎と複合文化施設を建設し、本郷・新鶴庁舎は民間企業等に貸付又は売却を行い、公民館等を活用して窓口業務を行うケース
- ③ 将来の総合庁舎を見据えた高田庁舎（現高田庁舎の約 1/2 程度の面積）と複合文化施設を建設（合築含む）、本郷・新鶴庁舎をこれまで同様維持し、当面、分庁舎方式を継続するケース
- ④ 最小限の経費とするため既存の高田庁舎本庁舎を取り壊し、北庁舎のみ活用することとし、複合文化施設を建設、本郷・新鶴庁舎をこれまで同様維持し、分庁舎方式を継続するケース（高田庁舎の一部の課を本郷・新鶴庁舎へ移転）

(4) 会津美里庁舎及び複合文化施設建設基本構想

以下に「会津美里庁舎及び複合文化施設建設基本構想」から抜粋しました。

新たに建設する庁舎及び複合文化施設については、災害時における町民の生命と財産を守る防災機能を有する施設であるとともに、質の高い行政サービスの提供と町民の学習活動や地域文化創造の交流拠点など多くの機能が求められることから、庁舎機能と複合文化施設機能の合築とし、機能共有によるコスト削減を図るとともに、あわせて町民の利便性向上に資する施設とする。建設にあたり、多くの町民が日常的に集い、交流する場として「人・生きがい・ふれあい」を創出する、町のシンボルとなる施設とする。

今後の設計・建設に向けて、以下のとおり6つの基本コンセプトを示す。

① 災害に強く、防災機能を有する安全・安心な施設

町民の安全・安心な暮らしを支える拠点として、また、建物自体に十分な耐震性能を備え、万が一の災害時には一定程度の機能が確保され、災害対策本部などの指揮命令機能が十分に発揮できる施設とする。

② 町民の学習活動や地域文化創造の交流拠点となる施設

世代を問わず町民の学びの場を提供するとともに、芸術文化を創造する拠点として、普段から町民が気軽に集まり、誰もが交流できる施設とする。

③ 多くの町民が日常的に集い、親しみやすく、利用しやすい施設

多目的に利用できる開放的な町民交流スペースや会議室等を設置し、まちづくりの主体となる町民が利用しやすく、親しみやすい施設とする。

④ エコロジカルでエコノミカルな施設（自然や環境と調和した経済的な施設）

再生可能エネルギーを積極的に活用し、省エネルギーや省資源対策など自然環境に配慮するとともに、将来的な維持管理経費を削減できる経済的合理性に優れた施設とする。

⑤ 会津美里町の文化・気候風土を踏まえ、町民が豊かさを実感できる施設

木材を積極的に活用し、地元の気候風土に調和し、町のシンボルとし多くの町民が共感できる施設とする。

⑥ 合築によるメリットを活かし、効率的でフレキシブルな施設

庁舎機能と複合文化施設機能の合築による効率化と町民の利便性向上を図り、少子高齢化や過疎化の進行による人口減少時代に即し、組織機構改革や新たな行政需要、情報化など、社会変化に柔軟に対応できる施設とする。

(5) 今後の公民館のあり方方針

以下に「今後の公民館のあり方方針」から抜粋しました。

公民館等の配置及び管理運営の考え方

(1) 公民館等の配置体制について

新たな拠点施設となる複合文化施設の建設(会津美里公民館の建替え)を契機として、公民館事業の一体化を推進するため、新たな運営体制の構築とともに、社会教育法上の「公民館」を新たな会津美里町公民館の1館のみとし、他の公民館については、地域活動に対応する学習拠点施設として位置づけ、段階的な機能移行を進めていきたいと考えている。

(2) 学習拠点施設の配置について

拠点施設は、全町的な公民館事業の地域拠点とするため、幼稚園・保育所・小学校・中学校、家庭及び地域社会の連携を基軸に捉え、将来人口も見据えながら、段階的に小学校区の4拠点から中学校区の3拠点とするのが望ましいと考えている。

(3) 管理運営の考え方

会津美里町公民館は、社会教育機関として中心的な役割があるため、従来どおり直営とする。また、会津美里町公民館以外の学習拠点施設は、教育委員会所管の施設として、指定管理制度による管理運営とする。

生涯学習関連施設の整理見直しについて

公民館等の新たな配置と併せて、今後の公民館活動等と関連のある運動施設及び民族資料館等についても、各施設の適正な配置と効率的な運営を目指す観点から、今後の整理見直し方針を定める。

(1) 体育運動施設

今後の効率的な活用を図るため、類似施設の郊率的な利用促進について検討し、将来的な施設の必要性や維持管理コストを勘案しながら、施設の機能(目的、数)、配置場所等の全体像について整理見直し方針の作成を進める。

(2) 民俗資料館等

民俗資料及び考古資料の有効活用を図るため、資料の公開・展示・保管について、今後の町施設の統合整理に伴い、既存施設の利活用を図る観点を踏まえ、有効な施設活用の整理見直し方針の作成を進める。

(6) 学校給食の効率的な運営の方針

以下に「学校給食の効率的な運営の方針」を示しました。

(1) 統合の方針

① 高田学校給食センターと②新鶴学校給食センターを統合し改築する。

(2) 統合の必要性

○ 高田学校給食センター(平成元年建築 耐用年数31年)

平成2年に稼動し25年が経過しており、その間に厨房機器等(洗浄部門は平成18年に整備したため除く)の一部を更新したが、殆どが未更新となっている。

- ① 厨房機器の劣化(連続炊飯器、焼き物器、揚げ物器、蒸し器)
- ② 電気設備等の劣化等
- ③ 空調施設の劣化
- ④ 給排水設備の劣化
- ⑤ 作業効率の改善
- ⑥ 保健所から調理室内の温度管理の指摘

○ 新鶴学校給食センター(平成12年建築 耐用年数31年)

平成13年に稼動し10年を超えているため、機器等の修繕費も増えている傾向にある。

- ① 洗浄室の床面の修繕(塗装剥離)
- ② 下処理室のシンクを用途別に設置が必要
- ③ 洗浄機附属部分の修繕(蛍光灯、食器流し、食器受け台部)

(7) さくら保育所・ひまわり保育所の統合方針

以下に「さくら保育所・ひまわり保育所の統合方針」を示しました。

平成27年4月から新たに始まる「子ども・子育て支援新制度」では、幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ「認定こども園」の普及を進めることとなっている。

このような背景のもと、現在のさくら保育所・ひまわり保育所の現状を見ると、このまま認定こども園への移行は難しい状況にある。

そこで現状を踏まえ、さくら保育所、ひまわり保育所ともに廃止し、新たに旧永井野小学校跡地に改築し、認定こども園を開設する。

(統合後の跡地利用)

- ① さくら保育所 : 子育て支援センター「すくすくハウス」として活用
- ② ひまわり保育所 : 廃止・取壊し、土地を返却
- ③ 子育て支援センター : 廃止・取壊し、借地分を返却

(8) 会津美里町温泉施設利活用処分方針

以下に「会津美里町温泉施設利活用処分方針」を抜粋しました。

全庁的な共通認識のもとで、温泉施設の保有総量縮小、効果的かつ効率的な利用を進めることにより、温泉施設の有効な利活用を推進する。

1 保有総量の縮小

温泉施設としての設置目的や意義が希薄化し、入口の減少等により将来的な利用が見込めない施設について整理し、統廃合や解体、売却等を行うことにより、温泉施設の保有総量縮小を推進する。

2 効果的かつ効率的な利用の推進

施設を適正に管理運営するとともに、利用状況の検証と管理運営方法の見直し等による効果的かつ効率的な利用を推進する。

【新鶴温泉健康センターの整理・統合】

新鶴温泉健康センターは、耐用年数を迎える平成33年度までに、民間への貸付、譲渡又は売却を推進する。平成33年度までに、民間への貸付、譲渡又は売却ができない場合は、新鶴温泉健康センターを「ほっとぴあ新鶴」に統合し、整備する。

【ほっとぴあ新鶴の整備】

「ほっとぴあ新鶴」は、平成43年度までの耐用年数となっていますが、個室を希望するお客様に対応できないなど、現在の利用者ニーズに対応できていない状況であり、また、施設・設備が老朽化しており、修繕費等維持管理に要する経費の増大も見込まれ、宿泊施設の少ない本町にとって、大変重要な施設であるので、真に必要な施設として位置づける。

ただし、他施設と同様に平成33年度までは、民間への貸付、譲渡又は売却を推進し、民間活用ができない場合は、隣接する「新鶴温泉健康センター」と統合し、新たな付加価値を持たせた観光型温泉施設として平成34年度以降に整備を行う。

なお、施設整備にあたっては、民間活用も含めて検討することとし、施設運営については、指定管理制度を活用する。

【高田温泉あやめの湯及び本郷温泉湯陶里の整理・廃止】

平成37年度に耐用年数を迎える「高田温泉あやめの湯」及び「本郷温泉湯陶里」は、老朽化により修繕費等維持管理に要する経費が増大し、財政負担が懸念されるため、民間への貸付、譲渡又は売却を推進する。民間活用ができない場合は、平成37年度をもって廃止する。

また、平成33年度までに民間への貸付、譲渡又は売却ができない場合は、「ほっとぴあ新鶴」の温泉施設工事の完成までの補完施設として位置づけ、利用料金の改定、営業日数・時間やサービス業務内容などを大きく見直し、経費の削減を図りながら、平成37年度まで運営する。

2. 各施設の必要性の検討

(1) 重点施設と各施設の利活用パターン

1) 重点施設の選定

継続使用する施設を対象に、優先度の高い重点施設の選定要件を以下に示しました。

<p>要件①：建築年「15年以下」の建物</p> <p>要件②：延床面積「500㎡以上」を有する建物</p> <p>要件③：建物の構造 「鉄骨造(S)、鉄筋コンクリート造(RC)、鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC)」</p> <p>要件④：安全確保のため「指定避難所」の建物</p> <p>要件⑤：管理運営は「直営」管理の建物</p> <p>要件⑥：「不特定多数」の利用者が利用する建物</p> <p>その他参考：旧3町の「地域内に立地する同種施設が少数」、「町の政策上の判断」</p> <p>以上の要件の該当数の多い建物から重点施設の候補施設とします。</p>
--

2) 公共施設の継続使用の必要性

重点施設（継続使用する施設）以外の施設を対象に、現在提供しているサービスの継続の必要性を判断するため、以下の表 4.2.1～4.2.2 の指標を参照しています。

表 4.2.1 公共施設の必要性の区分

区分	適用
I 廃止・取壊し	①町により廃止・取壊（取壊済み）を決定している施設 ②公共サービスとしての必要性に乏しい施設
II 継続	
1 継続	①現施設を長寿命化により継続する施設
2 転用	公共サービスは必要、施設は必要ない。 ①地域や住民による移管 ②民間施設の利用（委託・指定管理者制度） ③施設が無くても提供可能な（代替サービス）
3 統廃合・共用・合築	①学校の統廃合 ②類似機能の共有化
4 広域化・多機能化	①他自治体の施設を利用 ②一部事務組合・広域連合等 ③独立して必要のない施設
III 新設・増築	①拡張など新たに施設を新設・増築

資料：「東洋大学モデルの提案」より加筆

表 4.2.2 公共施設のサービス（ソフト）と施設（ハード）の区分

		サービス(ソフト)	
		継 続 (現在の場所・地域で、同様の行政サービスを継続又は縮小、拡充・新設する)	廃 止 (現在の場所・地域での同様の行政サービス提供は廃止する)
施設(ハード)	継 続 (現在の施設を継続使用する)	<p>パターン1. 施設及びサービスを継続する</p> <p>①施設の集約化、複合化・多機能化 ②一部用途転用 ③一部貸付 ④継続使用（維持・運営コストの削減、指定管理、省エネ化等） ⑤改修・建替（公共施設の長寿命化） など ※既存施設でサービス提供できない場合は「新設」もあり得る</p>	<p>パターン3. 施設は継続するが、現在のサービスは廃止する</p> <p>⑧施設の用途転用 など</p>
	廃 止 (自治体として現在の施設の使用を中止する)	<p>パターン2. サービスは継続するが施設は廃止する</p> <p>⑥他の公共施設の空き空間や民間施設の利活用 ⑦独自で所有せずに複数の市町村による共同での行政サービス提供など</p>	<p>パターン4. 施設もサービスも廃止する</p> <p>⑨民間企業等への貸付、売却 ⑩施設の取り壊し など</p>

資料：平成24年度PFI/PPP調査研究報告書

判断指標

- ①優先度の高い重点施設 ⇒ 長寿命化による維持管理
- ②建物状況：施設数量、建築年度、劣化状況等の課題
 - ・地域内の同種用途の施設数・配置状況（同種用途2以上）
 - ・建築年度の状況（経過年数30年以上）
 - ・劣化施設の状況（劣化診断による施設の劣化）
 - ・占有面積の状況（1人当たりの占有面積）
- ③管理運営状況：委託、指定管理者制度利用等の実施済み、転用の可能性
- ④施設の利用状況：利用率の低い施設を統廃合
- ⑤施設のコスト状況：採算性の低い施設を転用・統廃合
- ⑥その他

(2) 統廃合など必要な施設の検討

1) 公共施設の主な対象（主要な施設）

本章で検討にあたっては、対象とする利用施設を以下の種類に区分し、他施設との比較が困難な施設については対象外としました。

2) 公共施設のサービス対象（区分）

公共施設の用途は大きくは、町全体を対象とするサービス（機能）に対応する施設と、地区を対象とするサービス（機能）に対応する施設に分けられます。

① 町全体を対象とする施設

町全体を対象とする施設は、スポーツ・レクリエーション系施設、住宅系施設、社会教育系施設であり、一部の地区にのみ立地しています。

② 地区を対象とする施設（アミカケ）

地区を対象とする施設は、コミュニティ系施設、学校・教育施設、子育て支援施設、保健福祉系施設、消防屯所であり、それぞれの地区に立地しています。

表 4.2.3 町民利用施設（－：対象外）

大分類	小分類	対象施設	主な対象
公営住宅	町営住宅	●	全町
行政関連施設	庁舎関連施設	●	全町・地区
	消防屯所	●	地区
	公衆トイレ	－	－
	車庫・倉庫・その他	－	－
子育て支援施設	子育て支援センター	●	全町
	児童館	●	地区
	保育所	●	地区
	幼稚園	●	地区
学校教育施設	小学校	●	地区
	中学校	●	地区
	体育館	●	地区
	学校給食センター	●	全町・地区
社会教育施設	収蔵室	●	全町
	図書館（公民館）	●	全町
スポーツ・レクリエーション施設	体育館	●	全町
	体験学習館・研修施設	●	全町
	運動場	●	全町
	物産館・改善センター	●	全町
	インフォメーションセンター	●	全町
	温泉施設	●	全町

大分類	小分類	対象施設	主な対象
公園・スキー場	管理棟	●	全町
	東屋・ログハウス他	—	—
福祉施設	デイサービスセンター	●	地区
	ふれあいセンター	●	全町・地区
	保健センター	●	全町
	福祉センター	●	全町
文化系施設	公民館	●	地区
	集会所	●	地区
その他	貸付施設	●	全町
	公衆トイレ・車庫・倉庫・陶芸・その他	—	—

3) 用途別の地区別施設の現況整理

① 公営住宅

分類	対象 区分	施設数			床面積 (㎡)		
		高田	本郷	新鶴	高田	本郷	新鶴
公営住宅・居住施設	全町	6	9	2	16,351	9,871	1,586

② 行政関連施設

分類	対象 区分	施設数			床面積 (㎡)		
		高田	本郷	新鶴	高田	本郷	新鶴
庁舎施設	町	1	1	1	2,803	3,684	2,947
消防屯所	地区	8	4	2	1,320	562	483

③ 子育て支援施設

分類	対象 区分	施設数			床面積 (㎡)		
		高田	本郷	新鶴	高田	本郷	新鶴
子育て支援センター	町	1			498		
児童館	地区	3			487		
保育所	地区	2	1	1	951	946	886
幼稚園	地区		1	1		888	1,700

④ 学校教育系施設

分類	対象 区分	施設数			床面積 (㎡)		
		高田	本郷	新鶴	高田	本郷	新鶴
小学校	地区	2	1	1	8,440	5,472	2,832
中学校	地区	1	1	1	4,643	3,332	2,706
体育館	地区	3	2	2	3,027	1,883	1,782
学校給食センター	町・地区	1	0	1	1,045	266	719

⑤ 社会教育系施設

分類	対象 区分	施設数			床面積 (㎡)		
		高田	本郷	新鶴	高田	本郷	新鶴
収蔵室	町	1	1		590	277	
図書館(公民館)	町	1			290		

⑥ スポーツ施設・レクリエーション施設

分類	対象 区分	施設数			床面積 (㎡)		
		高田	本郷	新鶴	高田	本郷	新鶴
インフォメーションセンター	町	1	1		106	193	
温泉施設	町	1	1	1	1,079	918	1,231
体育館	町	6	2	1	5,150	2,856	1,340
管理施設	町	3	2		497	239	210
体験学習館・研修施設	町	2		2	622		2,096

⑦ 保健・福祉施設

分類	対象 区分	施設数			床面積 (㎡)		
		高田	本郷	新鶴	高田	本郷	新鶴
デイサービスセンター	地区		1	1		788	635
ふれあいセンター	町	1			1,223		
福祉センター	町		1	1		832	1,184
保健センター	町	1			493		

⑧ 文化系施設

分類	対象 区分	施設数			床面積 (㎡)		
		高田	本郷	新鶴	高田	本郷	新鶴
公民館	地区	8	1	2	4,311	968	1,697
集会所	地区	7	1	1	576	69	110

⑨ その他施設

分類	対象 区分	施設数			床面積 (㎡)		
		高田	本郷	新鶴	高田	本郷	新鶴
未利用施設	町		2			6,456	
貸付施設	町	3		1	3,473		308
公衆トイレ	—	9	6	2	135	65	35
倉庫	—	3	1		2,483	170	

3. 施設の将来利用における基本的な方向

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 公共施設の大規模改修・建替え等への対応

本町では、昭和 40 年代の高度経済成長期とその後の約 10 年間に施設の需要に応じて、町営住宅、学校などの教育施設、公民館などの公共施設が整備され、また平成の景気拡大に伴い庁舎や温泉施設等が整備されてきました。

今後、これらの公共施設は、昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけて整備されてきた公共施設の老朽化が進み、平成 40 年頃から更新費用が増大することが見込まれ、従来と同様に大規模改修・建替え等への投資を継続すると、町の財政、行政サービス（機能維持）に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、突出して大規模改修・建替え等の費用が多くなる年があるため、年度毎の支出にバラツキが生じてくると推測されます。

このような状況を回避するには、大規模改修・建替え等にかかる費用を全体的に抑え、年度毎の支出を平準化させることが必要です。

そのため、今後は中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設の再編成・管理に取り組んでいく必要があります。

また、現在、公共施設の情報管理は、当該施設の管理運営を担う各担当課が行っています。今後、計画的・戦略的な公共施設管理を推進する上では、情報を一元管理し、より効率的な管理・運営を推進する組織体制の構築を図る必要があります。

② 人口減少・少子高齢化社会への対応

本町の人口は、昭和 30 年代以降減少に転じ、小世帯により世帯数は増加しているものの人口減少と少子高齢化が進行しています。そのため、人口構成の大きな転換に伴う町民のニーズへの変化に対応した適正な公共施設の総量や機能の再編成を検討していく必要があります。

③ 財政状況への対応

今後、人口の減少に伴い町税収入等一般財源の減少が予想されることに加えて、少子・高齢化に伴う扶助費等の負担の増加が見込まれることから、公共施設の維持管理のための財源確保は、今後益々厳しくなるものと予測されます。また、更新費用の推計において、維持更新費の実績値が年間約 5.37 億円に対し、今後 40 年間では年平均で約 13.9 億円の費用が必要になるという試算結果であり、こうした厳しい財政状況の中で、公共施設の管理・運営にかかる費用を縮減するとともに機能の維持を図っていく必要があります。

また、町民との協働も視野に入れながら、維持管理費の削減、民間企業との連携や事業の効率化に取り組む必要があります。

(2) 取組体制

今後の公共施設等の総合的な管理の取組みは、各部門の横断的、一元的な管理を行い、施設の効率的な維持管理を行うための推進体制を構築します。

(3) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等の総合的な管理における基本方針を明確にする。

現状や課題に関する基本認識を踏まえつつ、公共施設等の総合的な管理は、人口構成など地域の特性や住民ニーズを踏まえながら、公共施設の適切な管理・運営、安全で快適な利用環境を実現するため、以下の3つの視点を重視し、地域の将来像を見据えた公共施設の適正な配置等の検討を行なっていきます。

① 供給量の適正化を推進します。

将来の人口動向や財政状況を踏まえ、施設総量（延床面積）の縮減を図り、公共施設のコンパクト化（統合、廃止及び取壊し等）及び、維持継続する施設の長寿命化を推進し、「供給量の適正化」を推進します。

② 既存施設の有効活用を図ります。

既存施設は、老朽化の状況や利用実態及び需要の見通しを踏まえ、今後も継続していく必要がある施設については、計画的な修繕・改善による施設の品質の保持や機能の改善に努め、「既存施設の有効活用」を図っていきます。

③ 効率的な管理・運営を推進します。

情報の一元管理や共有を図るための管理システムの構築、全庁的な推進体制の確立及び民間活力の導入の検討などにより、「効率的な管理・運営」を推進します。

1) 供給・品質・財務に関する基本方針

以下の供給・品質・財務に関する基本方針により、公共施設等の総合的、計画的な管理を推進します。

■供給に関する方針

- 機能の複合化等による効率的な施設配置
周辺施設の立地や利用者状況を踏まえながら、機能の複合化や統合等により、効率的な施設配置及びニーズの変化への対応を図ります。
- 施設総量の適正化
住民ニーズ、関連計画や政策との整合性、費用対効果を踏まえながら、人口の推移や財政状況を勘案し、施設総量（延床面積）の縮減を図ります。

■品質に関する方針

- 予防保全の推進
日常点検、定期点検を実施し、劣化状況の把握に努めるとともに、点検結果を踏まえた修繕や小規模改修の実施により予防保全に努めます。
- 計画的な長寿命化の推進
建築後 30 年以上経過した施設については大規模改修の検討と併せ、長期的な修繕計画の策定や点検等の強化などにより、計画的な維持管理を推進し、必要に応じて施設の長寿命化を図ります。

■財務に関する方針

- 長期的費用の縮減と平準化
大規模改修・建替え等の費用の縮減と更新時期の集中化を避けることにより、財政支出の縮減と平準化を図ります。
- 維持管理費用の適正化
現状の維持管理にかかる費用や業務内容を分析し、維持管理費用や施設利用料等の適正化を図ります。
- 民間活力の導入
PPP※や PFI※などの手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図り、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図ります。

※PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携

公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。指定管理者制度も含まれます。

※PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいいます。

2) 施設用途ごとの基本方針

これまで整理した公共施設の現状及び課題等、公共施設の整備・維持管理、統廃合、施設利用に関する各種の関連計画を考慮し、用途ごとの将来の公共施設の基本方針を表 4.3.1 に示しています。

表 4.3.1 将来の公共施設の基本方針

	施設用途	現状及び課題等	町の基本方針 将来の施設利用検討(案)
1	公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・S30～40年築(40～50年経過)の古い住宅の割合が高い。 ・一部取壊し済み(H26年度追加予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・年代の古い住宅は順次、取壊しを検討 ・人口減少等の社会構造の変化に応じた住宅政策を検討
2	行政関連施設	<p>(総合庁舎と複合文化施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合庁舎と複合文化施設の建設(案)により、旧庁舎の利活用(転用)方法が課題 	<p>(会津美里庁舎及び複合文化施設建設基本構想 平成26年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合庁舎と複合文化施設は、今後の町の方針によります。 ・建替え検討、うち既存の高田庁舎本庁舎を取壊し(1/2施設)
3	子育て支援施設	<p>(保育所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さくら保育所・ひまわり保育所の統合 ・保育所と幼稚園は人口世帯との施設保有面積が不均一(高田地区に少ない。) <p>(児童館)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理制度を活用済み 	<p>(さくら保育所・ひまわり保育所の統合方針 平成26年5月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所の統合による既存施設の廃止 ①さくら保育所を子育て支援センター「すくすくハウス」として活用 ②ひまわり保育所を取壊し、土地を返却 ③子育て支援センターを取壊し、借地分を返却 ・廃止しない施設は民間活力を導入するとともに、継続的な施設の利活用を推進します。
4	学校教育系施設	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化の進行に伴い、児童・生徒数は減少傾向にあります。 ・学校施設は、災害時の避難場所です。 ・耐震補強工事が進められ、小中学校の校舎・体育館の耐震化が完了 ・旧小学校施設は、貸付・転用済み(藤川小学校・赤沢小学校) ・(貸付)新鶴小学校沼山季節分校 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設は、統廃合、廃止施設は決定済み ・取壊し(旧会津高田第二中学校寄宿舎)予定 ・(廃止) 旧本郷第一小学校・旧本郷第二小学校・旧東尾岐小学校は、取壊し予定

	施設用途	現状及び課題等	町の基本方針 将来の施設利用検討(案)
4	学校教育系施設	<p>(学校給食センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高田学校給食センターと新鶴学校給食センターの統合に向け、早急な検討の予定(貸付済) 旧会津本郷給食センター 旧新鶴給食センター 	<p>(学校給食の効率的な運営の方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高田学校給食センターと新鶴学校給食センターの統合 民間活力の導入により、継続的な施設の利活用を推進します。
5	社会教育系施設	<ul style="list-style-type: none"> 旧赤沢幼稚園を文化財収蔵室として活用 歴史収蔵室は改修が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の維持継続
6	スポーツ・レクリエーション施設	<p>(温泉施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 温泉施設は町内に複数、全て指定管理済み(管理施設) 公園、運動場、スキー場、キャンプ場等の管理施設が分散(指定管理制度の活用を実施) 	<ul style="list-style-type: none"> 高田温泉あやめの湯の整理・廃止 本郷温泉湯陶里の整理・廃止 新鶴温泉健康センターの整理・統合 ほっとぴあ新鶴を必要な施設として位置づけます。 民間への貸付、譲渡又は売却を推進します。 民間活用ができない場合は、平成37年度で廃止します。(湯陶里・あやめの湯)
7	保健・福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設は、今後、高齢化の進展に伴い需要が増し、施設の維持補修、施設総量等が課題となります。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間活力の導入と併せて、既存施設の維持補修を進め、継続的な施設の利活用を推進します。
8	文化系施設	<p>(公民館)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部委託の地区公民館、貸付、学校施設からの転用が図られています。 地区公民館と別途に体育施設が複数地区あり、体育館との複合、統廃合が可能な施設が多い。 総合庁舎と複合文化施設の建設(案)により、会津美里町公民館を移転します。 	<p>(今後の公民館のあり方方針 平成26年3月)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①公民館事業の一体化を推進し、複合文化施設の建設に伴い会津美里町公民館は取壊します。 ②他の公民館は、地域活動に対応する学習拠点施設として位置づけ、段階的な機能移行を進めます。

	インフラ	現状及び課題等	町の基本方針 将来の施設利用検討(案)
9	道路・橋梁	<p>(道路)</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路改修率(平成26年度)は82.7%です。 <p>(橋梁)</p> <ul style="list-style-type: none"> 157橋が整備され、50~60年経過(S30年代)する施設もあります。30年以上経過する施設の割合は約45.2%で、更新時期の集中が予測されます。 5年に一度の定期点検を実施し、長寿命化修繕計画により予防保全を進めています。 	<p>①施設の役割や機能、特性、利用者のニーズにより整備、保全の優先度を踏まえて、効率的な交通網の整備を推進します。</p> <p>②施設の安全性を踏まえ、経済や社会情勢に応じた修繕、更新等を検討します。</p> <p>(橋梁長寿命化修繕計画 平成26年度)</p> <p>①長寿命化修繕計画との整合を図り、必要に応じて適宜見直し、長寿命化により適切な維持管理を推進します。</p> <p>②橋梁定期点検の結果を踏まえ、経済や社会情勢に応じた修繕、更新等を検討します。</p>
10	上水道	<p>(上水道)</p> <ul style="list-style-type: none"> 上水道普及率(平成26年度)は92.8%です。 整備後20~30年経過した管路の割合が約67.9%と多い。 	<p>①今後、検討する長寿命化修繕計画との整合を図り、必要に応じて適宜見直し、長寿命化により適切な維持管理を推進します。</p> <p>②施設の安全性を踏まえ、経済や社会情勢に応じた修繕、更新等を検討します。</p>
11	下水道	<p>(下水道)</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道普及率(平成26年度)は40.8%であり、農業集落排水を含めると51.6%です。 整備後10~20年未満の管路の割合が約73.3%と多い。 	<p>①今後、検討する浄化センターの長寿命化計画との整合を図り、必要に応じて適宜見直し、長寿命化により適切な維持管理を推進します。</p> <p>②施設の安全性を踏まえ、経済や社会情勢に応じた修繕、更新等を検討します。</p>

(4) 投資的経費の削減

前述の基本方針に基づき、将来の公共施設の利活用（廃止・取壊・統廃合等）を想定した場合、40年間総額で427.2億円、年平均は10.68億円となり、年平均3.22億円の投資的経費の削減を見込むことが可能となります。

しかし、過去5年間の平均投資的経費の約2倍の経費が必要であり、本町の財政状況からみると、これで十分とはいえないため、より一層の経費削減が必要となります。

【試算結果】

○年更新費用：10.68億円（40年間総額427.2億円／40年間）

○削減額：13.9億円－10.68億円＝3.22億円

表 4.3.2 今後40年間における大規模改修及び建替えにかかる将来費用の内訳（千円）

項目名	計	平成27 ～36年	平成37 ～46年	平成47 ～56年	平成57 ～66年
大規模改修	12,022,948	3,304,162	5,361,923	2,516,016	840,846
築31年以上50年未満	7,964,165	7,167,748	796,416	0	0
建替え	22,627,290	1,025,713	3,179,652	10,579,620	7,842,305
築61年以上建替え	104,104	93,694	10,410	0	0
合計	42,718,507	11,591,317	9,348,402	13,095,636	8,683,151

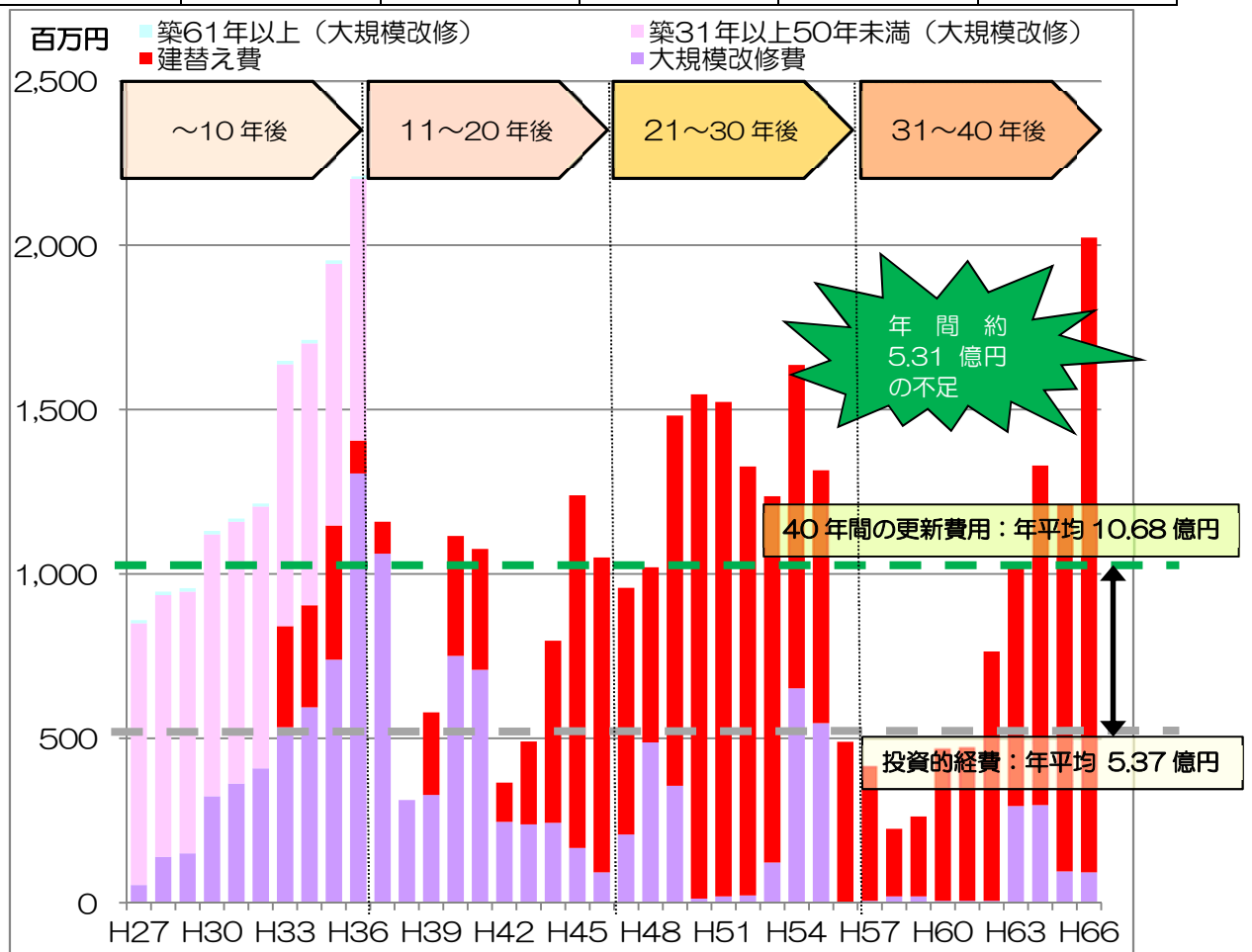


図 4.3.1 大規模改修及び建替えにかかる将来費用

(5) 施設の長寿命化による経費の削減

将来の公共施設の利活用に加え、全ての施設の長寿命化を図った場合の経費の削減を試算します。

将来の維持更新費の算出には、通常 30 年で大規模改修時期を迎える公共施設に対し、40 年で大規模な改修を実施し、80 年で建替えにより延命化を実施する場合を試算しました。

ただし、施設の延命化を図るための別途の新たな調査費や工事費を施設ごとに精査し、考慮する必要がでてきます。

○大規模改修時期 30 年、建替え時期 60 年とする場合

○年更新費用：13.9 億円（40 年間総額 554.9 億円／40 年間）

○ 年平均＝5.37 億円 $-13.9 \text{ 億円} = -8.53 \text{ 億円}$ に維持更新費用を要します。



【試算結果】

○大規模改修時期 40 年、建替え時期 80 年とする場合

○年更新費用：8.48 億円（40 年間総額 339.3 億円／40 年間）

○ 年平均＝5.37 億円 $-8.48 \text{ 億円} = -3.11 \text{ 億円}$

－8.53 億円から－3.11 億円となり、5.42 億円を削減可能となります。

【試算参考】

将来の維持更新費の算出には、通常 30 年で大規模改修時期を迎える公共施設に対し、35 年で大規模な改修を実施し、70 年で建替えにより延命化を実施する場合を試算しました。

○年更新費用：11.75 億円（40 年間総額 470.0 億円／40 年間）

○ 年平均＝5.37 億円 $-11.75 \text{ 億円} = -6.38 \text{ 億円}$

－8.53 億円から－6.38 億円となり、2.15 億円を削減可能となります。

(6) 公共施設の延床面積に関する縮減目標

将来の更新費用の推計では、現在の施設数をそのまま更新した場合は年間平均 13.9 億円、施設用途ごとに策定または検討している関連計画による削減見込みでも年間 10.68 億円の経費が必要であり、本町の財政状況から見ると施設総量（延床面積）の縮減が最も重要であると考えます。

また、更新費用の推計から本章 3.の「(3) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方」において、供給量の適正化を推進し、施設総量の縮減を図ることとしていることから、その縮減目標として現在の施設総量（延床面積）の 30%を縮減することを目標といたします。

縮減目標の検討にあたっては、施設用途ごとの基本方針及び、検討中の個別施設計画等に基づき施設の廃止、統廃合を想定し、数値目標としています。

なお、廃止した施設については、有利な起債を活用するなど財源確保に努め、除却することを基本とし、その跡地利用についても検討を行うものとします。

表 4.3.3 公共施設の床面積に係る現状と縮減後の比較

比較項目	縮減前	縮減見込後	目標縮減後
人口（住民基本台帳人口）	21,536		
施設の保有量（㎡）	131,330	108,000	91,000
縮減面積（㎡）	—	23,000	40,000
縮減率（％）	—	17.5	30.5
一人当たりの延床面積（㎡/人）	6.10	5.01	4.23
過去 5 年間の平均投資的経費（億円/年）	5.36		
更新等に係る投資的経費（億円/年）	13.90	10.68	8.84
過去 5 年間の平均投資的経費における 住民一人当たりの負担額（万円/年）	2.49		
更新等に係る投資的経費における 住民一人当たりの負担額（万円/年）	6.45	4.96	4.10

4. 公共施設等の管理に関する方針

(1) 点検・診断等の実施方針

「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(総務省)

今後の公共施設等の点検・診断等の実施方針について、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に活かしていくべきです。

公共施設の点検・診断にあたっては、建設時から経過した年月によって、その対処方法が異なると考えられます。

そのため、公共施設を建設時期により「旧耐震基準建築物」「新耐震基準建築物(前期)」「新耐震基準建築物(後期)」の3つに分類し、それぞれの分類における、点検・診断の実施方針を整理します。

建築物の分類	要件
①旧耐震基準	昭和 56 年以前の旧耐震基準で建築された施設で、建築後 33 年以上が経過している施設とします。
②新耐震基準(前期)	新耐震基準に適合し、昭和 57 年から平成 10 年までに建築された施設で、建築後 16 年から 32 年経過した施設とします。
③新耐震基準後期	新耐震基準に適合し、平成 11 年以降に建築された施設で、建築後 15 年以内の施設とします。

1) 旧耐震基準建築物

これらの施設は、旧耐震基準で建築されていることから、建物の安全性が確保されているか否かという点が重要です。そのため、必要に応じて耐震診断を実施し、安全性の確保に努めます。また、既に耐震化済みの施設や耐震性を保有する施設は、機能の維持向上に留意して点検・診断を行います。

2) 新耐震基準建築物(前期)

このうち、昭和 50 年代に建築された施設は建築後概ね 30 年が経過し、既に大規模改修の実施時期を迎えています。今後は、劣化状況を把握するとともに、情報の一元管理により大規模改修の実施を検討していきます。

3) 新耐震基準建築物(後期)

これらの施設は、建築後の経過年数も短く、施設の整備水準が比較的高い施設が多いものと想定されます。そのため、長期使用を前提として、日常点検、定期点検の実施により劣化状況の把握に努め、建築後 15 年を目安に劣化調査等を実施します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(総務省)

維持管理・修繕・更新等の実施方針(予防保全型維持管理の考え方を取り入れる、トータルコストの縮減・平準化を目指す、必要な施設のみ更新するなど)とします。

更新等の方針については、統合や廃止の推進方針との整合性や公共施設等の供用を廃止する場合の考え方について留意します。

なお、維持管理・修繕・更新等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、老朽化対策等に活かしていくべきです。

維持管理および修繕を統括的に管理し、計画的・効率的に行うことによって、維持管理・修繕費を削減するとともに、点検・修繕、小規模改修等による予防保全によって建替え等に係る負担を軽減して、建物寿命の延命化に努めます。

さらに建替え等に係る更新費用を順延することで財政支出の平準化を図りながら建物に係る全体の費用の縮減化を図ることを目指します。

(3) 安全確保の実施方針

「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(総務省)

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止され、かつ今後とも利用見込みのない公共施設等への対処方針等、危険性の高い公共施設等に係る安全確保の実施方針について記載します。

日常点検や定期点検により、施設の劣化状況の把握に努めます。さらに、災害時に避難所等の防災機能となる公共施設もあることから、点検の結果をデータベース化し、危険性が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえながら計画的な改善・更新等により、機能の維持継続を検討します。

また、老朽化により供用廃止された施設や、今後とも利用見込みのない施設については、周辺環境への影響を考慮し、取壊し、除去するなど、安全性の確保を図ります。

(4) 耐震化の実施方針

「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(総務省)

公共施設等の平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、必要な公共施設等に係る耐震化の実施方針について記載します。

現在、本町の避難場所となる学校教育施設は耐震改修がほぼ完了しています。今後も、防災上必要な施設は、耐震性の向上を図るとともに、「建築物耐震改修促進計画」に基づき、実施します。

(5) 長寿命化の実施方針

「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(総務省)

修繕又は予防的修繕等による公共施設等の長寿命化の実施方針について記載します。

今後とも保持していく必要がある施設については、定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。

また、今後策定する個別の施設計画については、公共施設等総合管理計画における方向性との整合を図ります。

インフラ資産については、今後の財政状況や社会情勢を踏まえ、予防保全によって、致命的な大きな損傷となる前に健全な状態を維持し、長寿命化を図りながらライフサイクルコストを縮減します。そのため、構造物の状態を客観的に把握・評価し、優先順位を考慮しながら定期的な点検や修繕による適正な維持管理を図っていきます。

「橋梁長寿命化修繕計画」・「上下水道長寿命化修繕計画」等

これら長寿命化修繕計画等の個別の施設計画との整合を図り、必要に応じて適宜見直しを図り、長寿命化を実施します。

(6) 統合や廃止の推進方針

「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(総務省)

公共施設等の利用状況及び耐用年数等を踏まえ、公共施設等の供用を廃止する場合の考え方や、現在の規模や機能を維持したまま更新することは不要と判断される場合等における他の公共施設等との統合の推進方針について記載します。

なお、検討にあたっては、他目的の公共施設等や民間施設の利用・合築等についても検討することが望ましい。

施設の整備状況、利用状況、運営状況、費用の状況等を踏まえ、必要に応じて公共施設の統合・廃止や規模縮小等を検討します。検討には、施設の現状を評価するために必要な施設毎の費用の比較による費用対効果や機能水準の向上、ニーズ目的への適合性等の指標を用いて、「継続」、「転用・統廃合」、「廃止・取壊し」等の方向付けを行います。

さらに、その方針を踏まえ、施設特性を考慮した町全体及び地区ごとのサービス(機能)の維持・効率化等の検討を推進します。

1) 町全体を対象とする施設サービス(機能)

全体を対象とする公共施設については、稼働率が低い施設や空きスペースの多い施設のより活発な利活用を図るため、他用途への転換や複合化、あるいは同種機能の統合化等の「転用・統廃合」等を検討します。

2) 地区を対象とする施設サービス(機能)

地区を対象とする公共施設については、住民のニーズ、人口動向、施設機能性等を踏まえ、同種施設の「廃止・取壊し・統廃合」等を検討します。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(総務省)

全職員を対象とした研修や担当職員の技術研修等の実施方針を記載するほか、適正管理に必要な体制について、民間も含めた体制整備の考え方も記載することが望ましい。

1) 町民との情報共有と協働体制の構築

公共施設等の総合的な管理の推進には、実際に町民が利用する施設の規模等の縮小や廃止等も視野に入れての検討を伴うことから、受益者である町民の理解が必要不可欠です。

そのため、ホームページ・広報紙等を活用した計画の進捗報告や広報、シンポジウム等の開催により、公共施設の利活用に関する情報や課題の共有を推進します。

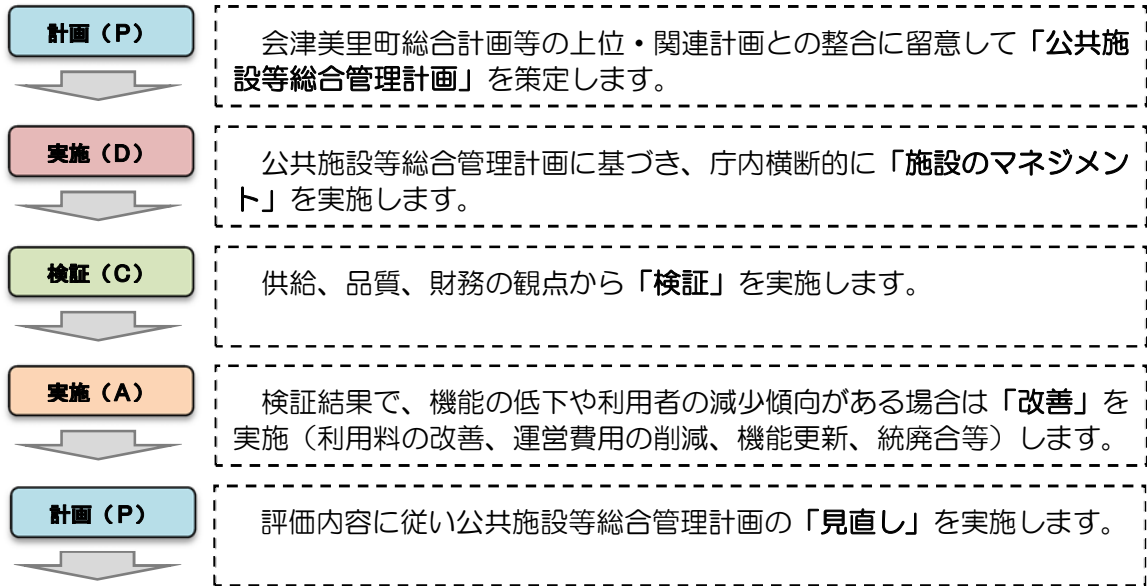
また、町民から広く意見を募り、公共施設等の総合的な管理に反映させる仕組みや、町民との協働による公共施設の維持管理のあり方について検討します。

2) 民間活力の活用体制の構築

公共施設等の総合的な管理を推進する上で、「運営経費の適正化」「町民サービス水準の維持・向上」を両立させていくことが重要です。現在も体育館、温泉等の施設では、一括委託や指定管理者制度を導入していることから、今後とも、PPPやPFIの導入により民間企業の資金や手法を活用し、事業の効率化や町民サービスの充実を図るための体制構築を目指します。

(8) フォローアップの実施方針

本計画のフォローアップは、以下の手順で実施します。



以下、D → C → A と循環

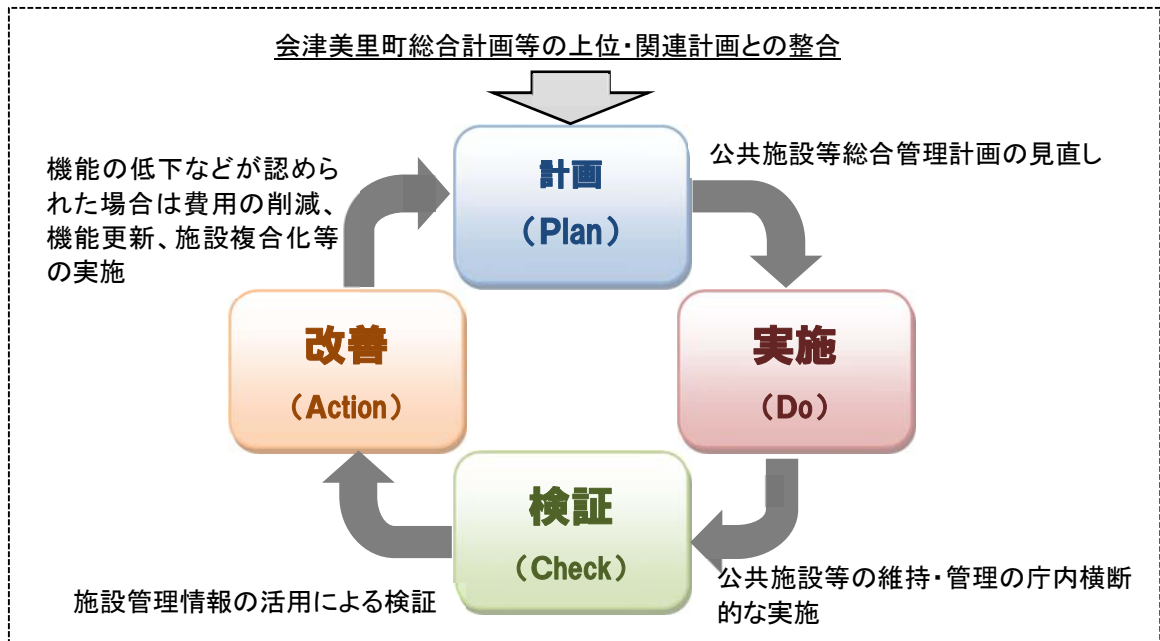


図 4.4.1 フォローアップの実施方針のイメージ

資料編

1.1 地域別人口分布図

図 1.1.1～1.1.2 に地域別人口分布を示します。

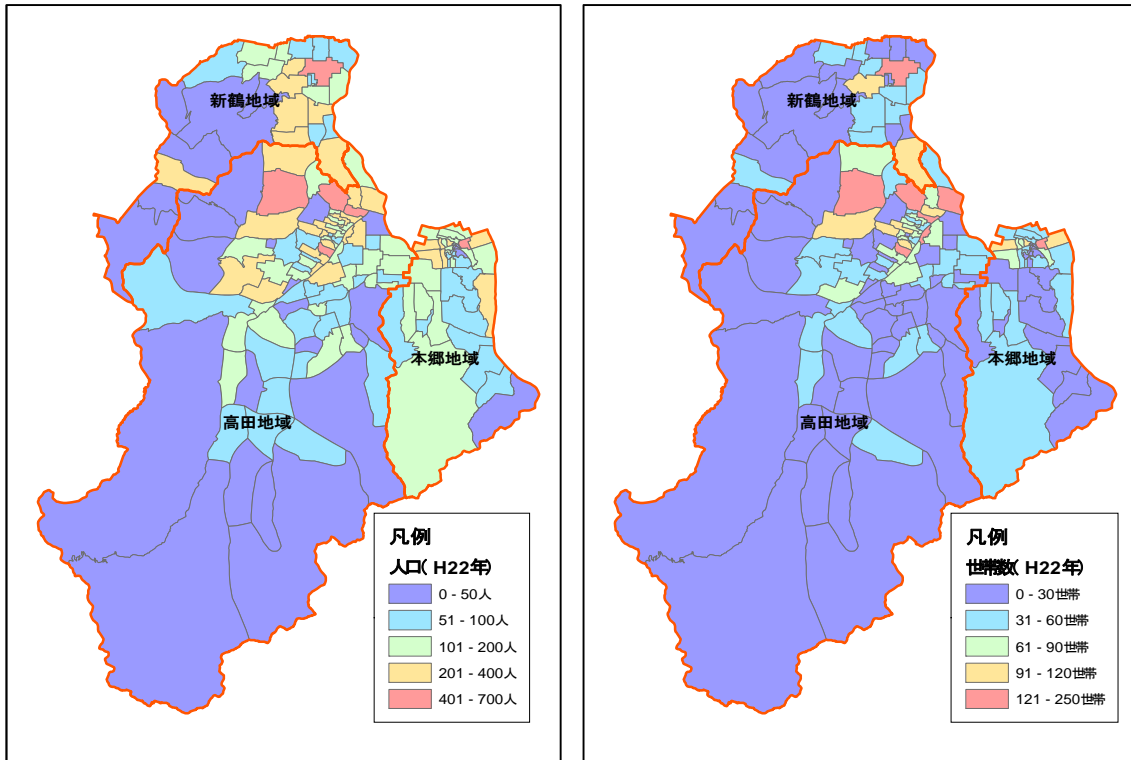


図 1.1.1 地域別人口分布 (H22 年国勢調査)

地域別世帯分布 (H22 年国勢調査)

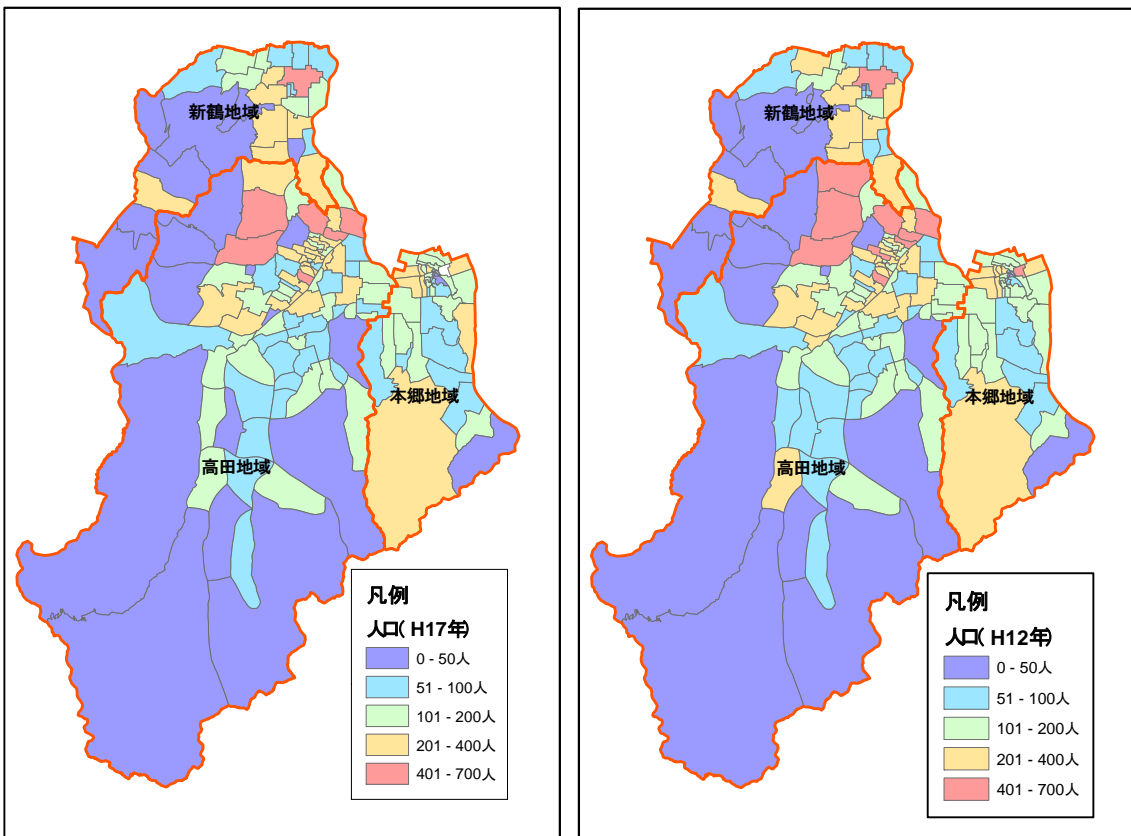


図 1.1.2 地域別人口分布 (H17 年国勢調査)

地域別人口分布 (H12 年国勢調査)

1.2 年齢3階層の人口の推移

本町の年齢3階層別人口（国勢調査）は、高齢者人口（65歳以上）が平成12年の7,221人（27.6%）から平成22年の7,262人（31.9%）と増加傾向にあり、年少人口（15歳未満）は平成12年の4,032人（15.4%）から平成22年の2,685人（11.8%）と減少傾向で、少子・高齢化が進行しています。

本町の年齢3階層別人口について、表1.2.1及び図1.2.1～1.2.2に年齢3階層別人口の推移（構成比）、図1.2.3に年齢5歳階級別人口を示します。

表 1.2.1 年齢3階層別人口の推移

年度	人口(人)			
	総人口	15歳未満	15～64歳	65歳以上
昭和55(1980)年	27,945	5,305	18,534	4,106
昭和60(1985)年	27,705	5,487	17,690	4,528
平成2(1990)年	27,211	5,237	16,613	5,361
7(1995)年	27,039	4,666	15,879	6,494
12(2000)年	26,172	4,032	14,919	7,221
17(2005)年	24,741	3,279	13,999	7,463
22(2010)年	22,737	2,685	12,790	7,262

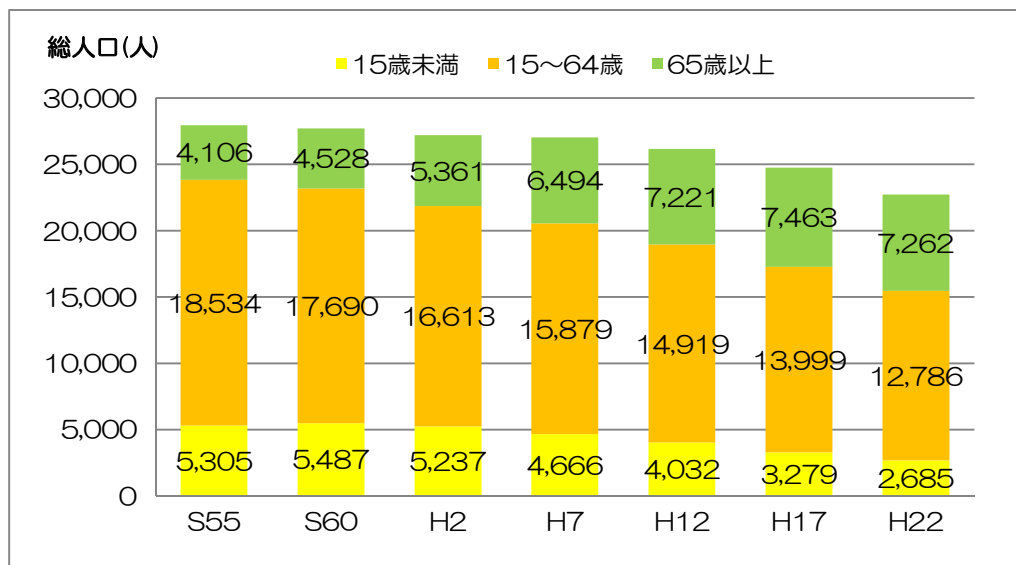


図 1.2.2 年齢3階層別人口の推移

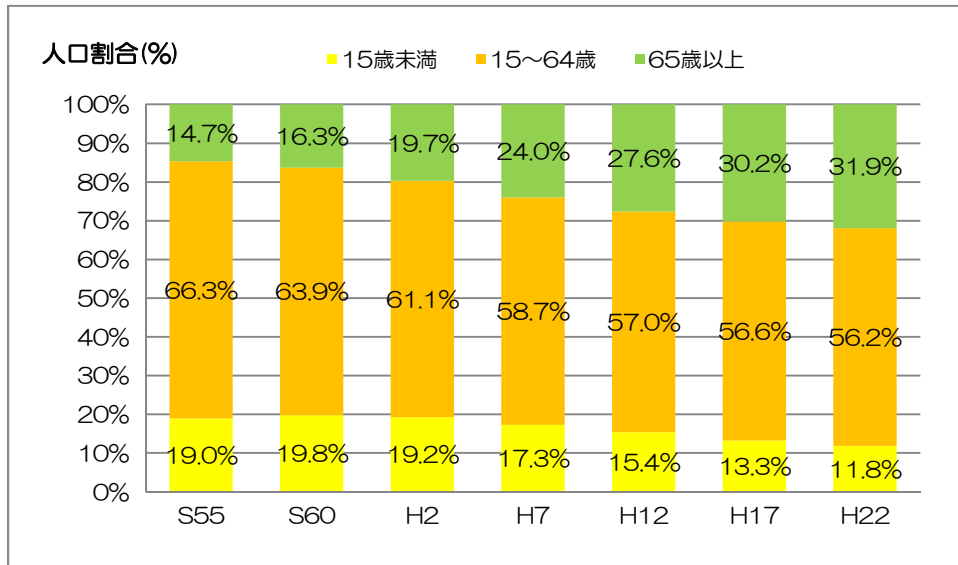


図 1.2.3 年齢3階層別人口の構成比

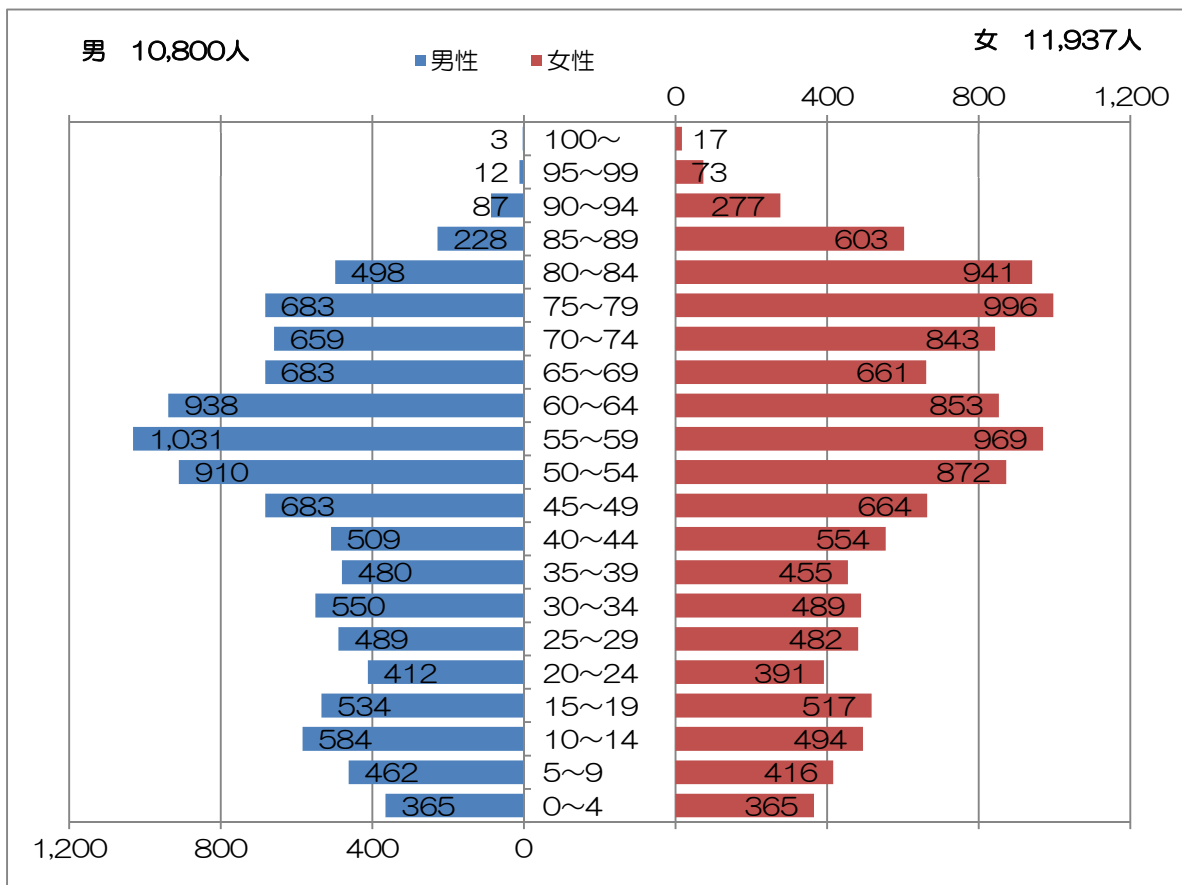


図 1.2.4 年齢別人口（5歳階級 平成22年国勢調査）
（総数 22,737 不詳 男1人、女5人）

2.1 地域別公共施設の分布

本町の各地域の公共施設の配置状況（主な施設）について、図 2.1.1～2.1.9 に示します。

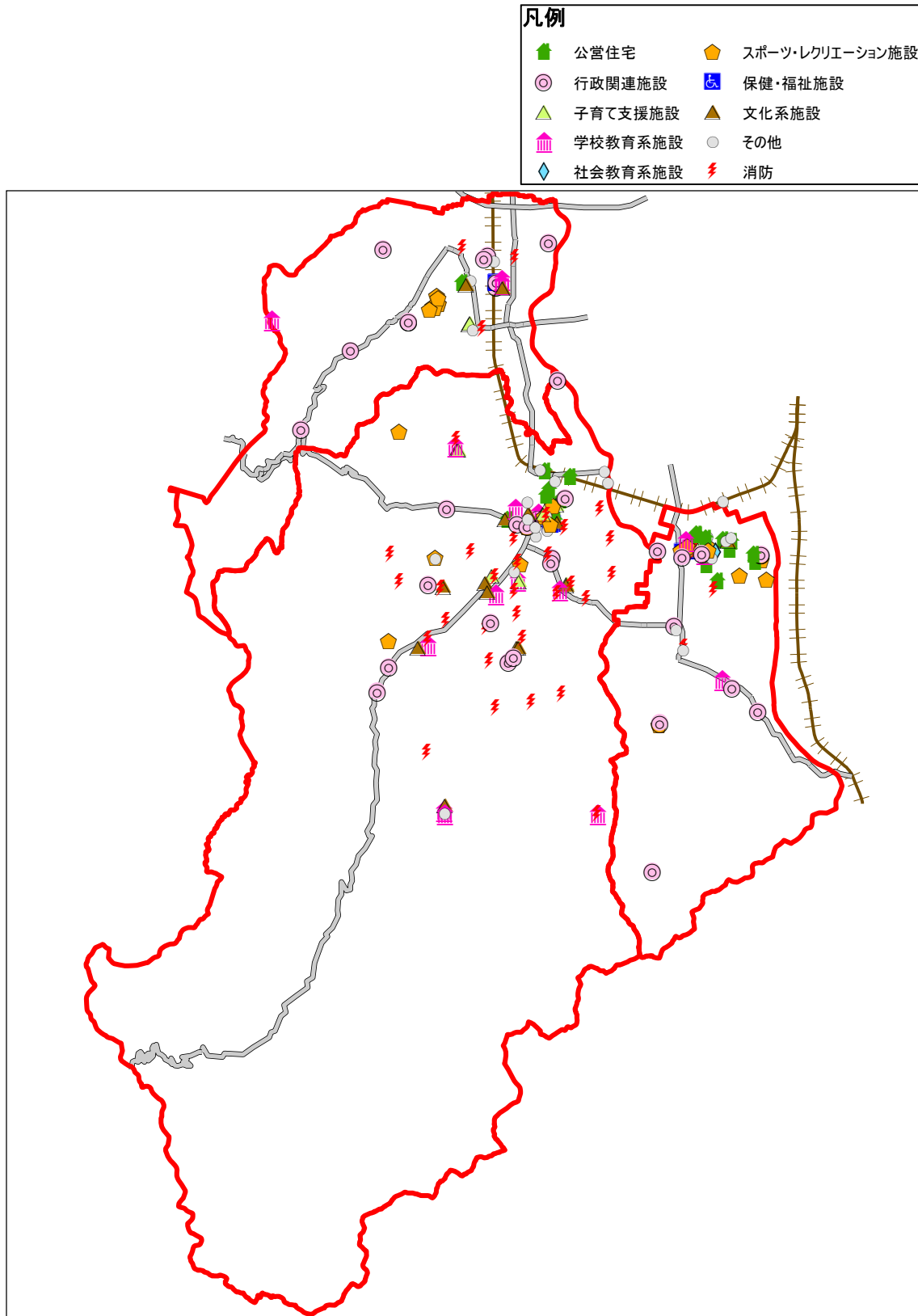


図 2.1.1 主な公共施設の配置（全町）

1) 高田地域（経過年数 30 年以上）

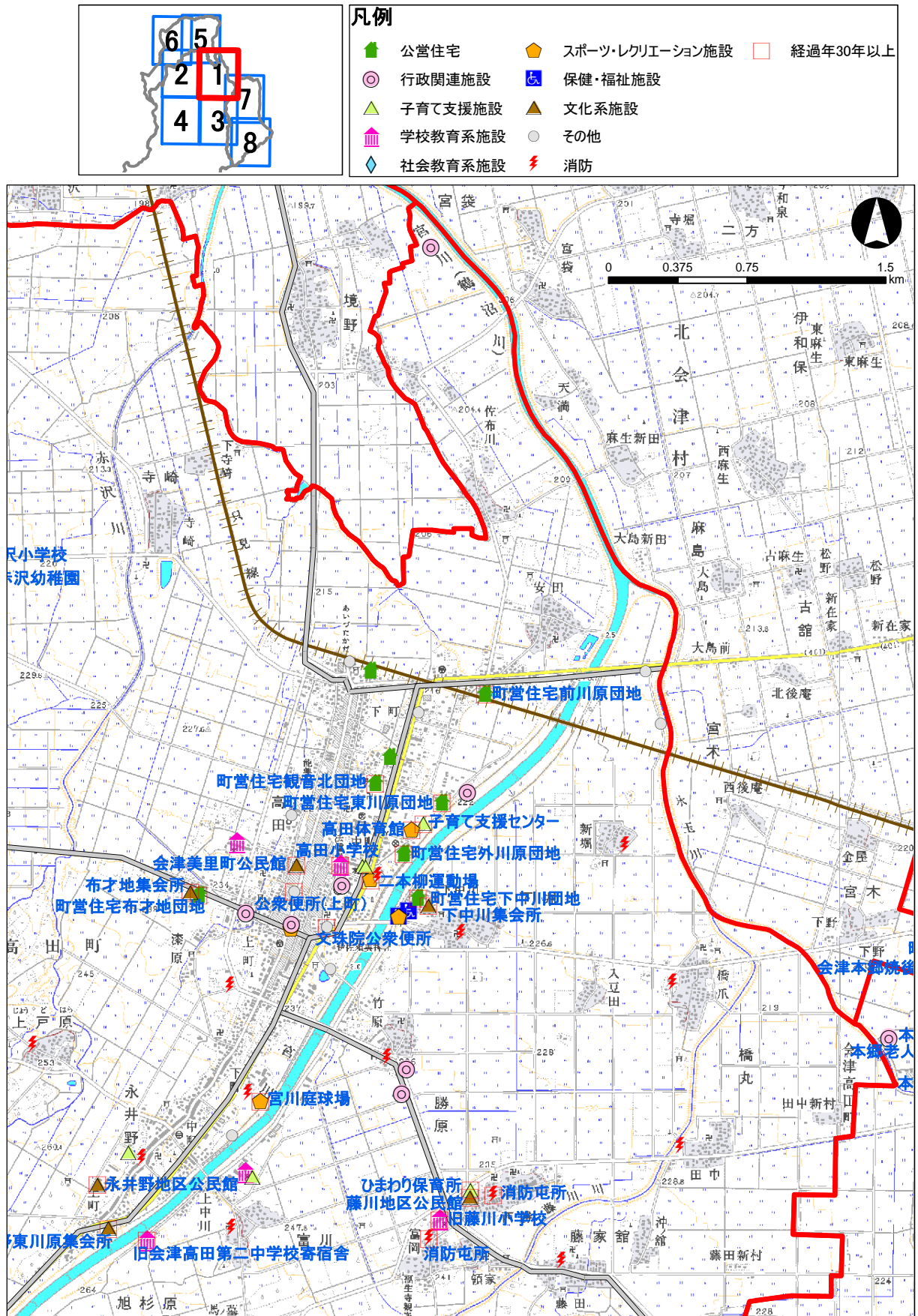
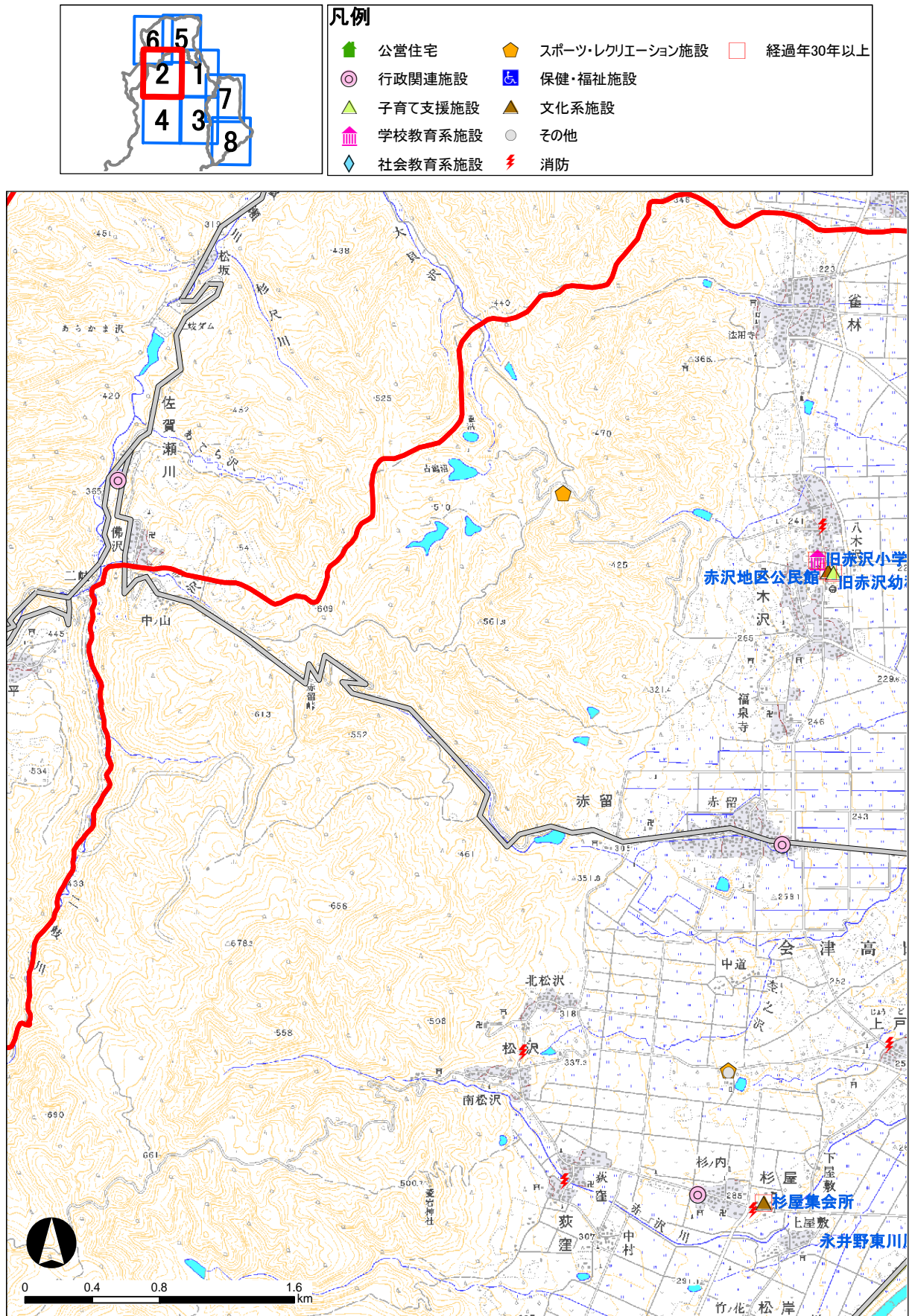
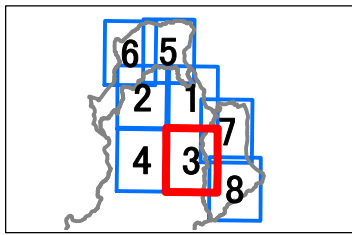


図 2.1.2 主な公共施設の配置（高田）[以下、国土地理院 1/25,000 地形図参照]

2) 高田地域（経過年数 30 年以上）



3) 高田地域（経過年数 30 年以上）



凡例					
	公営住宅		スポーツ・レクリエーション施設		経過年30年以上
	行政関連施設		保健・福祉施設		
	子育て支援施設		文化系施設		
	学校教育系施設		その他		
	社会教育系施設		消防		

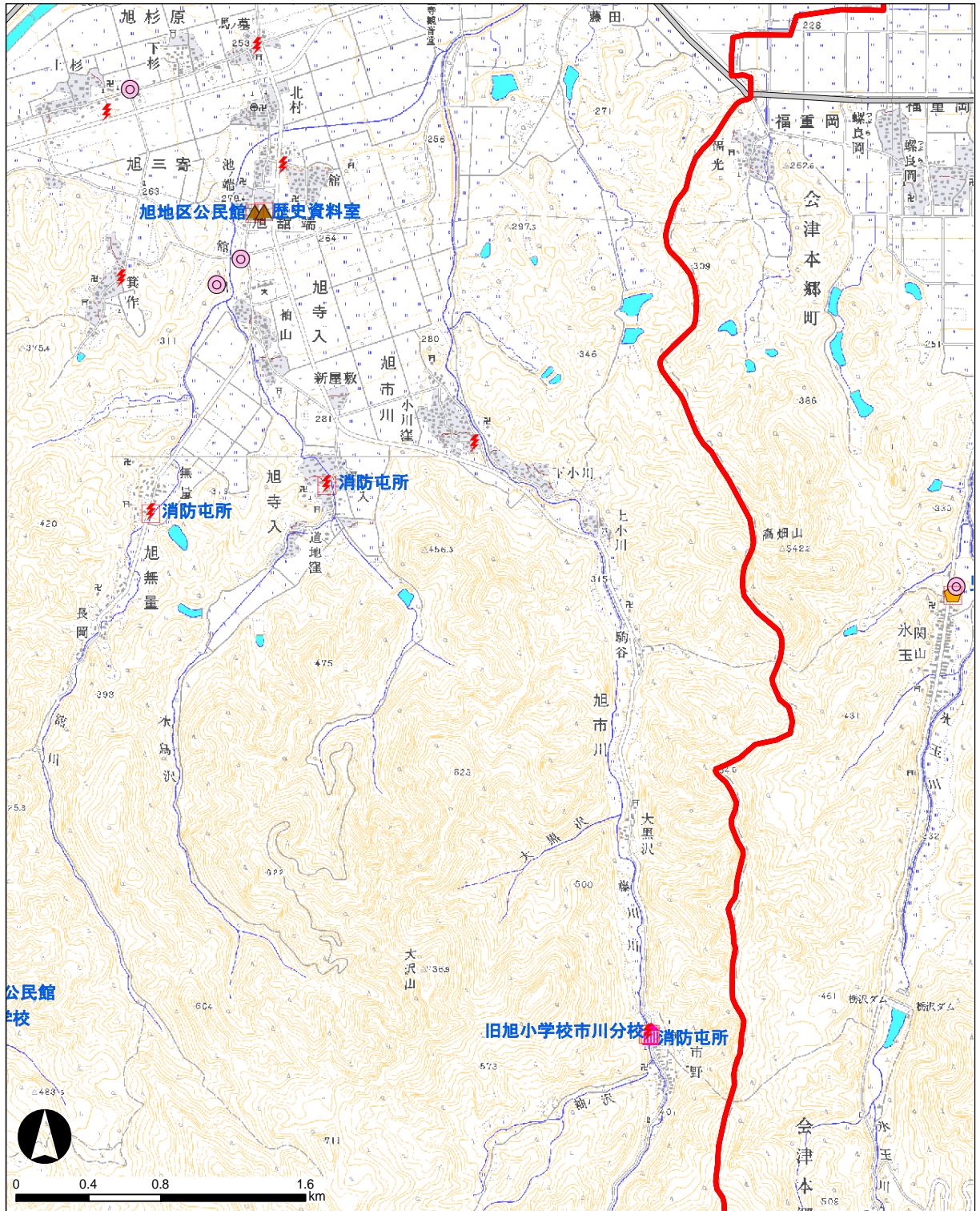
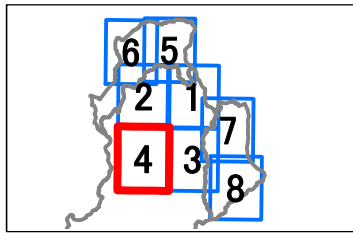


図 2.1.4 主な公共施設の配置（高田）

4) 高田地域（経過年数 30 年以上）



凡例

	公営住宅		スポーツ・レクリエーション施設		経過年30年以上
	行政関連施設		保健・福祉施設		
	子育て支援施設		文化系施設		
	学校教育系施設		その他		
	社会教育系施設		消防		

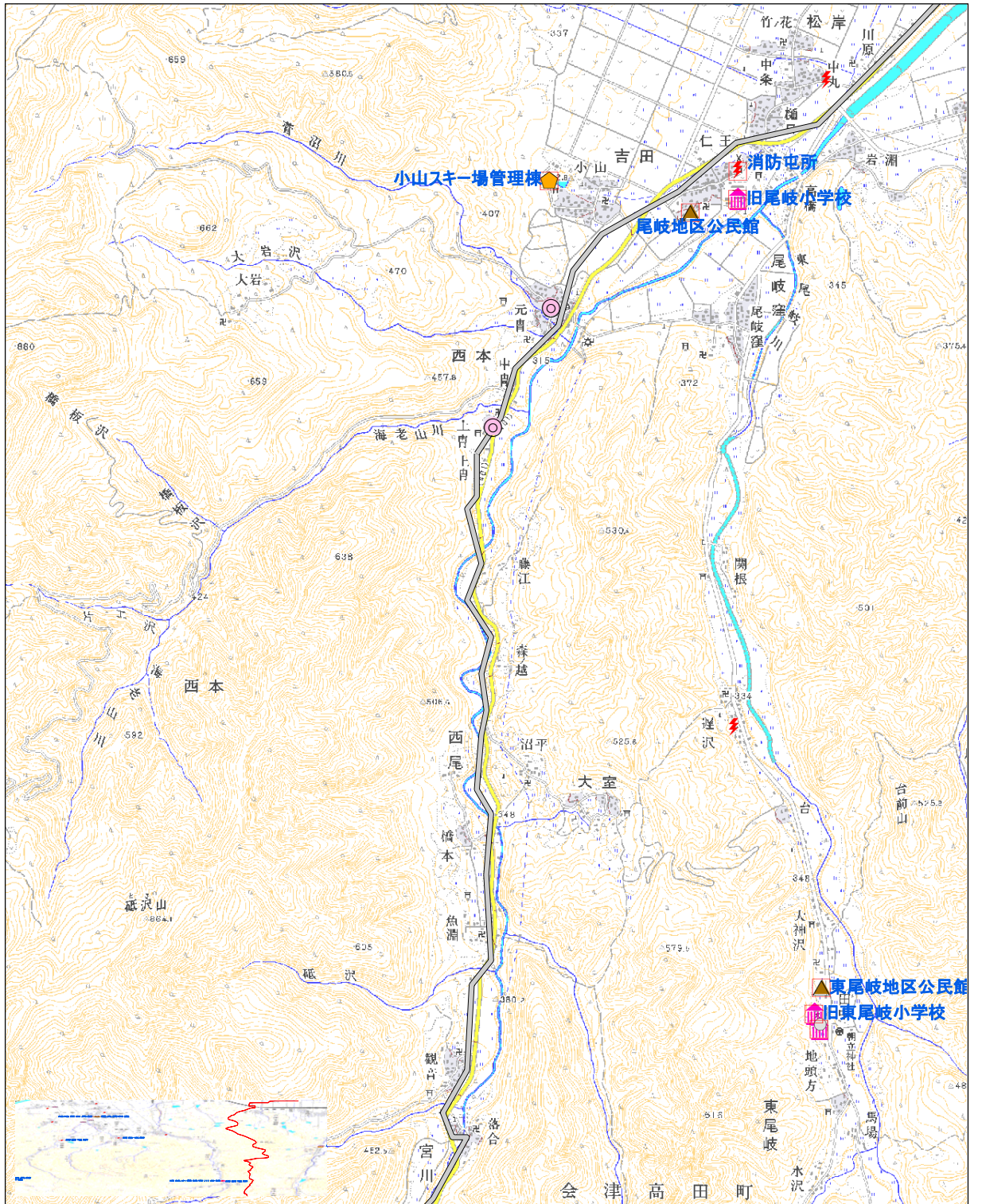


図 2.1.5 主な公共施設の配置（高田）

6) 本郷地域（経過年数 30 年以上）

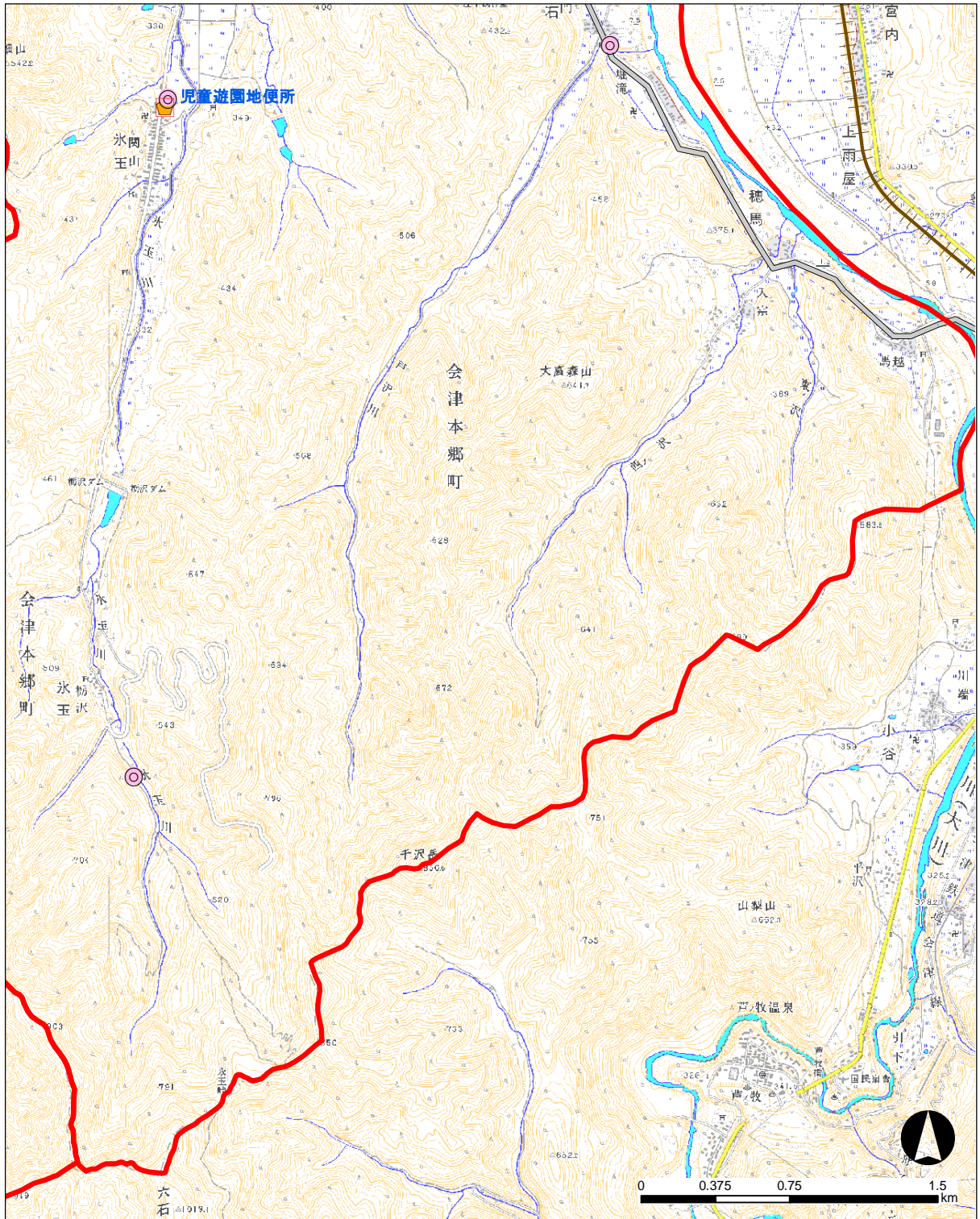


図 2.1.7 主な公共施設の配置（本郷）

7) 新鶴地域（経過年数 30 年以上）

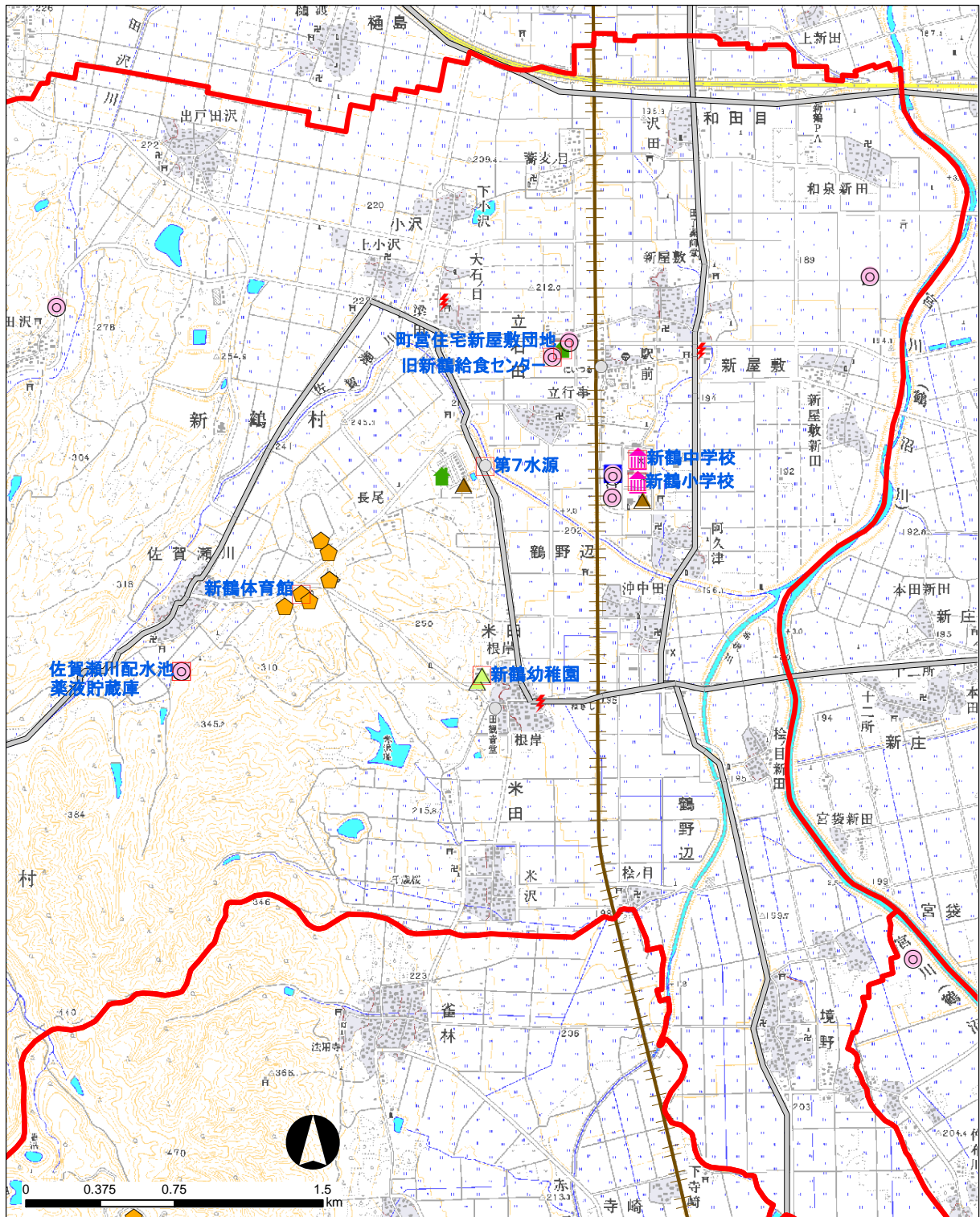


図 2.1.8 主な公共施設の配置（新鶴）

8) 新鶴地域（経過年数 30 年以上）

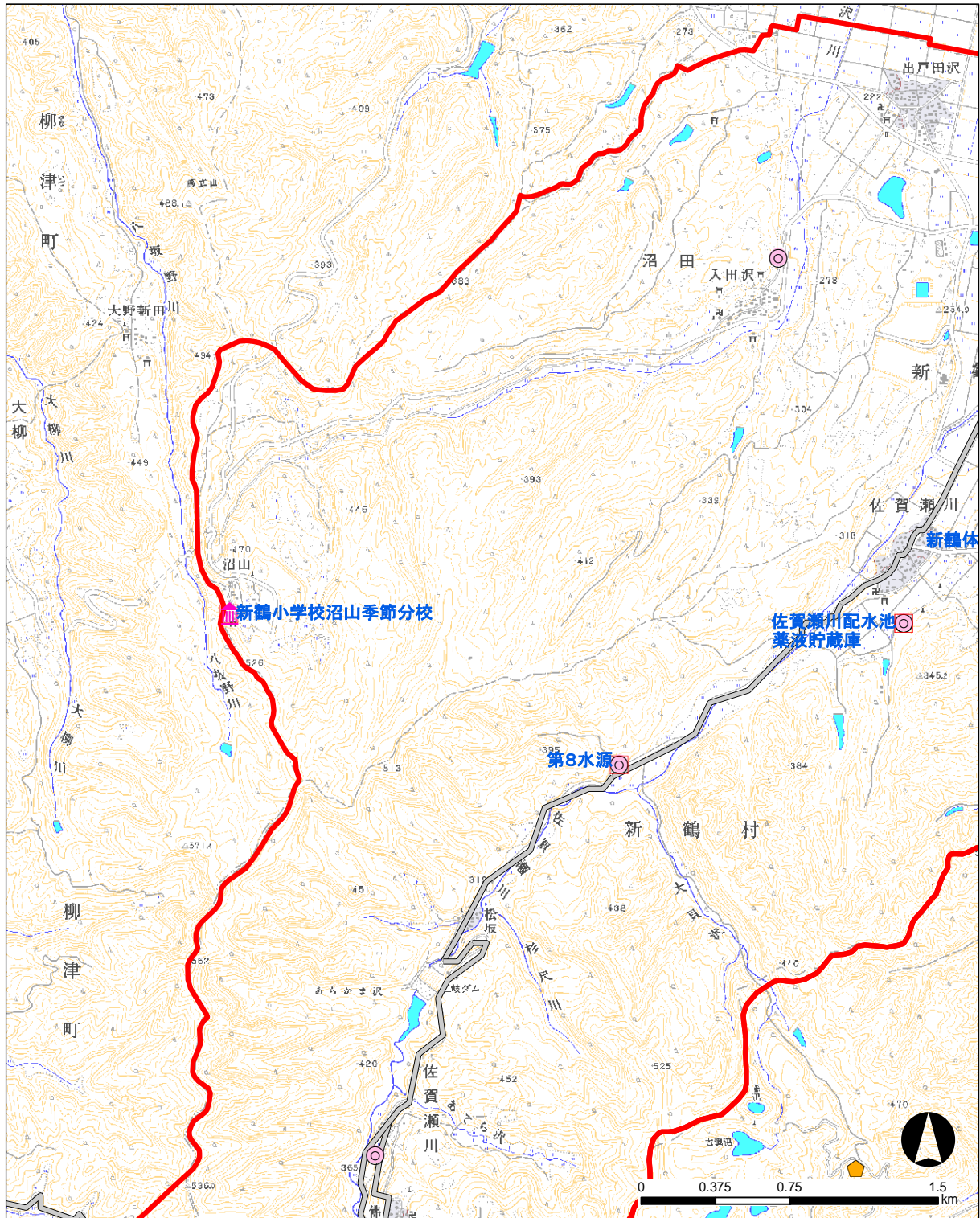


図 2.1.9 主な公共施設の配置（新鶴）

2.2 施設利用状況の現状

(1) 利用者数

本町では、スポーツ・レクリエーション施設（体育館、温泉、運動場、公園）の利用者数が多く、過去5年間で利用者数は横ばいです。保健・福祉施設の利用者数は過去5年間で増加しています。子育て支援施設も年々増加し、平成25年度に減少に転じています。文化系施設は、年々減少傾向です。また、床面積当たり利用者数の傾向も同様です。

本町の公共施設の利用状況について、表2.2.1及び図2.2.1に公共施設の利用者数(施設別)を示します。

表2.2.1 公共施設の利用者数（施設別）

利用者数	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
公営住宅					
入居戸数	464	461	447	431	428
入居戸数/㎡	4.9	4.8	4.5	4.3	4.1
子育て支援施設					
利用者数	488	481	5,385	10,988	10,201
利用者数/㎡	0.8	0.8	10.8	22.1	20.5
スポーツ施設					
利用者数	335,482	329,564	342,577	335,307	343,613
利用者数/㎡	3,088	3,126	2,811	2,822	2,643
保健・福祉施設					
利用者数	6,225	7,804	10,748	13,818	19,534
利用者数/㎡	5.1	6.4	8.8	11.3	16.0
文化系施設					
利用者数	19,180	16,242	64,177	53,871	50,878
利用者数/㎡	21.6	18.5	79.1	64.9	58.2
総計	361,839	354,552	423,834	414,415	424,654
利用者数/㎡	3,121	3,157	2,914	2,924	2,741



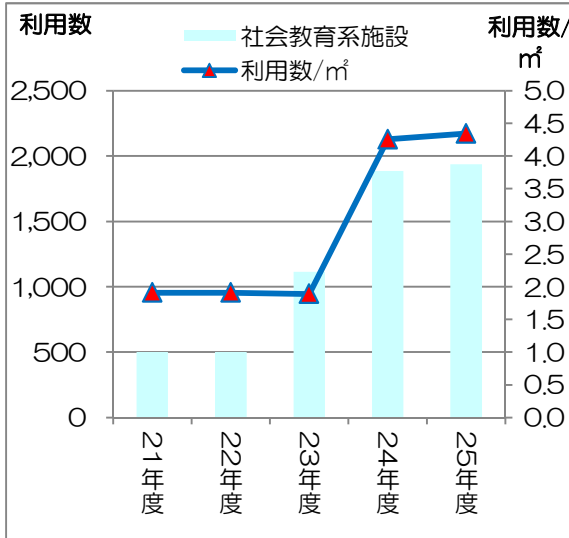
図 2.2.1 公共施設の利用者数

(2) 施設の利用頻度

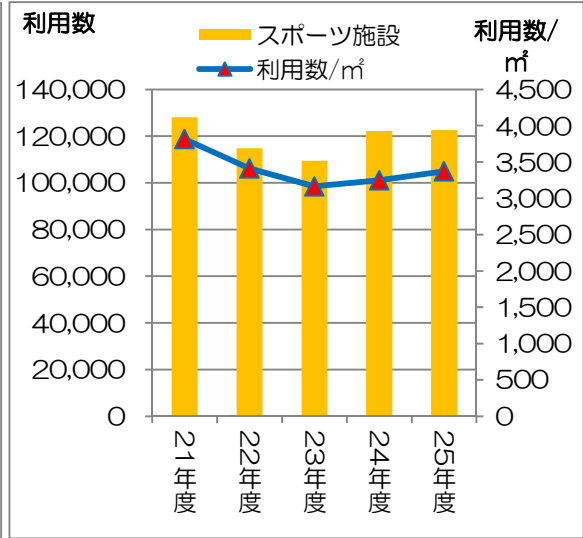
施設の年間の利用頻度（時間×部屋コマ数/年）は、集計数のバラツキもあるが、全体的に平成 22 年度以前まで減少傾向であったものが、平成 23 年度以降増加傾向にあり、床面積当たりの施設の利用頻度とともに増加しています。

本町の公共施設の利用状況について、図 2.2.2 に公共施設（時間×部屋コマ数/年）の利用数を示します。

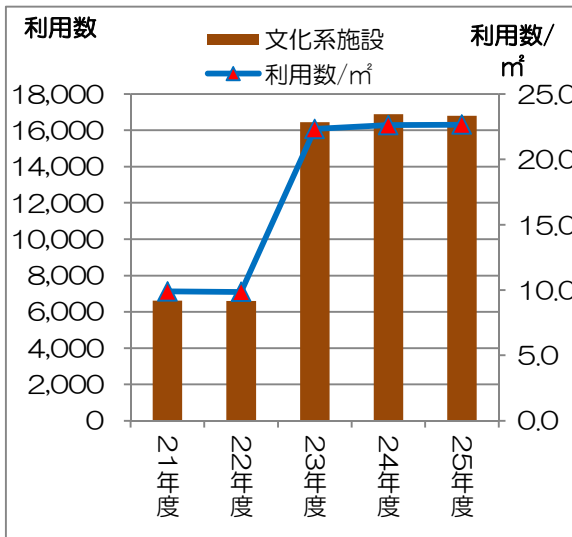
① 社会教育系施設



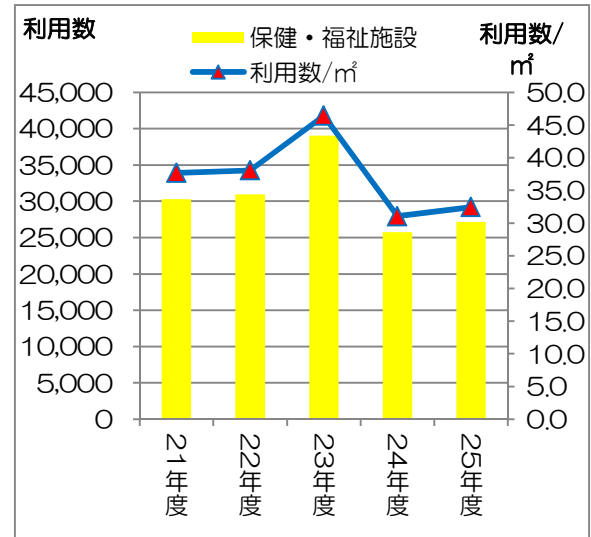
② スポーツ施設



③ 保健・福祉施設



④文化系施設



⑤ 全体計

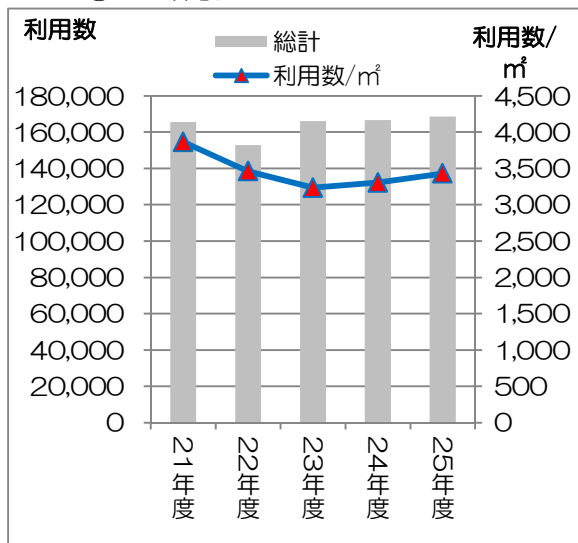


図 2.2.2 公共施設の利用数（時間×部屋コマ数/年）

2.3 施設の利用環境

(1) 調査の対象施設

町の公共施設の各種情報及び町の方針により、本調査の対象施設 22 施設（併設・複合施設を含む。）を選定し、劣化診断及び施設の利用環境調査を実施しました。

表 2.3.1 に対象施設を示します。

表 2.3.1 対象施設

No	枝	施設名	配置	所管課	用途
1	1	会津美里町役場 本郷庁舎		総務課	庁舎施設
	2	ふれあいセンター郷の風(本郷庁舎合築)	複合	総務課	庁舎施設
2	1	会津美里町役場 新鶴庁舎		総務課	庁舎施設
3	1	会津美里町保健センター		健康ほけん課	保健センター
4	1	新鶴高齢者福祉センター		福祉課	デイサービスセンター
		デイサービスセンター（新鶴）			
5	1	本郷デイサービスセンター		こども教育課	デイサービスセンター
6	1	新鶴保育所	複合	こども教育課	体育館
7	1	ふれあいセンター「あやめ荘」		福祉課	温泉施設
	2	高田温泉あやめの湯	併設	福祉課	温泉施設
8	1	会津美里町農村環境改善センター（本郷第二体育館）		生涯学習課	改善センター
9	1	新鶴公民館（会津美里町構造改善センター）		生涯学習課	改善センター
	2	新鶴公民館（会津美里町構造改善センター）	複合	生涯学習課	公民館
10	1	町営住宅柳台団地 1 号棟		建設課	町営住宅
11	1	本郷温泉「湯陶里」		商工観光課	温泉施設
12	1	温泉施設（新鶴温泉健康センター）		商工観光課	温泉施設
	2	宿泊研修施設（ほっとびあ新鶴）	併設	商工観光課	温泉施設
13	1	高田中学校 校舎		こども教育課	中学校
	2	高田中学校 校舎・渡り廊下	併設	こども教育課	中学校
	3	高田中学校体育館	併設	こども教育課	体育館
14	1	本郷保育所		こども教育課	保育所
15	1	高田学校給食センター		こども教育課	学校給食センター
16	1	旭地区公民館		生涯学習課	公民館
17	1	旭地区公民館体育場		生涯学習課	体育館
18	1	尾岐地区公民館体育場		生涯学習課	体育館
19	1	高田体育館		生涯学習課	体育館
20	1	本郷体育館		生涯学習課	体育館
21	1	本郷公民館		生涯学習課	公民館
22	1	新鶴体育館		生涯学習課	体育館

(2) 施設の利用環境

劣化診断調査の対象施設の管理者へ、各施設の利用状況や施設の環境に関するアンケート調査を実施し、表 2.3.2 施設利用環境に関するアンケート調査内容、表 2.3.3 及び図 2.3.1 に施設利用環境に関するアンケート結果に示します。

表 2.3.2 施設利用環境に関するアンケート調査内容

設問	1	項目	自然災害が施設や敷地に影響した履歴について
<p>Q 施設やその敷地が自然災害による影響を受けたことはありますか。</p> <p>① 受けたことがあります、施設運営に支障があった</p> <p>② 受けたことがあるが、施設運営に支障はなかった</p> <p>③ 受けたことがない</p>			
設問	2	項目	消防の定期検査や定期報告の問題点について
<p>Q 消防の定期検査や定期報告で指摘事項がありますか。</p> <p>① 指摘あり</p> <p>② 指摘はあるが、軽微なもの</p> <p>③ 指摘なし、又は対応済</p>			
設問	3	項目	地域住民への寄与・連携について
<p>Q 地域住民が地域活動のために利用していますか。</p> <p>① 利用していない</p> <p>② 利用頻度が少ない（1回/1週間 未満）、その地域活動の事例を④に記入ください。</p> <p>③ 利用頻度が多い（1回/1週間 以上）、その地域活動の事例を④に記入ください。</p>			
設問	4	項目	施設や建物に起因し、周辺地域へ及ぼす問題指摘や要望について
<p>Q 施設や建物、その周辺環境（日影、風、電波障害、騒音、光害、排水、排気、異臭、駐車場の利用等）に関して、利用者や周辺住民等から問題指摘や要望はありますか。</p> <p>① 利用者及び周辺住民の両方から問題指摘や要望あり</p> <p>② 利用者又は周辺住民から問題指摘や要望あり（利用者・周辺住民のどちらかに○印）</p> <p>③ 問題指摘や要望なし</p>			
設問	5	項目	利用する公共交通機関の状況について
<p>Q 最寄りの公共交通機関乗り場（駅、バス停）から徒歩何分程度かかりますか。</p> <p>① 徒歩15分以上</p> <p>② 徒歩5分以上15分未満</p> <p>③ 徒歩5分未満</p>			
設問	6	項目	施設利用環境の負荷低減に向けた対応について
<p>Q 福島県の人にやさしいまちづくり条例施設整備マニュアル（平成19年3月）に基づくバリアフリー（誘導ブロック、手すり、スロープの設置等）への対応ができていますか。</p> <p>① 未対応</p> <p>② 一部対応済</p> <p>③ 対応済</p>			

設問	7	項目	施設利用等満足度について
Q 施設管理者の視点で、施設の環境改善（安全性・利便性・地域性の向上）を図りたいですか。			
① すぐにでも施設の環境改善を図りたい			
② できれば改善を図りたい			
③ 現状維持で満足している			

表 2.3.3 施設利用環境に関するアンケート結果

回答数	Q1 災害履歴 の有無	Q2 定期検査 の問題	Q3 地域活動 の頻度	Q4 周辺環境 への影響	Q5 交通機関 の利便性	Q6 施設のバ リアフリー	Q7 施設利用 の満足度	計
回答1 高	3	3	9	1	8	6	3	33
回答2 中	12	3	3	5	6	8	11	48
回答3 低	8	17	11	17	9	7	9	78
計	23	23	23	23	23	21	23	159

回答率 (%)	Q1	Q2	Q3	Q4	Q5	Q6	Q7	計
回答1 高	13.0%	13.0%	39.1%	4.3%	34.8%	28.6%	13.0%	20.8%
回答2 中	52.2%	13.0%	13.0%	21.7%	26.1%	38.1%	47.8%	30.2%
回答3 低	34.8%	73.9%	47.8%	73.9%	39.1%	33.3%	39.1%	49.1%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

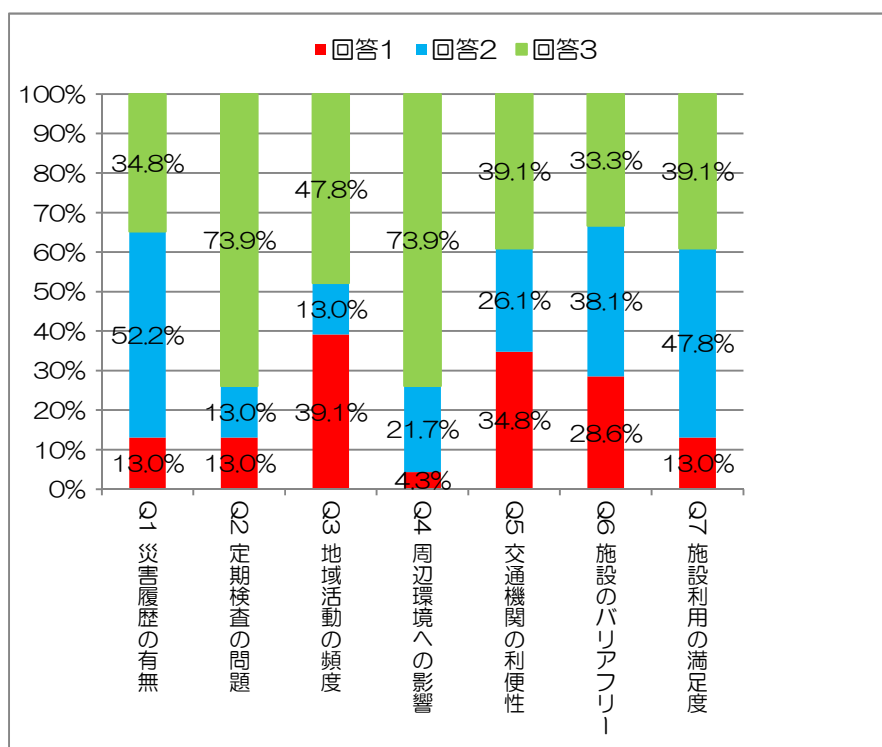


図 2.3.1 施設利用環境に関するアンケート結果（回答率）

2.4 施設のコスト状況

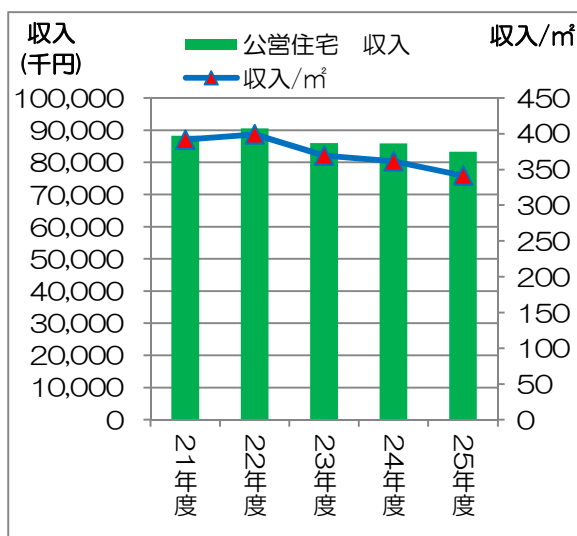
(1) 使用料、貸付等の収入

本町の公共施設の収入としては、使用料、貸付料、補助金・負担金、その他の収入について過去5年間の実績値を整理しました。

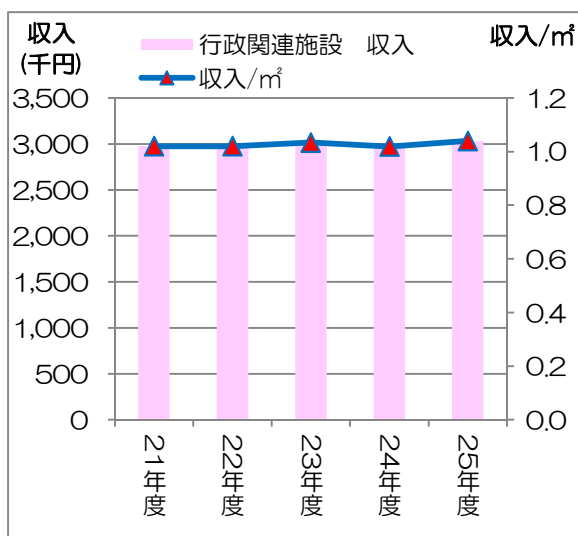
施設の使用料等の平均収入が多いのは、公営住宅、スポーツ・レクリエーション施設で、子育て支援施設は年々増加傾向ですが、町全体での施設収入は、年々減少傾向にあります。

本町の公共施設の使用料等の収入状況について、図 2.4.1 に公共施設の使用料等の平均収入を示します。

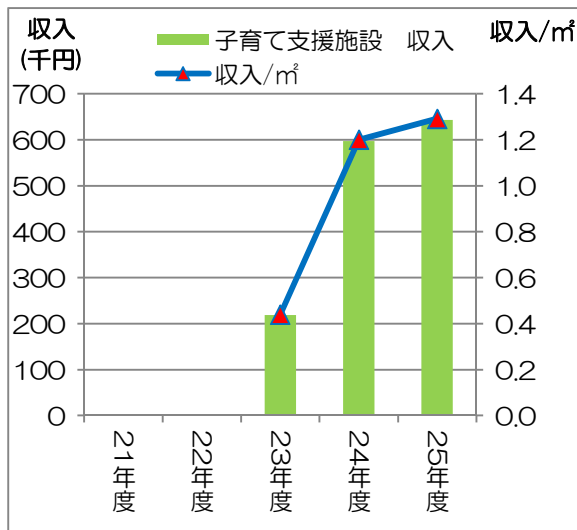
①公営住宅



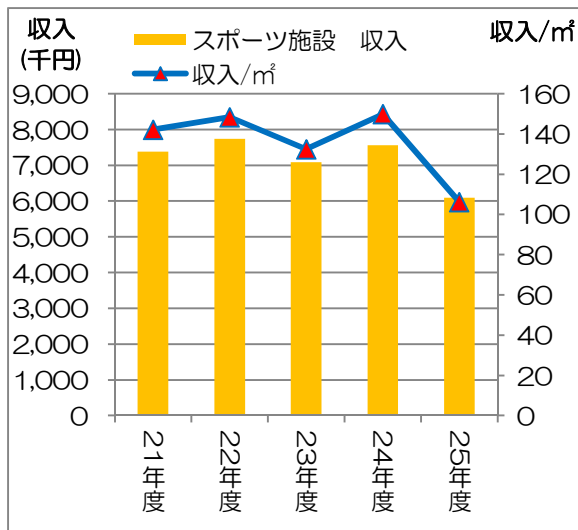
②行政関連施設



③子育て支援施設



④スポーツ施設



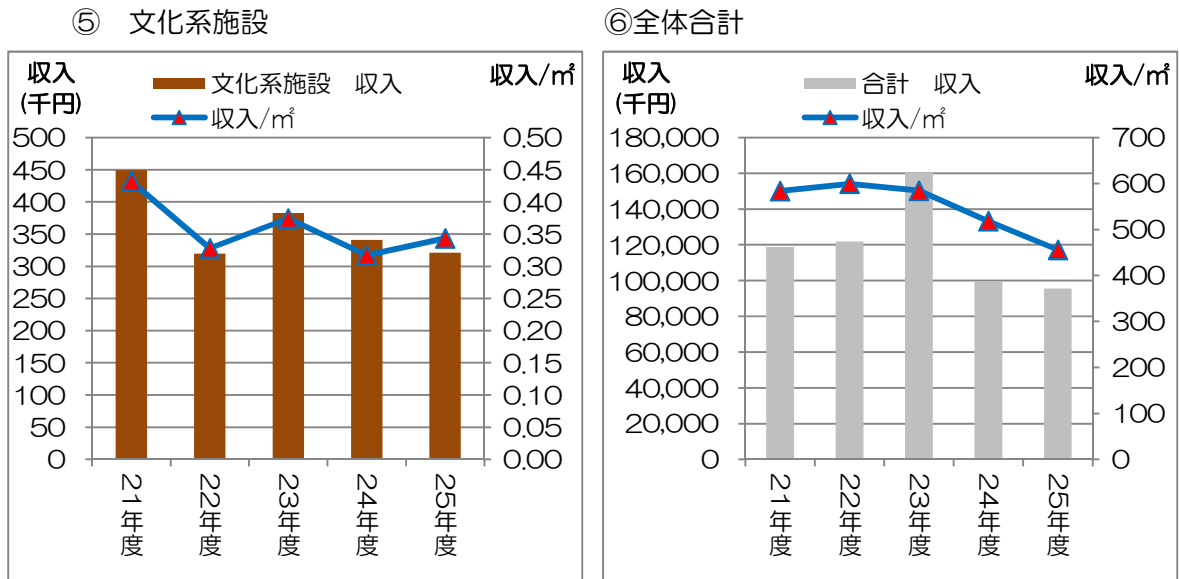


図 2.4.1 公共施設の使用料等の収入額

(2) 維持管理に係る経費（光熱費）

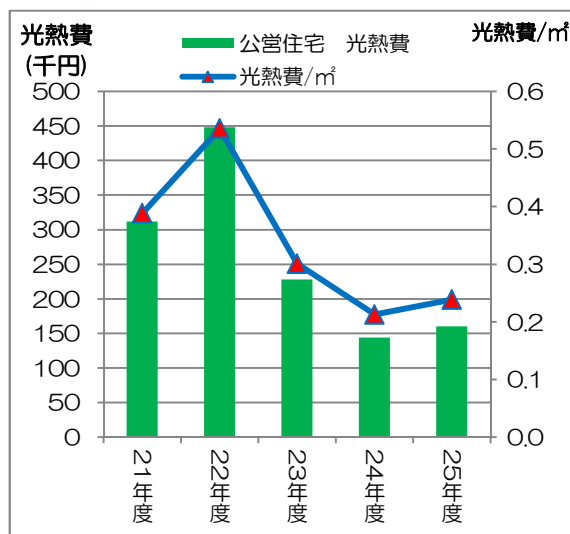
本町の公共施設の維持管理に係る光熱費は、電気、ガス、上下水道・燃料等の経費について過去5年間の実績値を整理しました。

施設の維持管理に係る光熱費が高いのは、床面積が広く、施設利用者の多い使用頻度の高い行政関連施設、学校教育系施設、スポーツ・レクリエーション施設等です。

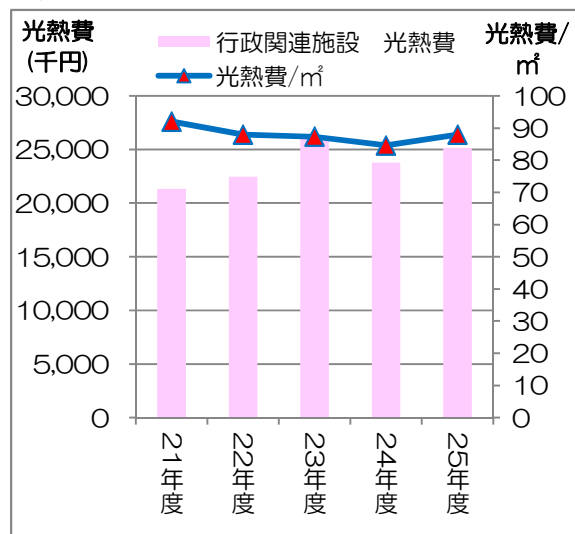
施設維持管理に係る光熱費は、公営住宅では減少しているものの、子育て支援施設や学校教育系施設でやや増加傾向にあり、全体的には横ばいです。

本町の公共施設の維持管理に係る費用について、図 2.4.2 に公共施設の光熱費を示します。

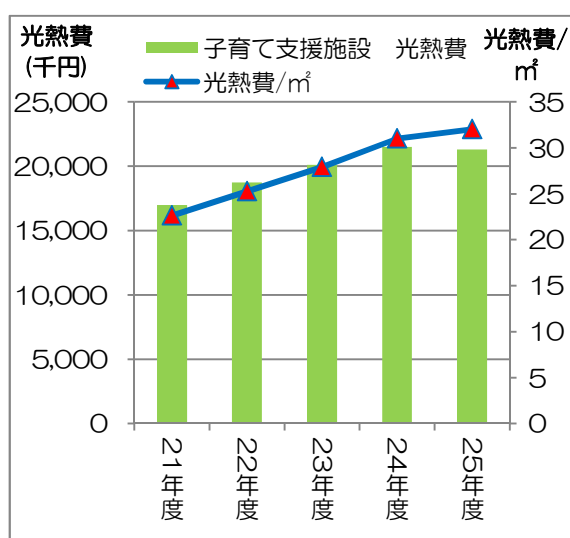
①公営住宅



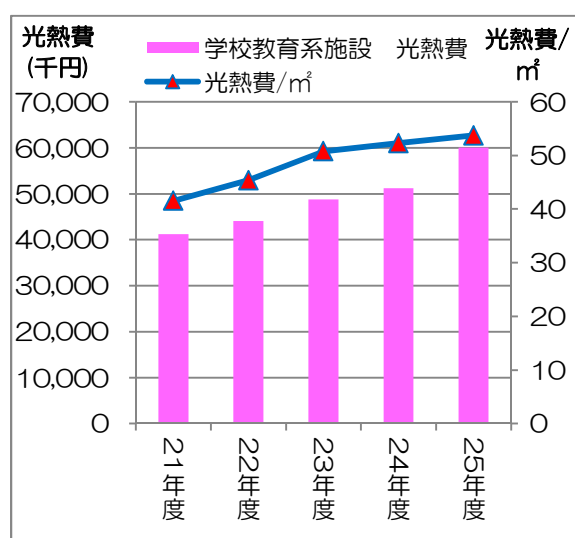
②行政関連施設



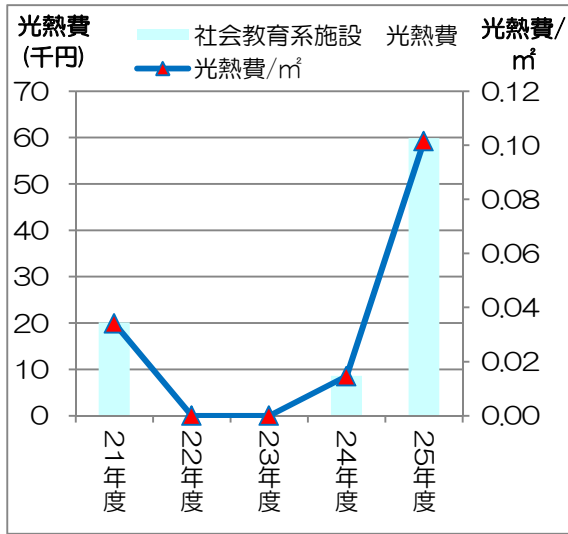
③子育て支援施設



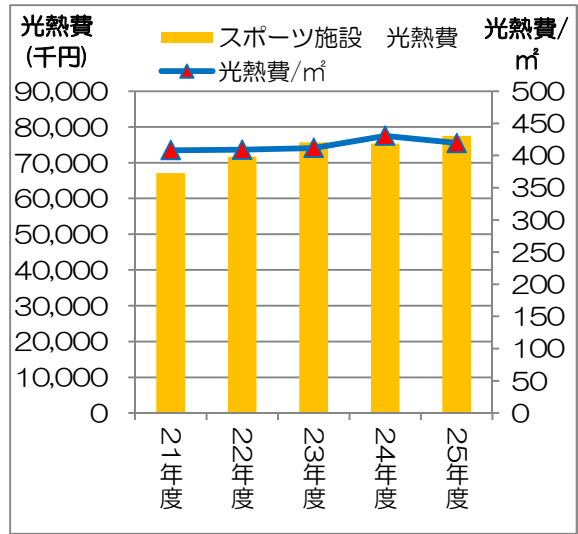
④学校教育系施設



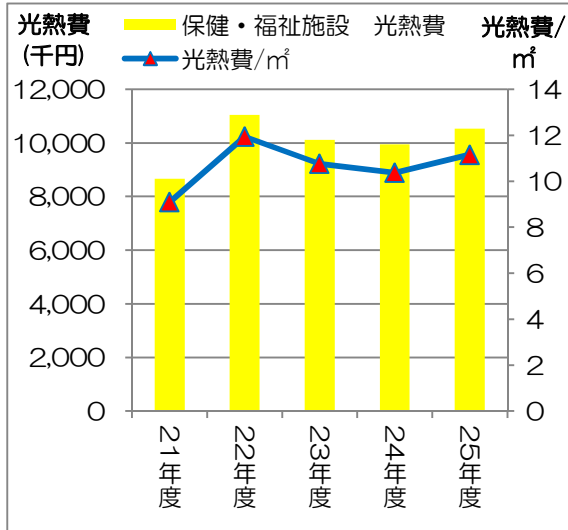
⑤社会教育系施設



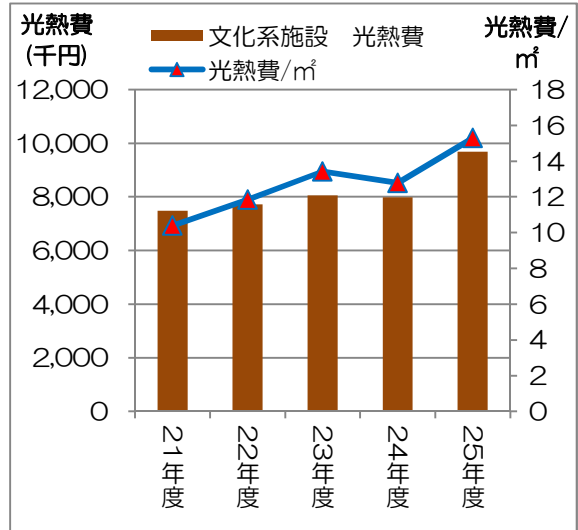
⑥スポーツ施設



⑦保健・福祉施設



⑧文化系施設全体計



⑨全体合計

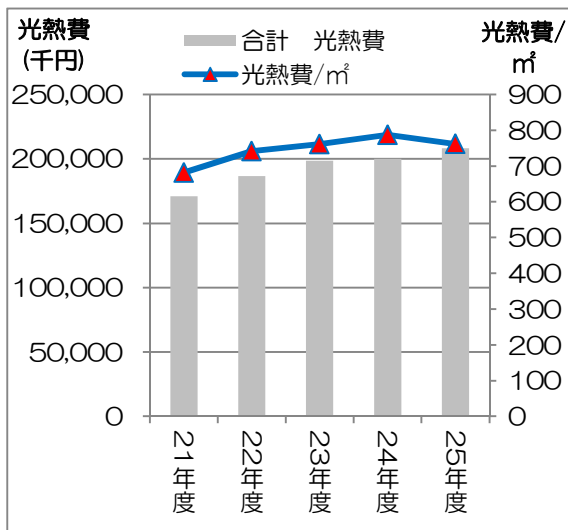


図 2.4.2 公共施設の光熱費

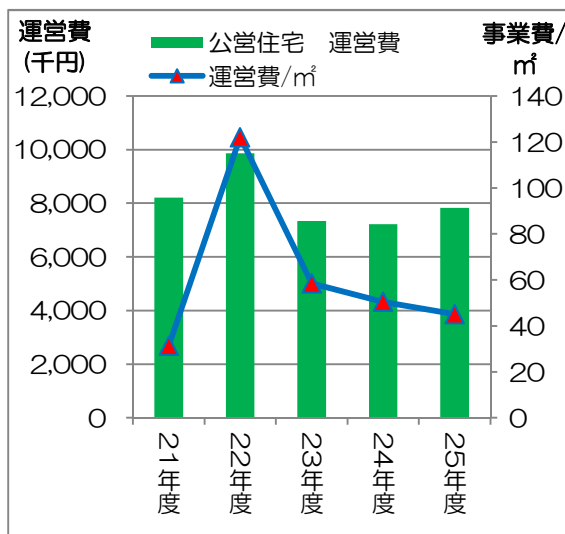
(3) 維持管理に係る経費（事業運営費）

本町の公共施設の維持管理に係る事業運営費は、維持保全費、工事費、指定管理料、土地・建物の使用料等の経費について過去5年間の実績値を整理しました。

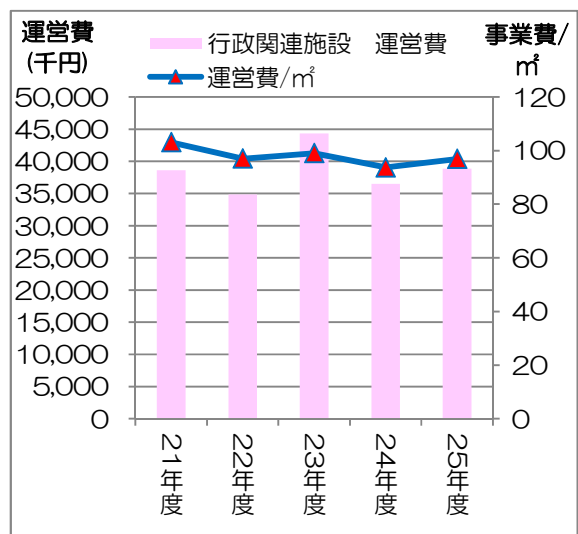
施設の維持管理に係る事業運営費は、子育て支援施設、学校教育系施設、文化系施設などでは増加傾向ですが、公営住宅、スポーツ・レクリエーション施設など年々減少傾向にあります。

本町の公共施設の維持管理に係る費用について、図 2.4.3 に公共施設の実績値を示します。

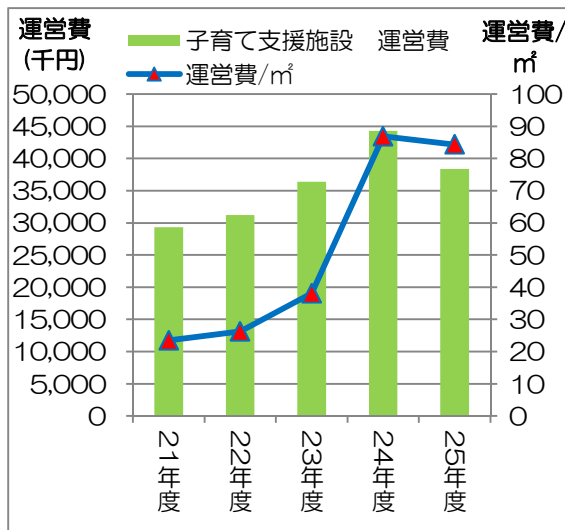
①公営住宅



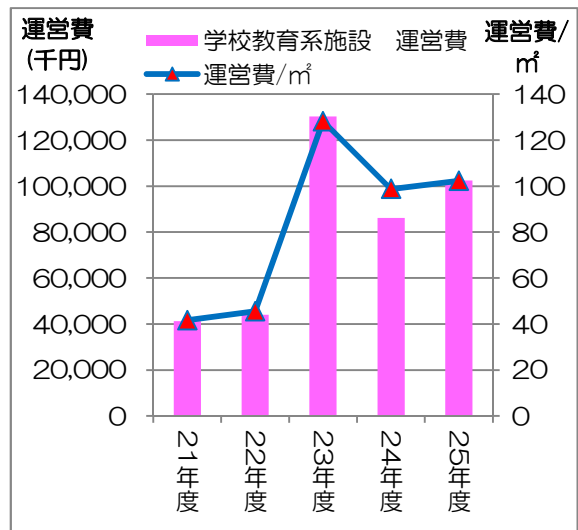
②行政関連施設



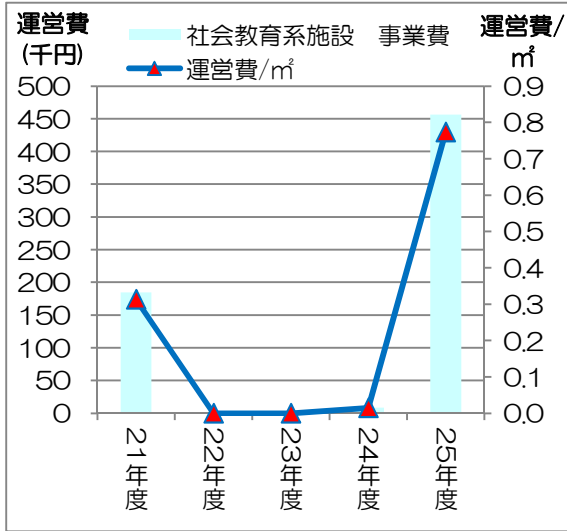
③子育て支援施設



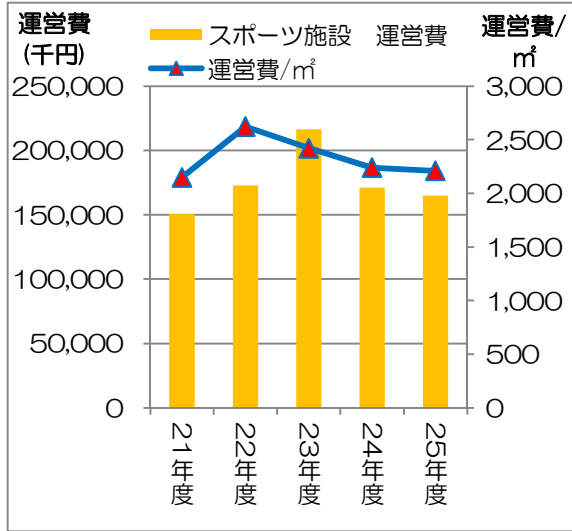
④学校教育系施設



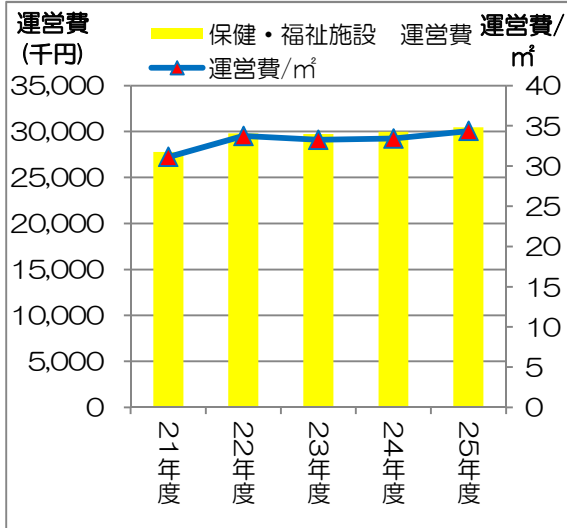
⑤社会教育系施設



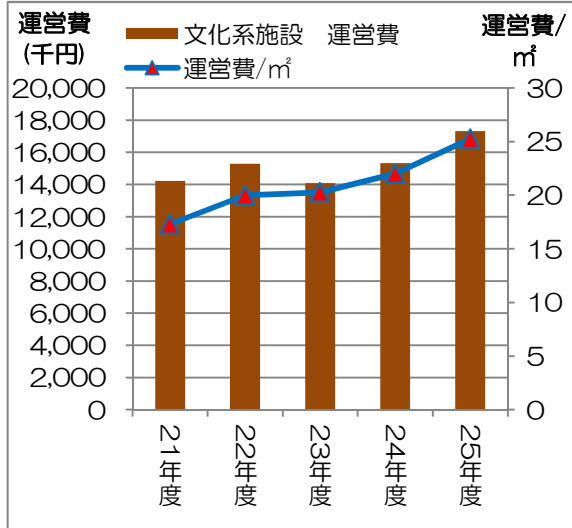
⑥スポーツ施設



⑦保健・福祉施設



⑧文化系施設



⑨全体計

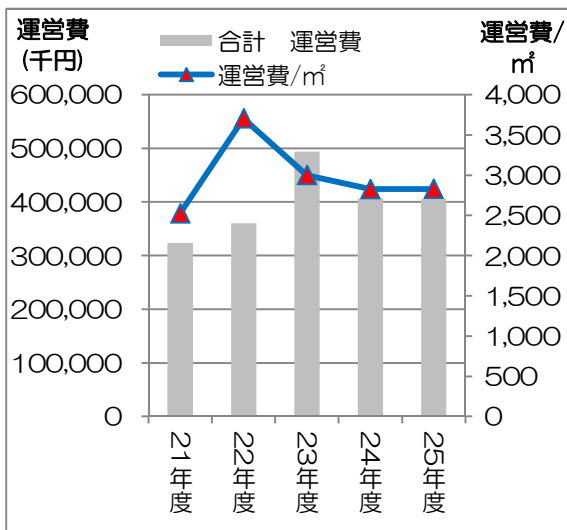


図 2.4.3 公共施設の事業運営費

会津美里町公共施設等総合管理計画計画

発行 平成 28 年 3 月（第 1 版）

編集 会津美里町 総務課
